

平成23年3月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年3月8日（火）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
5番	清水 幸助	6番	植田 一志	7番	熊原 廣幸
8番	植北 英徳	9番	株田 茂	10番	吉田 行雄
11番	連記かよ子	12番	福永 泰明	13番	東谷 久男
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 なし

欠 員 1名
4番

会議録署名議員

9番 株田 茂 10番 吉田 行雄

議会事務局

局長 横山 尚純 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	中川 元一	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	岡田 正夫	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鵜澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	蔭原 秀一
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 7 号 那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について |
| | 議案第 8 号 那賀町有施設整備等まちづくり基金条例の制定について |
| | 議案第 9 号 那賀町驚敷健康センター条例の制定について |
| | 議案第 10 号 那賀町阿井交流センター条例の制定について |
| | 議案第 11 号 那賀町那賀菊寮条例の制定について |
| | 議案第 12 号 那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 13 号 那賀町技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 14 号 那賀町集会所条例の一部改正について |
| | 議案第 15 号 那賀町営住宅条例の一部改正について |
| | 議案第 16 号 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 17 号 那賀町保育所設置条例の一部改正について |
| | 議案第 18 号 那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について |
| | 議案第 19 号 那賀町特別会計条例の一部改正について |
| | 議案第 20 号 那賀町国民健康保険条例の一部改正について |

議案第 2 1 号	那賀町在宅介護支援センター条例の廃止について
議案第 2 2 号	那賀町老人憩いの家条例の一部改正について
議案第 2 3 号	那賀町簡易水道等条例の一部改正について
議案第 2 4 号	那賀町立幼稚園条例の一部改正について
議案第 2 5 号	那賀町社会体育施設条例の一部改正について
議案第 2 6 号	平成 2 2 年度那賀町一般会計補正予算（第 6 号）について
議案第 2 7 号	平成 2 2 年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 8 号	平成 2 2 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 9 号	平成 2 2 年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 3 0 号	平成 2 3 年度那賀町一般会計予算について
議案第 3 1 号	平成 2 3 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 2 号	平成 2 3 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
議案第 3 3 号	平成 2 3 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 3 4 号	平成 2 3 年度那賀町介護保険事業特別会計予算について
議案第 3 5 号	平成 2 3 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について
議案第 3 6 号	平成 2 3 年度那賀町集落排水事業特別会計予算について
議案第 3 7 号	平成 2 3 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について

	議案第 3 8 号	平成 2 3 年度那賀町財産区事業特別会計予算について
	議案第 3 9 号	平成 2 3 年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について
	議案第 4 0 号	平成 2 3 年度那賀町工業用水道事業会計予算について
	議案第 4 1 号	那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について
	議案第 4 2 号	那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について
	議案第 4 3 号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について
	議案第 4 4 号	町道路線の認定について
	議案第 4 5 号	町道路線の変更について
	議案第 4 6 号	那賀町鷺の里施設の指定管理者の指定について
	議案第 4 7 号	那賀町鷺敷野外活動センターの指定管理者の指定について
	議案第 4 8 号	那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について
日程第 4	議案第 4 9 号	物品購入契約の締結について （平成 2 2 年度小学校教科書指導書及び指導用教材購入事業）
日程第 5	承認第 1 号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	同意第 1 号	那賀町監査委員の選任について
日程第 7	同意第 2 号	那賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 8	要望第 4 号	県立海部病院の地域医療の充実を求める要望について
日程第 9	議員派遣について	

日程第 10	報告第 3 号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第 4 号	専決処分の報告について (平成 21 年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業 阿井交流施設新築工事 変更契約)
	報告第 5 号	専決処分の報告について (平成 22 年度道整備交付金事業 町道出羽線道路改良工事 変更契約)
	報告第 6 号	専決処分の報告について (平成 21 年度那賀町移動通信用鉄塔施設整備事業 伝送路整備工事 変更契約)
	報告第 7 号	専決処分の報告について (平成 22 年度農集排〔機能強化〕仁宇地区污水处理施設工事 変更契約)
	報告第 8 号	専決処分の報告について (平成 22 年度道整備事業 林道開設工事 平野畦ヶ野線 1 工区 変更契約)
	報告第 9 号	専決処分の報告について (平成 22 年度道整備事業 林道開設工事 平野畦ヶ野線 2 工区 変更契約)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前 10 時 00 分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 15 名であります。
ただいまから、平成 23 年 3 月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前 10 時 00 分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、去る 1 月 18 日から 19 日までの 2 日間、林業振興の方策を研究する目的で高知県檜原町・愛媛県久万高原町に議員 12 名を派遣し、派遣した議員から議長あてに報告書が提出されていますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、定期監査及び本年 1 月に実施した例月出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されていますので報告いたします。

次に、町長からお手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告いたします。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において株田茂君、吉田行雄君の 2 名を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 16 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は本日から 3 月 23 日までの 16 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 7 号「那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」から、議案第 48 号「那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について」までの 42 件を議題といたします。

以上 42 件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、ここに平成 23 年 3 月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私にとりましても任期最後の定例議会となりました事から、この 4 年間を総括してみますと、不正問題に終始する中で公約の実現に最善を尽くして参りましたが、全てのお約束を果たす事が出来なかった事に対しまして、深く反省し、次期 4 年間是非働かせていただきたく、そして実現に邁進をいたしたく表明をさせていただいたところでございます。

国政の政権交代から 1 年余が経過をし、地方を取り巻く状況を含めて日本経済は不況からの脱却が見えず厳しい社会情勢が続いている中で、平成 23 年度予算編成には困難を極め、今議会にご提案をさせていただいた予算にも今後影響が出る可能性があります。こうした中で、平成 22 年 10 月の国勢調査結果によると 9,322 人と 1 万人を大きく切

り、今後の交付税基礎数値に大きく影響が出る事になり、今後の財政運営により一層の改革推進に努めなければならないと思っております。

そして、何よりも雇用の確保と定住対策が重要と思っております。そのためにも公共事業の確保は勿論でございますが、那賀町の最も基本であります林業の活性化に力点を置き、公共事業と併せた雇用の場を確保し町の活性化に繋いでいきたいと考えております。また、既存の大塚製菓株式会社の規模拡大についても、町として最善の支援をして参りたいと思っております。

また、少子高齢化対策においては、介護の必要な高齢者の方々に町内で暮らしていただけるよう施設整備を推進すると共に、定住対策に併せた子育て支援策も必要となってきます。

なお、T P P の件につきましては、県下の町村会、また町村会と言いますか、徳島県の町村会においても協議をいたしておりますが、先般県下の首長の意向が報道されましたが、色々と誤解を招く内容になっているとのご指摘もございましたので申し上げますが、現在主がコメの問題また農地の集積等による大規模化といった関連が報道されておりますが、那賀町のような中山間地域の大規模化、また集積が出来ない事情も十分考慮した対策を打ち出していただいた上で議論をしていただきたいとの意であります。町村会におきましても、今後そういった点につきましてもそれぞれの自治体が状況が異なりますので、その分十分町村会として協議をした上で国のほうにも要望をして参りたいという事でございますので、その点ご理解をお願いを申し上げ、その事も含めて4月の統一地方選において次期4年間働かせていただく事が出来れば、4年間の未達成施策と共に、安全で安心して暮らせる那賀町に、そして「那賀町に住んでいて良かった」と思える町づくりに粉骨砕身努めて参りますので、ご支援のほどをお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

3月定例会に提案いたします案件は、条例の制定5件・一部改正13件・廃止1件、過疎地域自立促進計画の変更1件、辺地に係る総合整備計画の変更1件、定住自立圏の形成に関する協定の締結1件、町道路線の認定1件・変更1件、指定管理者の指定3件、物品購入契約の締結1件、専決処分の承認1件、人事案件2件、平成22年度補正予算4件、平成23年度当初予算11件の、合わせて46件についてご審議いただくものでございます。その他、専決処分の報告が7件ございます。

特に平成23年度当初予算につきましては、国の平成22年度補正予算で措置されましたきめ細かな交付金、住民に光をそそぐ交付金及び林業基金を充当して建設する木造のエコ住宅整備事業を併せて予算編成を行いましたので、その繰越事業を含めると約119億円の支出規模となっております。中でも作業道・林道・間伐施業の促進事業、汚泥再生処理センター施設整備事業及び中山地区に建設予定の小規模特別養護老人ホームの整備が主な事業となっておりますが、子ども手当を含め、国の法案如何により今後補正等にて対応すべき予算及び町道等の維持管理工事・小規模改良工事については、繰越事業の進捗状況により対応する事といたしております。

以下、議事日程の議案番号順に説明を申し上げます。

議案第7号は「那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」であります。これは、平成22年度の国の補正予算で交付される地域活性化交付金（住民生活に光をそそ

ぐ交付金)の一部を積み立て、平成24年度までに該当する事業に活用するものであります。

議案第8号は「那賀町有施設整備等まちづくり基金条例の制定について」であります。これは、那賀町が保有する既存施設の耐震化や改修、ごみ処理施設の整備、その他住民ニーズに対応した町有施設の整備等まちづくり事業に資するため、基金を積み立てるものであります。

議案第9号は「那賀町驚敷健康センター条例の制定について」であります。この条例は、住民ニーズに応じた使用が出来るよう那賀町母子健康センター条例を廃止し、新たに同施設についての条例を制定するものであります。

議案第10号は「那賀町阿井交流センター条例の制定について」であります。この条例は、今春に完成予定の同施設の管理運営について定めるものです。

議案第11号は「那賀町那賀菊寮条例の制定について」であります。この条例は、那賀高校生の寮として整備した施設の管理運営について定めるものです。

議案第12号は「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」であります。この条例は、那賀町の町立医療機関に勤務する医師の手当について定めるものです。

議案第13号は「那賀町技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。この条例は、那賀町の技能労務職員の持ち家住宅手当を廃止するものです。

議案第14号は「那賀町集会所条例の一部改正について」であります。この条例は、解体撤去した木沢地区の青年研修所を同条例から削除すると共に、海川地区の小学校を改築して整備した、避難所を兼ねた施設を海川集会所として新規に追加するものです。

議案第15号は「那賀町営住宅条例の一部改正について」であります。これは、撤去済みの住宅を同条例から削除するものです。

議案第16号は「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。乳幼児等の医療費の助成については、平成21年11月に、それまで7歳未満までの乳幼児を対象としていたのを小学校3年生卒業までに拡大しました。この助成制度は今年3月末日で終了する事となっていますが、今回条例を改正する事により、平成23年度においてもこの助成制度を延長するものです。

議案第17号の「那賀町保育所設置条例の一部改正について」及び議案第18号「那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について」は、従来へき地保育所として運営してきた平谷保育園が、新築により児童福祉法に定める設置基準を満たし認可保育所に該当する事となったため、この2条例を改正するものです。

議案第19号は「那賀町特別会計条例の一部改正について」であります。これは同条例から那賀町老人保健事業特別会計を削除するものです。

議案第20号は「那賀町国民健康保険条例の一部改正について」であります。これは国保加入者の出産育児一時金を、350千円から390千円に改定するものです。

議案第21号は「那賀町在宅介護支援センター条例の廃止について」であります。これは、当該センターの業務が地域包括支援センターで対応可能であることから、同条例を廃止するものです。

議案第22号は「那賀町老人憩いの家条例の一部改正について」であります。これは、同施設の管理方法について改正するものです。

議案第２３号は「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」であります。これは、簡易水道の統合化に向けて、料金を段階的に改定するものであります。

議案第２４号は「那賀町立幼稚園条例の一部改正について」であります。これは西野幼稚園、平野幼稚園及び日野谷幼稚園を廃園し、同条例から削除するものです。

議案第２５号は「那賀町社会体育施設条例の一部改正について」であります。これは同条例に阿井体育館、阿井プール及び阿井グラウンドを追加するものです。

議案第２６号は「平成２２年度那賀町一般会計補正予算（第６号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ６５，２１８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，４７１，５６２千円とするものです。

歳出の主なものでは、総務費で、将来の町有施設の整備に対応するため、那賀町有施設整備等まちづくり基金に３億円を計上しました。

農林水産業費では、地籍調査事業や森林整備加速化・林業飛躍事業など１０２，５２８千円増額しました。

他のほとんどの科目では、各事業の精査による減額補正を行いました。

繰越明許費として、まちづくり交付金事業費、きめ細かな交付金事業、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業費、国土調査費、林業費、安全安心な学校づくり交付金事業など、総額１，８９０，４９５千円が平成２３年度に繰り越されます。

債務負担行為補正として、那賀町汚泥再生処理センター施設整備関連の限度額を変更し、地方債補正として、過疎対策事業債などの限度額を変更します。

議案第２７号は「平成２２年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ２３，６８６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、２３５，５６８千円とするものです。歳出では、鷺敷地区農業集落排水事業費２２，９００千円などを減額しました。

議案第２８号は「平成２２年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第３号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ６，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１３０，９５７千円とするものです。歳出では、那賀町上流ケーブルテレビ施設費で支障移転工事費５，７００千円などを追加しました。

議案第２９号は「平成２２年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第４号）について」であります。収益的収入及び支出１１，５１７千円を追加しました。病院事業費で材料費などの追加によるものなどです。

議案第３０号は「平成２３年度那賀町一般会計予算について」であります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比で１．７％減額の９，９９９，９９０千円と定めるものです。

歳出を前年度と比較しますと、議会費は議員年金の廃止に伴う負担金などで約２４，０００千円の増額。総務費では、まちづくり交付金事業費の減少など約１８１，０００千円の減額。

民生費では国保会計繰出金、介護保険会計繰出金等の大幅な増額により約３４５，０００千円の増額となっております。民生費では災害対策費で、自然災害等の被災者へ迅速な対応を図るため、今回災害救助費で１０，０００千円を計上しました。衛生費では、汚泥再生処理センター建設事業費の増額により約３９３，０００千円の増額。

農林水産業費では約３５３，０００千円の減額。土木費は、社会資本整備総合交付金事業費の新設などにより約１４７，０００千円の増額。教育費では、木頭小中学校の耐震改

修事業等の終了により約４０３，０００千円の減額となっております。

地方債の償還を行う公債費も約１６８，０００千円の減額となっています。

歳入としては、町税８８６，３１５千円、地方譲与税９７，０００千円、地方交付税４，９００，０００千円、使用料及び手数料２１４，１２５千円、国庫支出金８４３，６４４千円、県支出金１，００４，５２２千円、繰入金３８３，２５０千円、諸収入８５，０８１千円、町債１，３５１，３００千円などを充当いたしました。

また、第２表「債務負担行為」では、那賀町汚泥再生処理センター建設工事などに対して債務負担行為を定め、第３表「地方債」では、過疎対策事業債などの借入限度額を定めています。

議案第３１号は「平成２３年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ１，２９７，０３５千円と定めるもので、対前年度比１．４％の減少であります。

議案第３２号は「平成２３年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ４９５，３３７千円と定めるもので、対前年度比４．２％の減少であります。

議案第３３号は「平成２３年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ１４１，５５９千円と定めるもので、対前年度比７．９％の減少です。

議案第３４号は「平成２３年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ１，４６０，０００千円と定めるもので、対前年度比１３．６％の増加であります。

議案第３５号は「平成２３年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ１２１，２８０千円と定めるもので、対前年度比２．９％の減少であります。

議案第３６号は「平成２３年度那賀町集落排水事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ１８７，０６７千円と定めるもので、対前年度比１０．４％の減少であります。

議案第３７号は「平成２３年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ１１２，０８０千円と定めるもので、対前年度比１．７％の減少です。

議案第３８号は「平成２３年度那賀町財産区事業特別会計予算について」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ４４６千円と定めるもので、対前年度比０．７％の減少です。

議案第３９号は「平成２３年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」であります。収益的収入及び支出６１７，０５０千円、資本的収入９０，８５９千円、資本的支出９３，８５９千円とするものです。

議案第４０号は「平成２３年度那賀町工業用水道事業会計予算について」であります。収益的収入及び支出３０，０１７千円、資本的支出１８，４７４千円とするものです。

議案第４１号は「那賀町過疎地域自立促進計画の変更について」であります。同計画に事業の追加変更を行うものです。

議案第４３号は「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」であります。阿南市と同協定を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第４４号は「町道路線の認定について」であります。町道下モ屋地線の認定について、議決を求めるものです。

議案第４５号は「町道路線の変更について」であります。町道唐杉上線終点の変更について、議決を求めるものです。

議案第４６号は「那賀町鷺の里施設の指定管理者の指定について」、議案第４７号は「那賀町鷺敷野外活動センターの指定管理者の指定について」、議案第４８号は「那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について」、それぞれ那賀町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、上程をいたしました議案４２件につきましてご審議をいただき、全議案ともご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前１０時２６分 休憩

午後０２時２７分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

お諮りします。

ただ今議題となっております４２案件の内、議案第２４号「那賀町立幼稚園条例の一部改正について」は委員会付託を省略し、先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第２４号については委員会付託を省略し、先議する事に決定いたしました。

説明も済んでおりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。

議案第２４号「那賀町立幼稚園条例の一部改正について」は、原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号を除く議案第７号から議案第４８号までの一括質疑を行います。なお、これらの議案については各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について理事者への質疑等を行っていただきたいと思います。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 23年度の当初予算の中の74ページ、農業総務費の中の農作業支援事業補助金1,042千円、これ計上されておりますが、この事についてお伺いします。

ここにも、その目的のところにもございますように、やはり後継者不足それから担い手の高齢化で大変住民の方は苦勞しておられます。その中でこうした支援事業が出来ます事は大変ありがたい事だと思っておりますが、この内容についてもう少し詳しくお話ししていただけないでしょうか。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 連記さんのご質問の、農作業支援事業についての説明をさせていただきます。

この事業につきましては、事業主体を阿南農業協同組合で行い県・町で支援をしていくという事業で、農業版のハローワークという形の中で無料でその事業を行うという事で、農業者より求人者の募集を行い、町民の方より求職者の応募を受けると。その両方の申し込み、求職・求人の申し込みを農協で無料紹介所という事で相互に斡旋するという事業で、飽くまで手数料もなしに飽くまでも申し込みに対して双方をお見合いをさせるという中で、飽くまでもそうした中で生産者並びに町民との中で雇用契約を結んでいただいて、農作業に従事していただくという中で、農業者の労働力確保また町民の中の雇用の確保という事を図りたいという事で、今回そういう事業を支援していきたいという事で立ち上げたいと思います。

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 課長、これってね、例えば働きたい・手が足りないというところで農協さんのほうが、何と言うか双方のあれをしてくれる訳ですけど、例えば賃金なんかやったらね、その求職者と求人者とで決める訳ですか。そういった斡旋は、このユズ作業については1日幾らですよとか、それとか、オモトとかケイトウとかそんな場合は1日の賃金幾らにするよとか、そういった提示はこの農協としてはしない訳ですか。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 それに対しましては求職者の応募、公募申し込みの中で、飽くまでも一番賃金の下での提示というのは最低賃金、決まっている最低賃金以上という事の明示の中で、飽くまでも生産者と町民の求職者の相互の中で話し合いをしていたくという事で、飽くまでも作物毎に幾らというような価格設定等はしていないという事で、今現在他の、徳島県ではまだ1つありませんが、他県を見た中ではそういう状態の中で、双方の中で話し合いをしておるという事ですので、今の状態は走りだしなのでそういう形でやっていきたいと思っております。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今までも、例えばそのユズなんかですとね、手が足りない時は来てくれへんかやいう事で、行って作業のお手伝いをしてやった訳ですよ。これ、ほなけど私が思うのに、町の住民って決まっておるんですよ、求職者が。町外からは駄目なんですよ。そういった方向で・・・。

ほなけんね、私が言いたいのは、果たして町内でその担い手がいけるのかどうか。例えば課長知っているように、例えば「ふるさと“いきいき”交流事業」なんかだったら、何て言うたらいいんで、ユズ玉の綺麗なところは、何て言うか採ってもらえないところもあるんやけど、町外の市内においでる方なんかは助けてもらって採るっていうような作業もしておりますよ。ほやけん、今までもそのね、ユズの生産ったら手が足りない足りない言うておるところで、町内だけを対象にしてこれからいけるのかどうか、ちょっとね、私疑問に思ったからちょっと質問させてもらいますけど。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 そういう中でユズの生産者とか花卉類の生産者の中で多く求人をお求めおるという事は現実でありまして、今たちまち今年うったての年でありますので飽くまでもうったての年として、今後課題は出てくると思いますが、一応町内の方を、住民を対象にやっていきたいと思っております。

○連記かよ子議員 はい。はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 はい、今もう課長言ったようにうったての年であります。これ今後試行錯誤しながら、やはり担い手不足を解消していただきたいなと思っております。

よろしく願います。

○大澤夫左二議長 他に。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 ちょっと町長のほうにお聞きしたいと思います。

今回、その地域交流センターはじめ、いろんな大きな建物、木頭の小中学校の建物、いろんな事が出来たのですけども、その中に入れる色々な備品ですよ。今回も予算に出ておるのですけども、そういった大変な大きな金額なんのですけども、出来るだけ町内業者に発注するというようお願いしたいと言うのか、そういった要望なんのですけども、その辺について町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それぞれの備品、これに限らず町内業者さんで参加をしていただける方については出来るだけ参加して下さいという事で、町内の業者さんにも精力的に参加をしていただいているところでございます。

今回の建物の学校関係、交流センター関係、お手元にも資料があらうかと思いますが、これらの発注について一括発注という風な対応を取るのか、それぞれ備品にも種類がございまして。調理品とか事務用品とかそういう関係がございまして、そこらを分割して発注するかはまた今後予算執行の段階、また指名審査委員会で検討をしていきたい

と思っておりますが、出来るだけ町内の皆さん方にもそういった形で参加をしていただきたいと思います。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 やっぱりこういった品物と言うんですか、町外とかね、そういったところの大きなところには中々競争たって中々難しいので、出来るだけ町内に発注出来るようにそういったやり方の入札って言うんですか、出来るようにそういったやり方をお願いしたいと思います。

○植田一志議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 はい、植田君。

○植田一志議員 お願いします。

環境衛生費、P 6 5 の環境衛生費、パトロール賃金ですか、6 7 2 千円ですけど、私、厚生委員時代にも何度か言った事あるんですが、この目的は何ですか。お伺いします、まず。

○蔭原秀一環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 蔭原環境課長。

○蔭原秀一環境課長 お答えします。ゴミの不法投棄の防止とか、環境美化の目的でやっております。

○植田一志議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、植田君。

○植田一志議員 これね、前も言うたんですけど、これ職員が対応出来ないかと言った事があるんですけど、これ雇用にしてはね、雇用にしてはちょっと賃金が安いし、これ旧町村に1人ずつで5名いるんでしょ、5名。ほしたらこれ多分月2回位と思うんですよ。これだったらね、金額が小さいにせよ、これ職員で対応出来るのでないかと前にも言った事があるんですよ。これほんまに雇用に雇うのだったら月な、1 5 0 千円～2 0 0 千円収入があって雇用になるけど、これ小さい金額でこういう状態だったら、職員の方が月に2回位は回れるでしょ、十分。

前も言ったんですけど、異動で驚敷の方が木沢へ来たり、相生の人が木頭へ行ったりと異動がある。そして、来たら地理があんまり分からんと。ほんで、支所へ電話して「岩倉の植田じゃ。」って言うてもちょっとピンとこんのよね。場所も分からん。こんな面でもね、回って、月2回じゃけん、職員の方が順番で回って地理を覚えるとか、部落を覚えるとかね、出来ると思うんですよ。

町長、これどんなんですか。そういった方法を取ってもいいと思うんですけど。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 前にこれも植田議員さんからもご提案いただいた件と思いますが、色々そういった事も行革の中でも出たと思います。ただ、やはり職員がそれに環境パトロールという形で全て対応という事も、確かに経費的に言えばそういう経費節減にもなるかと思いますが、やはり主はやはり不法投棄なりそういった形を啓発していくというのが主でございますので、職員が対応するとすればその機会の何回かに一緒

に同行するというような対応が適当でないかとも思っております。

そういった事で、今後その件については、これは……。これ補助金か何かもろうておったのかな。

(蔭原秀一環境課長「はい。」と呼ぶ。)

県の補助事業……。

(蔭原秀一環境課長、何事か呼ぶ。)

補助金絡みの事業でもございますので、その点もやはり考慮しなければならないと思っております。

○植田一志議員 はい。

○大澤夫左二議長 はい、植田君。

○植田一志議員 分かりました。まあほなこれからも出来たら、職員で出来たら出来るようにしていただきたいと思います。終わります。

○古野司議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 はい、古野君。

○古野司議員 それでは、複数あるので1つずつ聞かせていただきます。大きな形のくくりの中でお話を聞かせていただきますので。

先程企画情報課長おっしゃっておられた携帯、まだ町内で不通の地域、電波が届かない地域がたくさんあるという事で、順次これからも整備されていかれるとおっしゃっておられましたけれども、今把握されておられる中で、町内で各集落が方々にありますね。特に谷々、小さな谷に入ったところ、その中であとどれ位。

と申し上げるのは、前に前の企画情報課長の平川さんにもお聞きした事があったのですが、町内全体での国内にある電波を出しておる3社の電波がエリアでどの程度ずっとカバーしておるか、集落がある中でそのカバーから漏れるところの地域がどれ位あるかと。それが多分整備していく中での叩き台になるかと思うんです。それを整備にこれからしていくと言われるんだしたら、まずお示しをいただきたいと。

ですから、ここの地域ここの地域ここの地域と。ここはもう1軒やからしないとかいうのも含めて、突っ込んだ話がそしたら出来てくるかと思うんです。3戸以上のところは必ずカバーしていくとか。幹線も含めて。その件、ちょっとお伺いします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 現在、今うちの当課で考えているのが4地区位です。先程言いました蔭谷と谷山と木沢のほうと、木沢で2か所位なんです。

ただ、携帯電話の補助事業の採択要件の中で、一番がやっぱり参画事業者ね、先程言いました携帯事業者さんが共にやっていただかないと出来んっていうのがまず1点あります。ですから、その4地区をまず挙げるにしてみても、補助事業に申請する段階で携帯事業者さんとの協議をして申請っていう形になっていくので、まずそこを片付けていきたいなと。

今言われたように全町の中でどういう風な事でっていう考え方については、電波の届く・届かないっていうところはまだ課としては全体は把握出来てないんです。で、やっぱり山影があったり、携帯事業者さんが持っている通話エリアっていうのと、現実に通

話が出来るエリアっていうのはやっぱり違うんですよ。若干広いんですよ。その携帯電話が持っている通話エリアっていうのは、それぞれが毎月毎年出しておるんです。その部分で見るとほぼいけるところもあるんですが、それを自分のところで綺麗にまだ落としてないのでそれについては今返事は出来ないんですが、町として4か所程度を今後考えているっていうのが答えのところなんです。

(古野司議員「4か所、もう一度おっしゃっていただけますか。

4か所のところ。」と呼ぶ。)

谷山と蔭谷と、来年やる請ノ谷上もありますね。それと高山平で、木沢でもう1つあったと思うんですが。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

高野ですかね。高野と、高山平もそうやね。

(坂口博文町長「高山平は・・・。」等と呼ぶ。)

入るんですか。

高野ですね。で4か所ですか。

それで、町としていろんなところと話をしながら携帯電話についてはしたいんです。で、特にスーパー林道とかもね、民家は無いんですが、町の方針としては非常に何て言うのかな、事故があったりして非常に不便をかけられる、迷惑をかけられるところなんです。ですからそういうところもしたいんですが、如何せん電源が無いとかね、そういう縛りがあって、じゃあ町としてじゃあどこっていうのを果たして決めてやっていくのがいいのか、やっぱり追々話をしながら携帯事業者さんと話をしながらやっていくのがいいのか。で、携帯事業者さん自身がね、実際は利益還元で実質的にやっていただくのが本来なら一番良いんですよ。ただ採算に乗らないからという形で、補助事業の中で対応しているというのが実情なので。

それともう1点、今後何て言いますか、伝送路、昨年、今年度ですか。今年度伝送路については補助対象になったのですが、これがもし今後伝送路を町単独でしなさいと、その分について携帯事業者さんもそれについて町単で、町単独でやって下さいという形になってきた場合には、ある程度基地までの部分の中で町単の費用がどれ位嵩んでくるかという事を加味して事業費を起こさないといけないので、それについてもじゃあどこまで事業場所として入れるのかっていうのは検討課題になると思うんです。

様々な理由の中で、今思っているところを、まず4か所を要望していきなり携帯事業者さんと話をしながら片付けていくっていうのがまず一番かなという事で今は考えております。

○古野司議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 各携帯会社が持つておるエリア図、大体その外へまだなお且つ電波が飛んで使用出来るというところは、もうごく限られたところでないかと思うんです。大体各会社は自分のところでの把握しておる分があるかと思うので、一度その3社に関しては決して手間とかお金とかかかる事ではないだろうと思うので、町の地図の中で落とし込んでいただいて、今の現状と。そしてあとはもう減っていく事はないだろうと思うんです。増えていく一方ですから、それを叩き台にどうしても必要なところっ

ていうのは再度またお考えいただいて、必要であつたり緊急に対応出来るようなところっていうのは増やしていただきたいと思います。

それとこれも前にも申し上げたんですが、例えば拝宮地区に本年建設をされた、あそこ1億円ほどかかっておるんですね、総事業費が。あの1億円もかけて深層を10数mも掘って25mの鉄塔を立ち上げて、上にその3社のアンテナを立てたと。それは成程格好もいいし、どんな地震が揺ってもどんな台風が来ても倒れるものではないかと思うんですが、要は電波が届いて携帯が使えたらいいと。

その事に関して「公共事業でやったらこんなになるんや。」という事を課長おっしゃられたけども、あの1億円余りのあれだけの予算をあそこへ投入するのであれば、携帯会社自身が国道沿いにずっとカバーしていくために立てていっておる15mとか14mとか16mのただのコンクリート電柱を2本だけ立てて、それを括り合わせた上での小さい1W足らずの簡易局で、あれで半径200mとか300mとかカバー出来るんですから、ああいう風なものを1億円の予算があつたら分割するなりして10にも増えるかと思うんです。もっと増やせる事があるのではないかなと、そういう事を機動的に考えていただくと。出力を下げてでも機材自身の品質を落としてでも。それが公共事業にどうしても乗らんというのであれば致し方ないですけど、そうでないのだったらまず増やしていくという風な事が最善な事ではないかなと思うので、それもお考えいただいたらと思います。

それと、多分まだ把握されておらん中で、3軒・4軒という戸数がある地域の中でも電波が入らないところ、敢えて今地域は申し上げませんが、各地域にまだ残っております。どうしてもさっきおっしゃられたように電波が反射しないところ、山の裏側になるところとか3戸・4戸まとまっておるところでも電波が届かないところがありますので、またその把握にも努めていただきたいと思います。

それと2つ目に、ケーブルテレビ、先程ちょっと休憩時間にも外でお話をしておったんですが、その事に関してなんですが、この予算書、新年度の予算書をずっと見ますと、各出先のところでケーブル、各施設の中にケーブルテレビの使用料という事で計上されております、予算が。それに伴って使用料が、NHKの受信料という欄が大体1契約26千円でずっと、個数全部で数は何ぼあるかちょっと分かりませんが、8つか10か分かりませんが、多分これ学校関係も含めたらかなりの数がNHKとの契約、個数結ばれておると思います。多分かなりの額になるのでないかなと。26千円ですから、30としたって760千円か800千円ですか。

これが、これケーブルテレビで町内はどの家庭もどの世帯もどの事業所も、全てNHKの視聴はケーブルテレビであると。ケーブルテレビ自身がもうBSの電波を送り込んでおるから地上波、普通のカラー契約の14千円だけでなく、それを見る事によってNHKはもう既に衛星契約を結ばざるを得んという事で今年のこの当初予算に計上されておるんですが、この間広報でも周知されたように、名前何て言うんですか、あれは、BSアップコンバータって言うんですか、って言うのを7月4日以降再送信をしなくなった時点からは取り付けなければならないと。そうしたら、この26千円計上するんだったらまた補正で6月にこれを、もう1基5千円するか10千円するか、金額は私想像も出来んですが、このBSアップコンバータっていうのを各施設に全て予算措置して

各事業者関係・出先関係・学校関係に全部乗せていってするか、もしくはもうそれはこの際止めて、途中で最終で来年の3月で補正で減額してこの26千円を月割りで落としていったら何ぼになるのかな、4・5・6・7で3分の1カットやから1か所から7千円ずつ位減額して個数かけて全部落としこむか何かの形をとらなかったら、これもう動きかける事自身は分かっている事で、非常に説明が難しいから説明上手い事出来んですが、もうNHKは、NHKと言うかテレビの電波自身はデジタルになってしまう、そしてその上にもって来てBSも再送信せんという事が、もう一般的には再送信をせんという事になっているのがもう分かっている事やから、これは何らかもう既にこれ当初予算の中で分かっているので目鼻を付けて対応せないかんかったのというのではないのかなと思うんですが、この点、私話しする事ちょっと言いにくいんですが、総務課長、ちょっとこれのお話しいただけますか。

(峯田繁廣総務課長「ちょっと。」と呼ぶ。)

(何事か呼ぶ者あり。)

○**峯田繁廣総務課長** はい。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 非常に複雑な話なので、理解出来たか……。恐らくBSがデジタルで、今はアナログで再送信しよる関係でアナログの受信料、アナログの受信料っていうのもおかしいけど、BSしよりますよね、アナログに落とした形で。だからBSの受信料も発生しよるんだろうという事で予算を組んでおるのですが、その電波が止まった時には受信料が発生しないのではないかと、ほやけど予算を組んであるのでどうなるんだという事ですけど、恐らくアナログが、アナログでない、BSを受信しなければBSの受信料は発生しないので受信料は安くなると思います。

その中でアップコンを付けてBSも絶対見たいという施設は、アップコンを付けるなりBSアンテナを立てるなりして受信状態を保つと。BSまでは要らんわというところは、もう見んと地上波だけでおくという風になるかなと思います。そこは今後始まってみて、これはBSが無いと不便ってなってから考えてもいいかなと、今から「要りますか。」や言うたら皆要りますって言うて、っていう事になるので、と実は秘かに思うておったのですが、失礼しました。

○**古野司議員** はい。

○**大澤夫左二議長** はい、古野君。

○**古野司議員** どこの事業所ともずっとこう見せていただいたら、テレビをじっと見て座っておるような出先とか事業所は無いかなと思うんです。例えば保育園なり小学校なりで、どうしても教育に関してこのBSを見んかったら、どうしてもそうでなければうちの授業が進まんだというところはいざ知らず、それ以外はもうこの際経費カットという事で、これやってもう固定経費でずっと過去から来ておったものだと思うんです。ここでする事によって、多分年間に何10万円かはガクンと落とせるだろうと思うんです。この際NHKさんに「さようなら」と言うて切れるところは切って落としていくというのが、「ワシも欲しい」「あっちも欲しい」って言うてくる前に「駄目よ。必要なところだけ言うて下さい。」という事で努めて、経費削減に努めていただいて、そう思います。お願いしておきます。

それと3つ目に、先程……。これ農業費関係やけん、私所管やな。言われんな。これは止めておきます。

次に、町長のこの最初の予算書の説明の中におっしゃっておられた、大塚の事業拡大に伴って、何とおっしゃられたのかな。

「最善の、規模拡大についても町として最善の支援をして参ります。」と、こうおっしゃっておられたんですね。私そうやから、この工業用水に関しては、これ100人近く人が増えるとおっしゃった、以前にね。50人ですか。

(坂口博文町長「大塚の希望で。」と呼ぶ。)

希望ですか。その時に工業用水がドンと必要量が増えるかなと思ったりもしたんやけど、それっていうのはこれを見せていただきかけて増えんとそのままいけると。

(坂口博文町長「いえいえ、増えます。」と呼ぶ。)

増えるんですか。

という事は、これ最初に今載せてある当初の分では、予算額では先程説明いただいた商工地籍課長のほうからは「今年度も昨年と同じでございます。」という話だったんですが、これは途中でまた補正を……。

(坂口博文町長「いやいや、ちょっとその……。」と呼ぶ。)

はい。

(坂口博文町長「いいですか。」と呼ぶ。)

ほなどうぞ。

○大澤夫左二議長 はい、坂口町長。

○坂口博文町長 商工地籍課長が申し上げました「同じです。」という意味は、県からの知事許可分の2, 500t、これの分の2, 440トンね。これは変わりませんという事なんです。

(古野司議員「はい。」と呼ぶ。)

それで、現在大塚製薬さんが工業用水を1日平均に大体400t位までなんです。これは、あそこで生産している今の製品というのがカロリーメイトとかそういったお菓子・食品類、これが主だったんです。で、今後100人規模で増やしていった事業規模を拡大していきますと、前にも議会でもそういう事を言ってよろしいかという事で、私は「規模拡大はやっていく方針です」という事を聞いております。」という事はお話しさせていただいたと思うんですが、今後においては医薬品、これを手がけていきますと、23年度以降についてはね。

という事は、医薬品は水が絶対必要なんです、お菓子と違ってね。その目標数値というのが1, 700tと聞いています。400tから今度1, 700t位までは使いますよと。その目標で大塚製薬さんは工業用水とそれと従業員の数をそういった形で増やしていきますという事なんです。

(古野司議員「ふんふん、はい。という事は……。」と呼ぶ。)

それで、町が今後じゃあどういった支援策をしていくかという事については、じゃあ今後、これ条例にも、企業誘致の関係の条例にもあるんですが、規定の人数と資本装備を増やしていただいた時には町からの助成金を出しますという形を取っておりますの

で、それに沿うたような従業員の増やし方をお願いしますという事はお話ししてございます。

今後、町がそういった形で支援なり、それから工業用水についてもこれも確定的な水利権と言いますか、暫定ではございますがほぼ確定的な水利権でございますが、それらについてもやはり今後利水者協議会との中でも、これは十分町としてもその分について利水者の協議会のほうに継続なり今後水利権の獲得・確保については協力を依頼し、町としても支援をして参りたいと思っております。

そういう事でございます。

○古野司議員 はい。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい。それでは4点目に、最後になりますが。

22年の補正、そしてまた23年の当初の鳥獣害の委託料の事に関してちょっとお聞かせをいただきます。これは厚生所の所管ですので、私のほうから聞かせていただきます。

22年の補正が、見せていただきますと昨年の当初からでちょうど同じ額を補正をされて、累計の額でちょうど2倍になったという事だったようでございます。シカが780頭、イノシシが75頭にサルが180頭で、大体これが確定であるというさっきの話があったんですが、これは最初、当初で組んでおった12,750千円、大きく増えてほぼ倍という事ですから全く想定外の数字の、数量の上がりようと言うか数字の上がりようだったんですかね。それとも、これは想定しておった範囲の中での倍は出さんかったら仕様がなくなっている位まで腹を括っておった上での対応になったのですか。

これ、まずお聞かせを願います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この件については、委託料についての計算の過程において色々と猟友会の皆さん方と、駆除班の皆さん方ですが、その方々と色々話をする中で、報奨金という実数に応じて委託料を算定していくという方向を2年位かかってやっとそこに落ち着いたんですが、これのそういった形になればやはり増えるという事は想定をいたしておりました。

で、今年22年度の補正予算の駆除の総額が、全部で約28,000千円だったかな。

(蔭原秀一環境課長「25,000千円。」と呼ぶ。)

25,000千円か。25,000千円位にという事で、これから猟期が終わって3月までの、またそういった駆除の期間に想定される数字を見込んでおるという事でございます。

○古野司議員 はい。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 概算のもう分かっている数字からこう掛けても、大体この25,000千円の内ほとんどこれで、今の確定している数字の中で支出はもう行われてしまうのかなと。残りの額というのは多分これ1,000千円位になるのかな。サルが3

0千円でしたね。

(「そうです。」と呼ぶ者あり。)

イノシシ・シカが20千円で。

大きな額は、もう3月残りの分に関しては予定はしておらんと。もう既にかなりそれでも確定はしておるという事ですね。

今ちょっと聞き漏らしたんですが、想定内位だった、範囲だったんですかね、これは。

(坂口博文町長「私としては想定内と思います。」と呼ぶ。)

内ですか、はいはいはい。

この額が大きい小さいかはまた議論あるところなんですけど、年間の一般会計の総額予算の中のもう0.2%超えてしまっていると、25,000千円という数字を超えた時点で。これはまた何かの形っていうのを考えていかざるを得んかなと。

そして、それに伴って23年度の新年度の当初の予算なんですけど、これが今回出て動きかけたら、委託契約っていうのは、これいつ位の時期にこれこの予算に基づいて行われるのか、お聞きをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 委託料の計算過程、今申し上げましたように、実数に応じてという事についてお話を決定した時点で、この件についてはこういった方法で3年間は継続してみましょと、21・22・23と3年間継続してという事で、色々と今まで猟友会の皆さん方と方法も考えてきたんですが、そういった方法でも駆除に力を入れないうと行ってくれんぞというような話から詰めてきた話でございます。

そういった方針を決めた以上3年はほな継続してみんかという事でございますので、23年まではこの方法でいくと。その後においてはまた違った対策なり、この上にプラスするのがあるいはまた違った方法でいくのか、これはまたお話し合いもせないかんと思っております。

色々とこれまでも意見は出ております。これ獲っても獲ってもそれはもう間に合っのだったら、もう防護のほうに力を入れたらどうなという意見もお聞きいたしております。という事は、囲ってしまうとか、強固なもので、それらに対する単独でのそれに応じた支援策という事も、支援という事も含めて今後においては検討をしていくべきであらうと思っております。

ただ、先程からも出ておりましたように、先般も高知県の香美市ともそういったお話し合いをしたのですが、香美市あるいは高知県の香美市以外の大豊町・大川村、そういったところの猟友会またはそういった有害駆除に対する補助金と言いますか、これらもかなりの補助金を出しております。うちの20,000千円はかなり高いと思っておったのですが、それ以上の町もございます、お聞きしましたら。そういった事で、安いところもございますけどね。

今後、この特にシカの対策については、県境も越えて徳島県・高知県、自治体のみならず県ともそういったこれからは双方協議をしていただかないと、この駆除するにしてももうご存知と思いますが、猟友会の区域と言いますかね、範囲がございまして、それ

を越えたら出来ないと、いけないとか。特に県境を越えてっていうのが今それぞれ徳島県・高知県、合意に達しておりませんので、それらについてもやはり県境を越えてでもやれるような形づくりを高知県・徳島県双方、我々も県のほうにもそれを要望して、その理解も得んかという話はしてございます。

そういった事で、今後色々な対策について駆除の猟友会さんをお願いするのみならず、他の方法という事も検討していかなければならないであろうと思っています。

(古野司議員「いつ、この新年度の分、いつ契約で1回目の支払いがいつになるか、この委託料の絡み。それだけお聞かせいただけますか。」と呼ぶ。)

23年度分ですか。

(古野司議員「はい、はい。」と呼ぶ。)

ちょっとほなそれは担当課のほうから。

○蔭原秀一環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、蔭原環境課長。

○蔭原秀一環境課長 来年度のはまだ決まってはいませんが、今までは12月に均等割分500千円をお支払いして、捕獲数が確定した4月以降支払いをしておるところです。

(古野司議員「4月という事は、年度末終わりにかけて、出納閉鎖前ですか。」と呼ぶ。)

そうです。出納閉鎖までに支払いをしております。

(古野司議員「はい、はい、以上です。」と呼ぶ。)

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 3点ほどお願いしたらと思います。

まず36ページ、一般会計の36ページの公有財産購入費で「旧N T T社宅跡地購入」ってあるんですが、これこの間ぐちから車で通っておりますと社宅を壊しておるといのは分かっておったのですが、それとまた臨時会でしたか、の時に、固定資産評価っていうところで議題として出てきておったかと思うんですが、これからしてこの購入費が10,500千円ですか、上がってきておるんです。この購入後の使用目的、どういう計画があるのか、ありましたらお願いしたらと思います。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

○岡川雅裕企画情報課長 はい、はい。今回当初予算をお願いしている物件については、経緯を申しますと、昨年N T Tのほうから話がありまして「N T Tとしては社宅を壊して更地にしたい。もしそうなった段階で町が必要であるのであれば、お譲りします。そうでないのであれば競売、競売って言うたらおかしいんですけど、競売ですよ。民間にお売りします。」という形の中で相談がありました。

それで、町として今考えているのは、定住促進の中でいろんな、昔から言っている補助事業に縛られない住宅、家賃を払いながら何年間か住めば自分のものになるという

風な住宅政策、定住政策の実験に使ってもおもしろいかなと。やはり補助事業をすると中々非常にそういう事も出来ないの、そういう事を頭におきながら、あのところであれば町が一応まず取得しておいて今後いろんな事業に対応出来るであろうという形の中で、今考えているのは確実な話ではないのですが、定住促進の住宅という事を頭におきながら、まだ他の事も視野に入れながら取り敢えずは取得したいなと。

その取得に関しても、今の固定資産評価額と比較してみてもN T Tさん自身も非常に町に対しては便宜を図っていただいていると思いますので、町としては今回予算を提案して取得しておきたいと。必ずこれをしますという形の中での取得ではないっていう事はご理解をいただきたいと思います。で、先・・・。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

鑑定評価につきましてはもうそろそろ成果として上がって参りますので、それについては、3か所行った分についてまた議員さんには説明をさせていただきたいと思います。

○東谷久男議員 はい。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 たちまち即は計画は無いという事ですが、将来的にはこれをまた個人に販売するって言うんですか、そういうような事もあるっていう事ですね。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 飽くまで、先程も言いましたが定住促進、町として定住促進の施策に則って実施する場合に、若者に対して宅地造成をしてそれを安く分譲するという事が絶対に無いとは申せません。ですから、全て定住促進の形の中で考えていきたいというご理解を今のところはお願ひしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 前にもお話しさせていただいたと思うんですが、これは定住促進も含めて、平谷の下ノ内の件もございます。そういった事で3か所か4か所位を準備をしたいという事で、それについては鑑定を取ってそれによって予算をまた計上させていただきますと。3月議会での議会中にその鑑定結果についてはご報告させていただき、議会の皆さん方のご理解が得られれば補正予算で計上させていただくという事を申し上げたと思います。

この、ただN T Tのこの用地につきましては、先程課長が申し上げましたようにN T T自体が「公共団体、そういったところを買っていただけるなら格安でお分けします。」という事で、あそこも一応は鑑定を取っておりますがかなり安い価格という事もあり、N T Tさんとしても町が買っていただけるかどうか早急な返事が欲しいという事もございまして、ここの分についてはそういった形で今回計上をさせていただいているというのが事実でございますので、ご理解をお願いしたいと思います

今後のその使用方法については、先程申し上げましたように定住と併せてそういった下ノ内地区の件も含めて協議をして参りたいと思っております。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 気になるのが、今町長が2回ほど言われた「下ノ内地区」っていう言葉が2回出てきたのですが、これについてはまたここでしゃべる事は止めておきますが、またこれについては違うところでまた色々と（聴取不能）。それはそれで。

もう1点、やっぱり住宅関係ですが、48ページの延野保育園跡地に建てるという「新王子原団地新築工事計画」がこの説明の添付の中でも出ておるんですが、この図面を見てちょっと私としては、この丹生谷のこの年間3,600mmも近い雨量があるというところに、非常に庇が無いって言うか出っ張っておるのが少ないって言うか、気になるところなんです。

これ木造、恐らく木造だろうと、外壁はどんなものを使うのか分かりませんが、実質はこれ木造という話であったかと思うんですが、前から色々議論してきましたように素晴らしいものを建てて、本当にこの丹生谷にこんな住宅が出来るのだという素晴らしいものを建ててするか、それともあんまり良いものでなくても数を、予算に合わせた数を建てるかという話もあったかと思うんですが、この工事費が1億89百万円という事になりますと、これ6棟ですわね。割りますと、40百万円余りになってくるかと思うんですが、かなりの額だろうと思うんです。

それからしますとどのような方向で、この図面からして、他にもそのエコっていう事も先程林業振興課長のほうからのエコ住宅っていう話もあったんですが、そんな事から併せて企画情報課のほうでは考え方としてどのような考え方をもってこの6棟を建てようかと思われておるのか、説明をお願いします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 まず金額の話なんですけど、1億89百万円に関しては現在ある施設の取り壊し・施設の造成、それとこの6つの建築ね、その部分を全部ひくくめるための費用ですので、その部分をご理解していただきたいと思います。

先程言われたように、この建物について庇の事については私も気になって設計業者さんと協議をしたのですが、一応「心配ありません。」と。

（東谷久男議員「ん？」と呼ぶ。）

「心配ありません。」と設計業者さんはおっしゃるんです。まだ、まだ全てが完成した訳でないで、今後また今日のご意見も参考にして設計業者さんと再度打ち合わせをして、もし不都合があるようであればまた変更はさせていただきたいと思いますが、今のところは自信をもって雨漏りに対応する、対応出来るという施設であるという事ではあります。まずそれが1点。

それと、町、私もなんですけど、今回せっかくこの木造の住宅をしたいという事で前から言うていて、一応木造の住宅という事で今回国に要望して交付金をいただくようになっております。ただ、地域優良賃貸住宅という縛りの中で補助事業を実行してますので、準耐火でないといけないという規制が入ったんです。これっていうのはじゃあどうなん、在来工法で、在来工法の木造住宅を建てたら補助事業としては通らないのっていう話になると、実は通らないという話になったんです。

そうすると、中にボードを貼って準耐火にせざるを得んという形になるので、基本

なるべく木造を使います、木材を使います。構造は当然木造で行います。ただ中に関しては準耐火を満たすような事をせざるを得ないという事で、皆さんが想像しているような木造だけでしたような住宅には、現在補助事業の関係でならないというのをご理解いただきたいなど。町としては補助事業の中でこの部分を木造で、精一杯木造の中で実施したいと考えております。

金額的なものについては今まだ概算のところがあるんです。それについても極力抑えられるところは抑えるし、必要な部分については出すという事で設計はしていきたいと思っております。

あと・・・以上でよろしいですか。

(東谷久男議員「あとほじゃけん、言よったその前のN T Tのあれと同じで、これは住宅、町営住宅として使うんですか。それともやっぱり言よったように何年かおったら、住んでくれたら渡すというようなそういう構想ではないんですか。」と呼ぶ。)

そういう構想ではございません。

(東谷久男議員「ないんじゃの、これは。」と呼ぶ。)

補助事業が入ってきた場合に、やはり補助金をいただくという事になればそれぞれの縛りがついて参りますので、それについては適正化法の法律にかかって参りますので、町が独自に考えたような施策の運用は出来ないと。

で、今考えている住宅の内容につきましては、土佐町と同じような地域優良賃貸住宅という形になると思います。で、今考えているのは若者世代という形の中で。ただ若者世代についても、来年高齢者もひっくるめてほぼ一般と同じような形の中で、地域優良賃貸住宅という形の中で執行するようになると思います。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 もう1点、もう1点ですね。税金関係、滞納について税務課長にお伺いしたいんですが、今回も徳島県滞納整理機構に負担金として787千円出しておりますわね。21年度の決算でもありましたように、約1億円近い金、9千何某かの色々の、税金だけでなしに使用料を含めての未収金がありましたわね。

その中で、税金に関してはこの滞納整理機構にお願いしておるかと思うんですが、最近まだ22年度の結果は私は受け取って聞いてはおらんですが、色々な方から聞くところでは、かなりなやっぱり滞納があるという事を聞いておるんですが、それからしてこの整理機構での色々のやられておる効果っていうんですかね。そこらはどのように課長は受け取っておるんですか。やっぱりこれをする事によってかなり効果があると、そういう見込まれておられるんですか。

○岡田正夫税務課長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、岡田税務課長。

○岡田正夫税務課長 効果ですが、もうこれ平成18年に滞納整理機構が発足しまして現在まで4年間経ちます。そんな面で、今まで95%とか96%の徴収率であったのが現在は98%と、2～3%のアップに結果的になっていると思います。もし、滞納

整理機構がもし無かったとした場合には、相当、徴収率については3%はプラスαが無かったと想定出来ます。

それと、悪質な要素のある数十名の方たちについても、ずっとほったらかしの状態になっておったのではないのかと思っております。そういったような現状で、自分としてはそう思っております。

○東谷久男議員 はい。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、分かりました。効果が無いという事は無いと思うんですが、出来るだけ滞納については頑張っていただきたいと思います。

最後にもう1点だけ、総務課長に「23年度の当初予算の特色」という中での書かれておる中で、「地域の安全の確保」っていうところで交通安全対策「ガードレールやカーブミラーなどの安全施設などの整備を図る。」って出ておるんですが、このガードレールの材料っていうのは今後どういうように考えておられるんですか。お聞かせ願います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 交通安全対策費の事をおっしゃっているんだろうと思うんですが、交通安全施設については建設課のほうに委託、委託って言うか、建設課のほうにお願いしてそちらで交通安全の施設を整備しておりますので、担当課長のほうから構造材等についての考え方を申し上げたいと思います。

よろしく願います。どうぞ。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 交通安全施設につきましては、維持管理というような事で2,500千円の計上をしております。旧地区5か町村で500千円ずつ程度っていう事で、緊急な補修というような事を基本的には考えております。

それで、木質の視線誘導に関連した木杭等の施設もございます。そういったものについても直営の作業で、建設課の職員でそれを使って使用するというような方向には考えております。ただ、既設のものにつきましてはの修繕は一般的なガードレールという事で、それを木製に変えていくっていうような事はやっぱり金額が高くなっていきますので、その部分だけの補修っていう事になりますとやっぱり既成のガードレールの補修と。新たにそこを木製にやり替えるっていうような方向には、今のところは予算的にはそこまでは追いついておりません。ただ、今後考えていきたいと思っております。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、分かりました。私がこう思うのは、やっぱり木材を使うてもらいたいと。桑野の土手を走りよったら一番分かるのが、丸削りで含浸をしたガードレールですね。ああいうのを出来るだけ那賀町の町道あたりも林道あたりも取り入れてもらえたらと。木材出来るだけ使うという方向で、1つ検討願えたらよかろうと思います。

もう1点、それとこの中で観光っていうのが出ておるんですが、将来のその丹生谷の観光事業っていうのをどうのように町長捉えておるのか。それと、それでその中で私が思うのは、やっぱり那賀奥の素晴らしいこの自然の売り出しっていう事に対して、観光っていう事で色々書かれておるんですが、観光のその施設運営とか支援っていうんですかね。そこらをこうもっともっとう前へ前へ出していく必要があるのではないかと。観光っていう事に。

そしてやっぱり交流、人が外から来てくれるっていう、そういう事をもっとう全面的に押し出していく必要があると思うんですが、どんなもんですか、これは。色々書かれておるんですが、個々的にはどうこうっていう事を今即は言えんのですが、そういう考え方っていうのはどんなんですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 やはりこの那賀町もやはりそういった自然環境、そういったものの売り出しあるいは温泉施設とかそういった事について、やはり交流人口を増やしていくという事についてもやはりこれはやっていかないかんという事で、今まで無かった那賀町の1つの観光協会というのを設立をしていただいたところでございます。

やはり、そして太龍寺という年間に確実に10万人という、切れる時もありますが10万人と、こういった交流人口がでございますので、お客さんがございますので、それらも含めてやはり観光事業にもある程度の力点を置いていかなければならないと思っております。

現在も観光協会でも色々なそういった面を今検討もしていただいておりますし、今後においても上流地域、そしてこの本庁近くの太龍寺山、ここらの拠点にした今後の観光振興には力を入れていきたいと思っております。

○東谷久男議員 はい。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、以上で終わります。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、久川君。

○久川治次郎議員 1点だけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

82ページのね、県単林業の事なんですけれども、これは課長、大用知の架橋じゃわな、橋。これ、私も現場を見ておるんですけれども、あれ、去年も40百万円ほど、今年も大方両方で90百万円、え、10百万円か。え、まあかなり短い橋ではあるんですけれども、あれはどういう目的で造られよるのかな。

あれ、向う地は恐らく個人の山じゃと思うんじゃわ。そこに作業道の、あの当時材木を出すのに道を造ったと、それに対する今回あそこ災害いったもので禿げておるという事で、そのための架橋なのかなと今はちょっと自分では思ったんですけれども、個人の山に架けるにとしてはちょっと立派なんじゃないかと。もしあれを架けてそのまま個人の山へ行く道だけに置いておくものか、それとも将来何かの形で利用出来ると思うて架けよるのか、ちょっとその点をお聞かせ願います。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 大用知の今年度の事業で、あれ6百万円位だったと思いますが下部工を実施しまして、2年間っていう形で来年度上部工を実施するという事なんですけど、この計画なんですけども、元々あそこにH鋼の橋があったらしいんですね。

(久川治次郎議員「ほうじゃの。」と呼ぶ。)

そして・・・うん。10m位のスパンになるんですけどね、今回の橋が。

それで以前に、以前って言いますか、大用知の災害がありまして農道が復旧出来ましたよね、災害でね。それから去年、一昨年かな。作業道がずっとその上へ入っています。それと今回橋梁整備をする分、これとを繋いでいこうと、将来的に。こういった考え方でやるという事です。計画はね、飽くまでも。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、久川君。

○久川治次郎議員 これ、あの地形から見てこの農道は必要ないと、私は。向う地、こっちに橋が立派な道があそこまで行っておるので、対岸に。またわざわざその下の災害のところからじゃ、あそこへ向いて上げてくる必要があるかどうか、私はちょっと疑問に思う、これはな。

ただ、あの橋をじゃ、利用して将来的に白石、今白石を1尾根越したらもう繋ぐんじゃないわな。そこまで何が上がっておるんですわ。白石の学校のところを下りていくんじゃない、うん。それと、これ林道の終点からじゃ、山のあの大用知谷はあれから2時間、2時間半位かかるんじゃないわな、歩いて。道が頓挫しておるんじゃないわだ、ほとんどな。

そういった事で、もしかしたら将来的にその谷にじゃ、あの林道、それを利用してその林道を付けていってくれるのかなという風な淡い希望もあるやに聞いております、所有者から。そういった事で、もしかしてあの橋が、立派な橋が付いたらあそこからこんなんこうして谷へ付けてくれるのかなという風な、ちょっと聞いてくれまいかという風な事もありますのでね。

あの対岸から上がってくるのに繋げるっていう事に対してはちょっと疑問を感じるし、地形的にあの谷は白石の現在学校のほうについていきよる道に接続するのには十分な距離であると、私は認識しておるんですけども、是非ああいう立派な橋を架けるのであれば、もっとこう全体像を把握してですね、将来を考えていただけたらとこのように思うんですけども、その点どうでしょうかね。

(山本賢明林業振興課長「すみません、町長に答弁させていただきます。」と呼ぶ。)

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 あそこのあの個人で架けられた橋の対岸、作業道という形で付けた地点からすぐ奥に町有林があるんですよ。渡ってすぐ奥に、上流側に。その町有林のほうに向いてもその作業道からそういうのも伸ばしていただくという事で、その橋も利用させてよという話は前もしよったんです。

将来的に下流よりは、それは久川議員さん言われるように上流のほうに向かって伸ばすほうが効率もいいだろうと思いますし、下流のほうは対岸からの何かの何らかの方法でちょっと下へ向いての形ですので、道路よりか別の方法で集材するとしても可能だろうと思いますので、出来ればそれは上流のほうが私も、上流のほうに向かって進めていくのがいいのでなかろうかと思っております。

そういった事で、その橋が災害復旧という形で進めておりましたので、今後においての林道の計画については十分そういった分も含めて検討して参りたいと思います。

○久川治次郎議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 はい、久川君。

○久川治次郎議員 そういった事で、確かにね、あそこらへん前災害でね、山も非常に谷も傷んでおるんですよ。それで中々間伐事業を行ってもね、1時間半・2時間と行かなければ山に着かないという、中々こう深い谷なのでね、是非ともそういった事で要望も聞いておりますので、検討お願いしたいと思います。

それと誠に恥ずかしい話なんですけども、拝宮口の、これ何ページかな、拝宮口の事業って書いて、去年からも出ておるんですけど、今回は48百万円ほど出ておるんですけど、これ何ぼな、93ページやけんどな、これちょっともう一遍事業内容をちょっと詳しく説明をお願いします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 すみません。説明資料の中で位置図程度は付けさせていただいてるんです。13の、13のちょっと番号が……。ちょっとすみません。

○平川恒建設課長 全くの位置図程度でちょっと内容は分かりにくいんですが、これで拝宮口、国道からの入り口の部分です。それで……。

(久川治次郎議員「どっちの入口な。」と呼ぶ。)

下手、下手側って言いますか、下手側が入口となっております。

それで、その部分で現在測量設計、22年度、22年度から、22年度、今年度測量設計を行っておりまして、全体の路線計画を入れております。それで、この予算で計上している部分は48,500千円の工事の内容につきましては終点側から、終点側と言いますか、どこの家って言うたら……。

(坂口博文町長「下手側から入ってずっと(聴取不能)を渡るんだろ。」と呼ぶ。)

はい、そうです。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

はい、すみません。入口は下手です。それで上手側はカットが大きくなるので、ルートとしては下手側から入ります。それで、ずっとその今の現道を通りまして、橋が架かってます。それをまだそのまま上に上がって、それで現道とタッチするという形になります、はい。それで事業の方向としましては、終点側、拝宮線側から施工はしてくると。それで今現在、その全体の測量設計をかけてます。

それで今年度の工事、工事費につきましてはそのこの部分の、すぐに橋になるんですけど、拝宮谷の橋を渡るようになるんですが、そのこの部分の橋台、橋台を1基とそのこの

取り付け部分の補強土壁というような工法になるんですが、そういう取り付けの橋の、橋台に取り付ける擁壁を施工するというような状況にしております。

(坂口博文町長「橋のな、取り付け位置。入口から何ぼ位奥になるっていう（聴取不能）」と呼ぶ。)

それがですね、ちょっと待ってください。

(坂口博文町長「大体場所は分かっておるんだろ。」と呼ぶ。)

分かっています。

(坂口博文町長「（聴取不能）からずっと前の農協があったところからずっと奥に（聴取不能）」と呼ぶ。)

ちょっと、図面がちょっと。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい。

○久川治次郎議員 課長。

(平川恒建設課長「はい、はい。」と呼ぶ。)

ちょっとそれ、まあ。

(平川恒建設課長「ちょっと数字・・・。」と呼ぶ。)

あのね、数字じゃの、それ・・・。結局あそこの道広げるんかえ。

(平川恒建設課長「はい、そうです。」と呼ぶ。)

そうだろ。あそこ拡幅するんだろ。

(平川恒建設課長「はい、拡幅。」と呼ぶ。)

こっちのあの民家のほうへ広げて行ってこう回すという事でしょ。

(平川恒建設課長「はい、はい。5 mに拡幅・・・。」と呼ぶ。)

そうやって言うてくれたらそれで済むんよ。

(平川恒建設課長「はい、5 mの拡幅工事を・・・。」と呼ぶ。)

どこをどんなにするんなどという事を聞きよるけんね。それはどんな別に架橋云々、幅を広げて通り良くするんですという事でしょ。

(平川恒建設課長「現道拡幅の工事・・・。」と呼ぶ。)

うんうん、分かりました。それで結構なんです。

出来たら、それ結構なんじゃけどね、出来たらその上の道も非常に悪いところがようけあるのでね、是非とも1つ調査して下さい。

(平川恒建設課長「はい、まず入口側から今かかっておりますので、はい。お願いします。」と呼ぶ。)

すみません。

(平川恒建設課長「失礼します。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 議論の中で細かい事も聞きたい事もあると思いますが、それはまた意見交換の場でも聞けると思いますので、それも考慮に入れておいて下さい。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、柏木君。

○**柏木岳議員** お願いします。

まず、議案第10号の「阿井交流センター条例」についてお聞きしますが、これ公民館と同じような扱いにするんだらうかなと思いますけれども、部屋を借りるのにお金を幾らと支払ってですね、借りるというような事になるのが通常かなと思いますし、これも見ていると「会議室が210円、健康増進室・多目的室が420円」と1時間当たりの金額が出ておりますけれども、この交流施設がですね、憩いの場という風にするためにはですね、これ一々この部屋に入るのにお金を払っていると、やっぱりそういうところに人が集まって来てもらいやすいような状況っていうのは作りにくいと思うんです。

それで、後に健康器具とかを置くとかいうような案もありますし、そういうところから考えるとですね、今日野谷の保健センターで行っているようなやり方を例に倣うほうがですね、良いのかなと思いますけれども、取り敢えずちょっと一旦確認したいのですが、あそこの相生保健センターのですね、あそこのロビーの扱いというのを、まず使用する人にとってどのような取り扱いになっているのか確認したいのですが。

○**鵜澤守健康福祉課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 鵜澤健康福祉課長。

○**鵜澤守健康福祉課長** はい、健康器具を置いてあるところをご自由にお使いいただいて結構でございます。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、使う方はですね、結局1月500円とかいう金額を払われているのだらうと思いますが、それは器具の使用にあたってというような事であって、部屋に入るのに1時間420円払うというような事になってくるとですね、後々そういう使い方を住民の方がしていきたいという事になった場合に、結構支障が出てくるかなと思います。

こういう器具を根拠にしたその憩いの場っていうかですね、人が自由に集まってくる場という事ではなかったとしてもですね、例えばその喫茶店方式とか何かこうちょっとお茶を飲めるような機会とかですね、そういうような事も含めて使いやすい環境を整えるためには、もうちょっとこの使用料金の設定の辺り工夫出来ないでしょうか。

教育委員会、お願いします。

○**吉岡敏之教育次長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 吉岡教育次長。

○**吉岡敏之教育次長** 柏木議員さんのご質問にお答えいたします。一応設置及び管理に関する条例という事で、ここの「使用の許可」というところ、それから第6条の「使用料の納付」という欄を見ていただけたらと思いますけれども、「ただし、教育委員会が公益上特に必要と認めた時は、使用料金を減免することができる。」という事につきまして、特にですね、もし万が一営利目的とかですね、そういう事で当館を利用したいとかいうような場合が来た時にですね、教育委員会で協議いたしまして利用料を取る場合にはこの金額を徴収するという事で、利用料金を設けております。

それで、管理規則も教育委員会規則で定める事になっておりますが、管理規則の案といたしましては、コミュニティ団体であるとか婦人会それから青年団、全て公的団体に

関しましては「特に教育委員会が認める場合」といたしたいと思っておりますので、地元の方もコミュニティ団体というような事で考えてはおります。

ですので、地元の方が利用する限りそれに対して使用料を、その都度部屋の利用料を徴収するというような事は、教育委員会としては考えていないという事をご理解願いたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっともう1回確認したいのですが、という事は、額だけでいいのですが、「0」でいいという話ですか。使用料「0」で。実質。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 利用目的にもよりますが、特段の理由が無い限り使用料を、この金額によって使用料を徴するという事は、営利目的であるとかその他特に料金を徴収すべきであろうと考える事以外は無料といたしたいと考えております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございました。営利目的で使いたい方にはですね、この会議室とか健康増進室等の金額が210円であっても420円であっても非常にこれでも安いと思いますので、どんどん町民の方なり企業の方に使っていただけたらいいと思うんですが、これは、この町民だけじゃなくて町外の方でも同じ料金でよろしいのでしょうか。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 基本的には町外の方が使用する場合にもこの料金という事を考えておりますけども、基本的には町内の方を優先的に使用するという事を考えておりまして、使用の許可というところで「教育委員会の許可を受けなければならない。」という事になっておりますので、その時に恐らく、この条例の中でも「管理運営の委託」という欄もございまして、出来れば地元のほうに委託を現在のところ考えております。その委託業者と相談しまして、その辺の事については運用して参りたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい。この施設はですね、参考資料の図面を見ていただいたら分かるように那賀高の寮と一体になっておりまして、那賀高生がですね、多目的室とかこれが健康増進室という何かそういう器具が置かれた場合にですね、そっちのほうも使えるようなですね、環境を整えていただいてですね、町民は町民・那賀高生は那賀高生というような別個の扱いにならない、やっぱり若い人と町民が融合したような施設になる事を望んでおりますので、今後の展開を期待したいと思います。

次の質問ですが、少しお待ちください。

ちょっと細かい話で、これも教育委員会なんですけども、次年度予算の100ページ

なんです、これ教育委員会かな。教育費の事務局費ですが、14の使用料及び賃借料のところで「外国人講師生活用品」と書いてあって200千円計上されておりますが、ちょっとこれまあ何らかの考えがあるのでしょうか、「生活用品」と言うとなんかこう私的なもののように捉えてしまいますけども、もう1回ちょっと補足をお願いしたいと思うんですが。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 現在教育委員会では、ALTと申しまして外国人講師を2名、小中学校に2名雇用して各学校に配属している訳でございますけども、その外国人講師の生活用品である個人の得るべき、持つべきものとすべきかどうかという事につきましては従来話もあった訳ですけども、現在のところは過去から現在に至るまで一応リースをいたしまして外国人講師に貸し出しております。

例えば布団類であったり、そういうものでございます。それで外国人講師が2年ないし1年で交代しますと、また布団も新しく、その蒲団を捨てるのじゃなくてリースしたほうがいいのかというような考えのもとでリースをいたしております。ただしテレビ等につきましてはそれもレンタルをしておりましたけれども、そのレンタルするよりも購入したほうが安いのではないかというような事で、購入したりする計画ではおります。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 備品と生活用品と、ちょっと違いがあると思います。備品はその管理する側が用意してもいいのかなと思いますが、生活用品という事になってくるとやはり私的なものという捉えられ方もされても仕様がなにかないのかなという気もいたしますので、布団とテレビ以外に何か想定されているものがありましたら、ちょっと。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 全てについてちょっとここでは申し上げられませんが、私の記憶の範囲では布団、それからベッドなどと思います。先程申しましたテレビに関しては、今回外国人備品購入費という事で100千円のほうに、レンタルでなくこちらのほうで今年に購入するように計画いたしております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、布団とベッドで200千円するのはちょっと良く分かりませんが、細かい区分けとしてはですね、その備品なのか、これ生活用品という言葉よりも消耗品になってくるともうまず駄目だと思いますので、その辺りのきちとした線引きをですね、お願いをしたいと思います。

続きまして112ページなんです、公民館費の工事請負費の阿井公民館大ホールの床修繕工事ですが、先日私もあそこの公民館にちょっと行きましたが、どこがちょっと壊れているのかよく分かりませんので、説明をお願いします。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 阿井公民館大ホールの床修繕でございますけれども、あそこは現在のところカーペットになっておりまして、そこで飲食等も、過去から運動会であったりそういう時に利用した経緯がございます。そこで過去には煙草を吸って焼けたり、それから飲食物を落として汚れたり、それが相当目立っておりまして、公民館長のほうから掃除もしにくいので、そういう相当古くなってきているというような事もございまして、出来れば掃除しやすいような、カーペットでなくPタイルのような形で床を修繕して欲しいという事で、教育委員会も現場へ出向きまして見たところ傷んでいるというような事でございますので、今回修繕をお願いしております。

そして現在はまだ決定ではございませんけれども、阿井公民館の基金を積んでおりまして、維持修繕の、その基金をもちまして修繕出来るかどうかという事につきましては、現在担当課と協議中でございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、今も、隣も大きい建物が建ってますし、こういう教訓もある訳ですから、ここもね、カーペットですけど、今後床に替えていかれたほうがいいのかという風に思いますので、そういった教訓にさせていただけたらと思います。

それから最後にですが、定住自立圏構想についてお聞きしたいのですが、ちょっとお待ちください。

定住自立圏構想については先日の全員協議会でも議論ありましたが、私はちょっと十分これがどちらが良いのかっていうのが判断が今まだ出来ておらない立場にございます。那賀町にとってのメリットをですね、ちょっと説明をいただけたら、具体的なお願い出来たらと思いますので、よろしくお願いします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 この定住自立圏に関しましては、一番問題になっておるのが確かにメリット・デメリットが非常に分かりにくい、皆さんにおっしゃられる話なんです、やはり具体的にと言われたんですが、どうしてもこの話っていうのはほぼ具体的な話には中々ならないと思います。

目的が大都市、大都市近郊に流れていく人をそれぞれ地方である程度受け皿として中核的なものを担ったところを生活圏として確立して行きましょう、定住して行きましょうと。で、そういう形の中で全国で244圏でしたかね、圏域をあげて現在、詳しくは覚えていないのですが、その内の何割かが中心市宣言をして協定を結んでいるところがあり、今後ビジョンを作っていくところがありという形の中で、今現在阿南市のほうで中心市宣言まではしています。

で、今担当課として考えるメリットとしては、阿南市が中心市としてこれからビジョンを作って、全体の圏域の、圏域っていうのは那賀町と美波になるんですが、その中で造った施設を友好的に使わせていただくと。ですから、阿南市が計画した部分で、町としてはそういう部分が使えるのであれば、それは住民に自由に使っていただけるようなビジョンにしていくという風な事をまず考えられるかなと。

それとこの中で、書いてある中で、これっていうのは大規模災害、大規模災害 3 ページになりますが、大規模災害が起きた場合に支援体制をお互い圏域の中で一緒にやりましょうねってなります。ただ、これがほなメリットかと言うと、大規模災害が起きた時にはうちも大変やし、阿南も大変じゃけんっていう話もあるかも知れません。ただそうはいいつつも、やはり圏域という形の中でお互いが共通認識を持って 1 つの物事に対して対応していく必要がある時っていうのはやはりあると思います、大規模災害の場合にはね。そういう時に協定を結んでいるっていう事で多少のメリットはあるのかなという位のところと。

あと、5 ページにあります公共施設の相互利用につきましては、阿南市にある公共施設、那賀町にある公共施設、最終的にはそれぞれ圏域の中で使用料っていうのは格差が無いようにしていきましょうねっていう話を今後ビジョンの中で組み込んでいく訳なんですけど、それについてもすぐ明日から、この協定が結ばれたからっていうて明日から同等になるという訳ではございません。ビジョンを作りながら格差の是正をお願い、お互いがしていくという事になっていく 1 つの契機にはなると思います。

それともう 1 点、職員の、5 ページにあります「圏域内における人材の育成と圏域内市町の職員等の交流」こういう形の中で職員の、何て言うかな、スキルアップを図っていく 1 つの方策となればよいのかなと考えております。

まず、今こういう風な形場で私個人の意見を述べさせていただきましたが、最終的には皆様方にご判断をいただかなければならない話であって、もしビジョンを、協定を結んでおったとしてみても、最終的にはこの協定の廃止なり変更っていう事も当然起こりうる話だろうと思います、ビジョンに応じてね。ビジョンを作っていく中でお互いにメリット・デメリット、特にデメリットしか無くてメリットが 1 つも無いやいう協定でありビジョンであったとすれば当然廃棄なり廃止っていう形は出てくるとは思いますけど、決してそのような事はないと私は思っております。お互いがメリットを探しながらそれぞれの圏域の中で住民が残っていける、定住出来る環境をより効果的な資本を投下しながらやっていきたい、いければいいのかなと考えており、この協定を提案したものでございます。

以上でよろしいですか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、要は今後どうするかという事かなと思いますし、そのビジョンとかの中でどこでメリットを見つけ出していくかという事にもよるのだろうかなと思いますけれども、一番分かりやすいのが施設の相互利用という形で利用料が減免されるというのが分かりやすいと思いますし、那賀町から阿南に出向く人にとってはそっちのほうが多分恐らく多いんだろうと思いますので、その人にとってはそれがメリットかなという風には思いますけれども、今のところちょっと想定出来ている施設がどの程度あるのかっていうところも十分叩き台にも上がってきてないのかなと思いますし、そこでのメリットと言うよりもですね、逆にそういう行政の壁が低くなった事によってまた阿南に流出してしまってますね、そこに家を建ててしまう方のほうが増えてしまう事のほうが怖いと、この過疎の町にとってはですね、思う訳です。

これはこの合併をした那賀町はですね、十分この５年間で分かっている話と思いますし、奥の木沢・木頭の方はですね、やっぱりこう何か驚敷とか相生に吸い取られているような気分にもなっているのでしょうし、そういうところからですね、慎重にやっぱりしていかないと、同じようになってもいかなと思います。

ただ合併は勿論それは今後阿南と那賀町がするというような事は全く頭に入っていなかったとしてもですね、行政の壁を低くする事によって住民の境界を飛び越える意識もですね、低くなってくるといような事も十分に考えられますので、そここの協定を結ぶメリットを考えた場合に、どちらがいいのかというところをちょっと判断をしないといけないのかなと思います。

で、私のほうもですね、阿南市の市役所に出向いたりしたり、あと阿南の新聞記者とかですね、美波町の議員の方にも色々聞いたのですが、十分なメリットっていうのははっきり３者からは言うていただけませんでした。阿南の方がですね、やっぱり「那賀町の事を考えて那賀町と一緒にやりましょう。」というように事を説明していただける位の事でなければ、今、川の問題ですね、ダムの問題で一番そこが大きい上・下流域の少し認識のずれとか対立にも至っているような状況もありますので、そういった那賀川の流域としてですね、一緒にやるという意識でなければですね、こういう協定を結んでいく事自体が不信感を抱かせてしまう恐れもあるのかなと思いますし、進めていく過程の中でですね、上手い事いなくてデメリットしか見当たらなかったから破談にしようという事の、その破談になったマイナス要素のほうがですね、物凄いイメージとしては悪いという風に考えられますので、もう少し慎重な対応をしていただいでですね、この３月議会の採決にこだわる必要も無いのかなという風に思いますが、この３月で恐らく阿南市も今議案を出しております、美波町も出しておりますが、それも同時にしたいという意図は分かりますけれども、十分これが町民の隅々まで広がった認識として至っているのかっていうちょっと価値観を、見解を伺いたいんですが、お願いします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 定住自立圏に関してこの協定については、大まかな指針という形の中で、説明会でも申し上げたのですが、大きな指針として方向付けをさせていただいておるというのが実情です。ですから、細かいところについてはビジョンを以ってしていく、その中で中心市宣言についても定住自立圏構想の要綱についても６月だったかな、最初に皆さんに、議員さんに説明した時と同じ時期に、再度支所・本所・インターネットで閲覧しますという事で、閲覧簿も作って周知の努力はしたつもりです。ただ、それによって住民がこの事を全て知っているかという事は確かに薄いと思います。

ですから、ただ、今後その具体的に事業を実施していくものっていうのは飽くまでビジョンの作成なんですよ。このビジョンっていうのをじゃあ如何に住民に周知した上で理解を得るかっていうのが本筋だと思うんです。今言るように協定は大筋であって、その部分を先に延ばしたところでビジョンが出来なければ住民が本当にこんな事が出来るのか、あんな事が出来るのかっていう事は中々理解が出来ないのかなと。この文面を朗読してみても多分大まかな方向性ですので、その部分については具体的なビジョ

ンまで入っていくべきではないのかなと私は思っております。

お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今担当課長が申し上げましたとおり、私自身も今の段階ではメリット何があるんと言え、協定結んで今分かっているのは特交（特別交付税）で100万円くれるというだけの事です。それだけしか今はございません。

で、内容の中のこれからの策定するビジョン策定の中で、どれだけメリットを持ったビジョンを策定していくかという事が非常に大事になってきます。その中でやはりこういったメリット、こういったデメリットが出てくるという時に、やはりそのメリットに重点を置いたやはり今後の策定ビジョンを、那賀町としてはこれだけはやはり入れていただかないとこの協定については途中で破棄する可能性もありますよという事も含めて双方協議していくべきだろうと思っております。

そういった事で、私が4月以降おる場合はそういった事に力を入れて、メリットを求めて阿南市とそれぞれ各関係町村と話を進めて参りたいと思っております。それは、その事についてはやはりそれは議会の皆さん方のご協力もお願いする事になるだろうと思えますし、町民の皆さん方に周知徹底してその理解も得るべきと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、この構想はですね、国がパッケージを作ったのでしょうが、実質これが今こういう基本協定的な部分で議会に議決を求めるっていうような順序自体がですね、これはもう国のパッケージなので仕様がなないのかも知れないですけども、その後には何か重要な事が決まっていく訳であって、何か順序が違うような気がするんです。

で、実質進んでいったところ、折り合いがつかずにこの協定自体を破棄するというようになったら、その2町1市にとってですね、逆にちょっとマイナスなイメージがですね、破談になったというイメージがついてしまいますので、よく考えていただいてですね、慎重に進めていただくのと同時にですね、やっぱり議長のお言葉を借りれば「ストロー現象」というのを言われましたけども、そういうのが起こらないようなところまで配慮をいただくような協定に考えていただけたらと思います。

以上です。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 ちょっと1点だけ質問いたします。

23年度一般会計分のね、60ページで保育所費の中で委託料についてですがね、これわじき保育園の解体工事委託料とそれと解体工事、これが計上されておるんですが、これはどういう格好で。全部するのか、それとも町民の間の中で一部残してとかいう話もあるようなので、一部残すのか。それと解体した後どのようなようにするのか、そこを簡単に。

○福永泰明議員 どっち。誰が。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ごく簡単に申し上げます。今の段階で分かっている点で、全て取り壊します。で、遊戯室、違うわ、全て。ん。

あとの利用につきましては一応取り壊した後で公園とかそういう形で、今、今後利用規程、利用方法については決定いたしておりません。

(福永泰明議員「全部壊すんやな。ちょっと今、ちょっと違うておった。はっきり。」と呼ぶ。)

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 基本的には全部壊すんですけども、例えば園長室は新しいのでもし利用出来る方法があったり、たちまち地域の方が、あの辺りは浸水地域なので避難の時に荷物を暫定的に置いたりするために置く事も・・・。

(坂口博文町長「いや、それは・・・。」等と呼ぶ。)

え。

(福永泰明議員「ちょっと小休せえだ。」と呼ぶ。)

はい、今。

(福永泰明議員「小休せえだ、またもう一遍。切っておき、それ。」と呼ぶ。)

(何事か呼ぶ者多し。)

(福永泰明議員「テレビ、切れえだ、ちょっと。」と呼ぶ。)

(坂口博文町長「ちょっとほな休憩。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 小休します。

午後04時18分 休憩

午後04時19分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

(何事か呼ぶ者多し。)

○大澤夫左二議長 再開しましたよ。

(福永泰明議員「よく分かりました、はい。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 他には。

○植北英徳議員 はい、無ければ。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 無ければ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議会事務局のほうにお尋ねしたいと思います。私のこれ所管分になっておるんですが、今度議員の共済掛金が大幅にアップされるという事で、今度議会費が大変上がっておるのですが、今後これどんなになるのか。ちょっとこれ私たち議員の事を議員の中で審議せないかん問題なのか、ちょっとケーブルテレビの前でちょっとご説明願いたいと思います。

○横山尚純議会事務局長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、局長が説明します。

○横山尚純議会事務局長 議員年金制度については、この２３年６月１日で廃止という格好になります。それで、今まで議員年金をもらっていたＯＢの方、それは今までどおり年金はいただけます、受領出来ます。ただし、法が終わった２３年６月１日以降に議員を辞められた方、それは１２年以上の在籍の方は一時金で受け取れるかそれか年金で受け取るか、それは選択する事が出来ます。１２年未満の方はもう一時金で受け取るようになります。

それで、今回大分大幅なアップなんですけども、これは全国の町村議長会から議員報酬の、今標準報酬額が１８０千円でございます、那賀町は。その１２か月分の約９０％を１年目は出せという事になっております。ただ、今後この４年間、４年間で退職される方、その議員の任期によって違いますけども、それによって大分想定をしていると思うんですけども、この４年間は負担金の増が見込まれます。それ以降はだんだんだんだんと少なくなっていくという事は聞いておりますけども、具体的にはちょっとまだ数字的にはいただいておりません。また具体的な数字が示されれば、また議員さんにもお示ししたいと考えております。

以上です。

（植北英徳議員「はい、ありがとうございます。」と呼ぶ。）

○大澤夫左二議長 ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 お諮りします。議案第２４号を除く議案第７号「那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」から、議案第４８号「那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について」までの４１件は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託する事に決定いたしました。

ここで小休いたします。

午後０４時２２分 休憩

午後０４時３２分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により予め延長いたしておきます。

それでは日程第４、議案第４９号「物品購入契約の締結について（平成２２年度小学校教科書指導書及び指導用教材購入事業）」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第４の議案第４９号についてご説明を申し上げます。

議案第４９号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成２２年度小学校教科書指導書及び指導用教材購入事業」について、「株式会社平惣」と消費税を含め１０、３３８、０１０円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の

規定により議会の議決を求めるものであります。

どうかご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより、議案第４９号を審議をいたします。

内容の説明を求めます。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 それでは議案第４９号について、教育委員会からご説明いたします。

「物品購入契約の締結について」でございます。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。平成２３年３月８日提出、那賀町長 坂口博文。

１．契約の目的、平成２２年度小学校教科書指導書及び指導用教材購入事業。２．契約の方法、随意契約。３．契約の金額、１０，３３８，０１０円。契約の相手方、阿南市富岡町東新町８０－１、株式会社平惣 代表取締役 平野惣吉。

この案件につきましては、去る１２月議会におきまして補正予算を計上いたしまして、指導用教科書を購入するものでございます。学習指導要領の改訂及び教科書の採択替えによりまして、２３年度から２６年度用の小学校教科書の教師用指導書及び指導用教材を、那賀町内の７小学校分一括購入する契約でございます。

教科書指導書の購入につきましては、発行者から委託を受けました特約供給所、徳島県については徳島県共販株式会社が地区毎に取次供給所というのを選定しておりまして、学校に届けるものでございます。那賀町に関しましては、株式会社平惣が特約供給所から取次供給所として選定を受けておりますので、株式会社平惣と随意契約するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。

議案第４９号「物品購入契約の締結について（平成２２年度小学校教科書指導書及び指導用教材購入事業）」は、原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に日程第５、承認第１号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認を求めることについて」議題といたします。

提案理由の説明を求めます

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 日程第5の承認第1号についてご説明を申し上げます。

承認第1号は、「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認を求めることについて」であります。

町道における落石事故により通行車両に損害を与えましたので、相手方との迅速な和解と損害金の支払いのため専決処分をいたしましたので、ここに報告し承認を求めるものであります。

どうかよろしくお願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

すみません。内容の説明を、峯田課長より求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 内容でございますけれども、平成22年の12月13日午前7時頃、町道水崎線において山腹からの落石により通行車両に損害を与えたものでございます。町が加入している保険機関と協議の上、相手方と和解の交渉の結果、別紙処分書のとおり和解する事にしました。

この件について、迅速な和解交渉及び相手方への迅速な賠償金支払いのため、損害賠償等について専決処分をしましたので、報告して承認を求めるものでございます。

内容としたしましては、フロントバンパーそれからラジエータ周りの修理代、それから2日分のその車を使えなかった事による休業補償16千円を含む、別紙専決処分書の金額で和解をしたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 改めて、質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。承認第1号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第6、同意第1号「那賀町監査委員の選任について」議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 続いて、日程第6、同意第1号の説明をさせていただきます。

同意第1号は「那賀町監査委員の選任について」であります。

代表監査委員としてご尽力いただいております梶田正憲氏の任期が、本年5月18日を以って満了となります。引き続いて同氏を再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

どうか、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 なければ、これを以って「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、同意第1号は同意する事に決定いたしました。

日程第7、同意第2号「那賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 日程第7の同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号は「那賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」であります。現在の委員の方々の任期は、本年5月18日をもって満了となります。別紙同意案に示す方々を引き続いて那賀町固定資産評価審査委員会の委員に再任したいので、地方税法第42条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

どうかご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。まず水口氏の選任について、同意する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、水口氏の選任については同意する事に決定しました。

次に藤原氏の選任について、同意する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、藤原氏の選任については同意する事に決定しました。

次に下内氏の選任について、同意する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、下内氏の選任については同意する事に決定しました。

次に竹崎氏の選任について、同意する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、竹崎氏の選任については同意する事に決定しました。

次に新田氏の選任について、同意する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、新田氏の選任については同意する事に決定いたしました。

次に日程第8、本日までに受理した要望については、お手元に配りました「要望文書表」のとおり所管の常任委員会に付託したので、報告をいたします。

日程第9、「議員派遣について」議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第117条の規定によって、お手元に配布のとおり平成23年度議会関係各種会議に議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配布のとおり平成23年度議会関係各種会議に議員を派遣する事に決定しました。

なお、ただ今議決しました「議員派遣の件」で後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、後日変更があった場合は議長に一任する事に決定しました。

日程第10、報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」から、報告第9号「専決処分の報告について（平成22年度道整備事業 林道開設工事 平野畦ヶ野線2工区変更契約）」までの7件について説明を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 まず、私のほうから報告第3号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」報告いたします。

この事案は平成22年11月26日午後1時5分頃、町道出原和無田線において当該車両が走行中、損傷している町道の側溝蓋を、側溝蓋が損傷しておりまして、それを応急的に覆っていた鉄板の角に当該車両の右側前輪タイヤの側面が接触し、損害を与えたものです。タイヤ交換等が必要となりましたので、町が加入している保険機関と加入の上相手方と和解の交渉の結果、別紙専決処分書のとおり和解し損害金の支払いについて専決処分をしましたので、報告いたします。

内容といたしましては、タイヤ1本の購入代金それから交換費用合わせてこの専決処分書の金額のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 報告第4号「専決処分の報告について」の内容の説明をさせていた

だきます。裏面の専決、専決処分書の読み上げを以って説明に代えさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年2月1日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業 阿井交流施設新築工事。契約の方法、変更契約。契約の金額、増額2,835千円。変更前、220,395千円。変更後223,230千円。契約の相手方、株式会社東和・株式会社広瀬組・丹生谷建設工業株式会社平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業阿井交流施設新築工事共同企業体、代表者 徳島県那賀郡那賀町仁宇字王子前141番地3、株式会社東和 代表取締役 青木 香恵子。

主な変更の内容でございますが、1階寮部分の食堂及び厨房の間取りにつきまして一部レイアウトの変更とエアコンの設置、また廊下の壁部分につきまして塗装仕上げとしていましたがクロス仕上げに変更をしました。1階交流センターに町産木材を使用した受付カウンターの設置を追加しております。外構工事につきまして車止め等を追加した事による増額でございます。

続いて、報告第5号についてご説明させていただきます。裏面の専決処分書によって説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年2月1日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成22年度道整備交付金事業 町道出羽線道路改良工事。契約の方法、変更契約。契約の金額、増額4,809千円。変更前、77,175千円。変更後、81,984千円。契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭字前田7番地1、木沢建設株式会社 代表取締役 川原哲博。

増額変更の主な理由としましては、当契約施工区間の中間部分の山側山腹の切り取り完了後の段階で、地質の状況が当初想定していたより脆弱であったため、簡易法枠工から現場打吹付法枠工に変更した事による増額でございます。

以上でございます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 報告第6号について説明させていただきます。専決処分書で説明させていただきます。

専決第4号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年2月3日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成21年度那賀町移動通信用鉄塔施設整備事業 伝送路整備工事。
2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額の1,696,800円。変更前115,500,000円。変更後、117,196,800円。契約の相手方、徳島市西須賀町下中須79番地1、四電エンジニアリング株式会社徳島支店、支店長 山川順二。

変更の内容につきましては、長安口ダムの部分でルート変更を余儀なくされております。

すので、その部分の変更に伴う増額でございます。

よろしくお願いします。

○蔭原秀一環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 蔭原環境課長。

○蔭原秀一環境課長 報告第7号、専決処分の報告につきまして報告させていただきます。裏面の専決処分書を読み上げさせていただきますして報告とさせていただきます。

専決第5号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年2月18日専決、那賀町長 坂口博文。

1・契約の目的、平成22年度農集排〔機能強化〕仁宇地区污水处理施設工事。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額4,987,500円。変更前50,400,000円。変更後55,387,500円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町仁宇字王子前141番地3、株式会社東和 代表取締役 青木香恵子。

主な変更の内容ですが、土工工事と管水路工事の増加によりまして増額となっております。

以上です。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 それでは、報告第8号につきましてご説明をさせていただきます。

去る1月の31日ですか、臨時議会におきまして議会の議決をいただいた案件でございます。道整備事業の林道開設工事平野畦ヶ野線の変更契約を2月28日、先般実施をいたしております。変更契約をいたしております。

現在のところ、進捗状況でございますが、四電あるいはN T T、ケーブルテレビの電柱移転が完了し、いよいよ起工測量をして丁張りあるいは床掘りの準備を進めているといったところでございます。現在のところ、この請負差額分っていうものを増額して施工を延長するといった内容でございまして、1工区につきましては203mから213mへの延長増によるものでございます。

それでは専決第6号、専決処分書についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年2月28日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成22年度道整備事業 林道開設工事平野畦ヶ野線1工区。契約の方法、変更契約。契約の金額が増額の3,357,900円。変更前が61,740千円。変更後が65,097,900円。契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭西宇字北野104番地2、木頭開発株式会社 代表取締役 岡田千恵。

続きまして、同じように9号なんですが、これも両工区から攻めてきよるという事で、2工区につきましても延長が249mから264mで請負差額分を追加したといった事でございます。

専決第7号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年2月28日専決、那賀町長

坂口博文。

契約の目的、平成２２年度道整備事業 林道開設工事平野畦ヶ野線２工区。契約の方法、変更契約。契約の金額、増額３，５２８千円。変更前が６５，１００千円。変更後が６８，６２８千円。契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭西字北野１０４番地２、木頭開発株式会社 代表取締役 岡田千恵という事でございます。

よろしくお願いします。

○大澤夫左二議長 なお、本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。３月９日から１１日は議案審議のため、３月１２日・１３日は休日のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、３月９日から１３日までの５日間は休会とする事に決定いたしました。

３月１４日再開いたします。

本日はこれを以って散会いたします。ご苦労様でございました。

午後０４時５８分 散会

平成23年3月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年3月14日（月）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
5番	清水 幸助	6番	植田 一志	7番	熊原 廣幸
8番	植北 英徳	9番	株田 茂	10番	吉田 行雄
11番	連記かよ子	12番	福永 泰明	13番	東谷 久男
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 なし

欠 員 1名
4番

会議録署名議員

9番 株田 茂 10番 吉田 行雄

議会事務局

局長 横山 尚純 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	中川 元一	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	岡田 正夫	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鵜澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	蔭原 秀一
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

日程第 1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件

- ・ 追加日程第 1 「東日本大震災」被災者に救援物資を届ける緊急決議について
- ・ 日程第 1

午前 09 時 30 分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただ今の出席議員は 15 名であります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、皆様ご存知のとおり東日本で大変な大震災が起きまして、今まだ行方不明者が何万人というような状況下でございます。この事について、本日は一般質問という日程になっておりましたが、こういう緊急事態が起きたので、これについてまず議会の、那賀町議会がとる対応、また那賀町がとる行政の対応等について、最初に、冒頭にお話しをしたいと思います。

まず、それに先立ち町長のほうからまず一言お話しをいただいて、それから順次進めていくようにしますので、町長よろしくお願いします。

○坂口博文町長 おはようございます。

今、議長さんのほうからもお話しありましたとおり、本日の一般質問に先立ちまして、先日の 11 日に発生をいたしました東北関東の大震災、この未曾有の被災を受けられました多くの被災者や行方不明の方々、また亡くなられた方々に対しまして、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

今後のご支援策に対しましては、行政そして議会の皆さん方、また町民一体となって出来得る限りのご支援をさせていただきたく思っておりますので、議員の皆さん方各位におかれましてもご協力のほどをお願いを申し上げます。

なお、職員また私ども管理職会議におきましても対策会議を開催し、適宜対応をして参りたいと思っておりますので、議会の皆さん方におかれましてもその支援対策等においてご協議をいただければと思っておりますので、その点もよろしくお願いを申し上げます。

今回の世界最大級という M9.0 というような、本当に大規模震災がまさかこの日本の国内において起きるとは、誰しもが想像をし得なかった事ではなかろうかと思えます。そして、あの津波の本当に想像を絶する破壊力の凄さというのを目の当たりにして、私どももこれまで南海地震等の大規模地震に対する災害対応という事で、色々と自主防災組織の設立とかそういう事で色々お願いをしてきましたが、今後の本当に対応策というものについて、今一度心に刻み、そしてその対応策を十分心得ておかねばならないと実感をいたしている次第でございます。

これまで私自身も何回か四国防災トップセミナーという中でも、それぞれの自治体と、また関係機関と共にこれらに対する対応策を協議をして参りましたが、やはり今後もし徳島県がああいう形になれば、本当に那賀町としてどういった対策をやらなければならないかという事を、今一度本当に考え直すべきでなかろうかと思っております。

我々も今後自衛隊等に応援依頼をお願いするという事も含めて検討してきましたが、やはり実感として、あのような事態になればやはり都市部・平地部・津波で被災された方々のところに応援が集中するし、ライフラインも全てそちらのほうに集中して参ると、していくという形もお聞きいたしております。自衛隊にも直接お話しをお伺いしても、やはりそうすべき以上手が無いと言われております。となりますと、やはりこの中山間、那賀町のような山間部で被災に対する応援という事については、その対応策について非常に心得ておかねばならないと思っております。中々そういったところま

での応援に自衛隊の派遣という事にも非常に難しいと聞いておる事を実感しております。

そういった事も含めて、是非とも皆さん方にもそういった事について含めて、今後のご支援策等も含めてでございますが、ご協議をいただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

〔大澤夫左二議長、登壇〕

○大澤夫左二議長 日程に入る前に、11日14時26分に発生いたしました東日本大震災のために痛ましい犠牲となられた方々に対しまして、那賀町として那賀町議会として心より哀悼の意を表し、黙とうを以って御霊のご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

皆様、ご起立をお願いいたします。

〔出席者全員起立〕

○大澤夫左二議長 黙とう。

〔出席者全員黙とう〕

○大澤夫左二議長 直れ。ご着席願います。

〔出席者全員着席〕

○大澤夫左二議長 この大震災によって被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。那賀町民の皆さんの、また関係者が被災されていないか、現在のところ大変気がかりでもあります。報道によれば2万人を超す人の安否がまだ未だに不明と伝えられておる中で、原発の事故が発生し、被災地また被災者に追い打ちをかけております。

南海・東南海地震の発生は、この30年間の内に60%の確率で起こると言われております。また、四国にも原発がございます。地震対策また津波対策を今町長も色々お述べになりました。抜本的に強化する事が求められております。国・県にも要請していく事が大変必要であります。

東日本震災で、一瞬にして町と共に日常生活が津波に呑み込まれてしまった訳であります。このような状況の中で、那賀町議会も町当局と力を合わせて物心両面にわたり、また物・金の多少にかかわらず出来得る限りの支援策を協議し、義捐金等につきましても町民の皆さまに呼び掛け、ご協力を得られる段取りを寸刻も早くしなければならないと思っております。現地の状況・情報も的確に収集しながら、支援の受け入れの流れが出来次第、一刻も早く支援物資を届けられるようにしなければならないと思っております。この支援対応は非常に長期になる事も予想されますので、議会の決議という事で議会の意思を表明したいと考えております。

議会としての議員の今、ただ今お手元に案文も配布いたしました。なお、その具体的な事については、今後時間を割いて鋭意協議をしていきたいと思っております。行政側としても色々なまた対策に追われております。今、町長言われたように、議会・行政共に出来る限りの事、力を合わせてこの対処、支援対策に対していきたいと思っております。

今申し上げましたように、我々の肩にいつあのような悲惨な事故が起きる、震災が起きるかという事を想定いたしますと、これは決して他人事でないと改めて痛感させら

れました。このような事で、是非皆さま、一般質問の前ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔大澤夫左二議長、降壇〕

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、柏木君。

○柏木岳議員 はい、ただ今の議長から説明いただきました東日本大震災被災者を支援するですね、緊急決議案を出させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○大澤夫左二議長 結構です。

お諮りします。ただ今柏木君から「『東日本大震災』被災者に救援物資を届ける緊急決議」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

お諮りします。日程の順序を変更し、追加日程第1、「『東日本大震災』被災者に救援物資を届ける緊急決議」を議題とし、先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

追加日程第1、「『東日本大震災』被災者に救援物資を届ける緊急決議」を議題いたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 それでは読み上げたいと思います。

「『東日本大震災』被災者に救援物資を届ける緊急決議（案）。那賀町議会議員 柏木岳、同 東谷久男。

東北、関東に甚大な被害をもたらした国内史上最大の地震「東日本大震災」は、3,000人を超える死者・不明者を出している。本日3月14日現在でも安否確認が取れない方が数万人規模であり、避難者が20万人規模になっている。沿岸部の都市では壊滅的な被害を出しており、住民の絶望感ははかりしれない。

我々は日本国民として助け合って苦難を乗り越えなければならない。今すぐに、我々那賀町及び那賀町議会が出来る迅速かつ有効な手段の1つは救援物資を被災地に届ける事である。避難所では水、毛布等が足りないと聞いている。我々に出来る支援の第一弾として、町理事者には、本町に備蓄する可能な限りの物資を一刻も早く被災地に届ける事を強く求める。以上、緊急決議する。平成23年3月14日、那賀町議会。」

なお、神戸市では仮設トイレを送るなどの対策を決定しております。当町としても素早い対応を求めるものでございます。物資の送付について、現地受け入れ事務局を早急に確認し、被災者の手に渡るまで迅速かつ効率的な配給がなされる事も併せて求めます。

全会一致での緊急決議採択を強く要望いたしまして、よろしくお願いしたいと思います。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 議案提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

○大澤夫左二議長 「質疑」なしと認めます。

これより討論を行います。討論ある方ございますか。

○大澤夫左二議長 「討論」なしと認めます。

これより採決をいたします。「『東日本大震災』被災者に救援物資を届ける緊急決議」、この件について、これを原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって「『東日本大震災』被災者に救援物資を届ける緊急決議」は、原案のとおり可決されました。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 はい。稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 決議を受けて、町の対応を。

○大澤夫左二議長 え？

○稲澤弘一副町長 決議を受けて、町の今現在の考えておる事を話したいんじゃないけんど。

○大澤夫左二議長 はい、それでは副町長のほうから、議会の決議を受けて町としての考えを述べたいそうでございますから、これを許可します。

○稲澤弘一副町長 はい。

ただ今、東北関東の大震災に対する支援についての決議をいただきまして、ありがとうございました。町といたしましても取れるべき最大限の支援をしていきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今の緊急物資の支援についてでございますが、県のほうで取りまとめをいたしております。物資の支援に関する相談は南海地震防災課という事で、ただ今考えられる事は、今町として物資の支援それから見舞金・義捐金、それから受け入れ体制が整ってからの事になると思うんですが、人の対応・支援という事で、現地での復旧に対しての支援と、人的支援という事も考えております。それから町民の皆さん方にも、節電についてもご協力願えるよう呼び掛けたいと思っております。

今後、詳細につきましては本日の議会終了後に管理職会議におきまして支援の対策会議を開きまして、詳細を詰めたいと思っております。

ただ今の決議を受けまして、町としましても最大限の対応をいたしたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○大澤夫左二議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に1番 植田一志君、2番 連記かよ子君、3番 清水幸助君、4番 東谷久男君、5番 新居敏弘君、6番 田中久保君、7番 古野司君、8番 柏木岳君、以上の順番で行います。

この際ご連絡申し上げます。通告による一般質問には、議員中においてまた関連するものがあるかも分かりませんが、その場合は前段の議員の質問に対し十分配慮されるよう、いつものとおりお願い申し上げます。

まず植田一志君を指名し、順次発言を許可します。

○植田一志議員 議長。

○大澤夫左二議長 植田君。

○植田一志議員 おはようございます。議長の許可をいただきました。質問を行います。

冒頭でも、町長・議長より地震の報告がありました。3月11日午後2時46分頃に、国内観測史上最大級のM9.0、宮城県栗原市では最大震度7の巨大地震が起きました。死者・不明者が現在3,500人超という事ですが、これからも万単位で増えていくのではないかと考えております。私も2日ほどテレビに釘付け状態で、人口10,000人を超える大きな町が津波に呑み込まれる、そういった場面をテレビで見た時は、大震災の物凄さを身近に感じました。

徳島県においても美波町で1.1mの津波を観測し、漁船の転覆被害なども報告されており、今後起こり得るであろうと言われている南海・東南海地震に向けての備えを十分しておかなければいけないと、改めて感じたところであります。

ある人口10,000人規模の町においては、那賀町全体の家屋が破壊されるほどの被害が出ております。私、この場をお借りして支援をしていただきたいとお願いをしようと思っていたのですが、支援をしていただくという事で安心をしております。平成16年の木沢地区での豪雨災害では、多くの皆様方よりご支援をいただき大変助かったという経緯もございますので、町長をはじめ理事者の皆様方、議員各位の皆様方、今後どうかよろしくお願いをいたします。

それでは質問に入らせていただきます。私の質問は「外国資本等による森林買収問題について」お伺いをいたします。関連の「森林伐採跡地の有効利用について」も一括して行いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

近年、外国企業や個人が日本国内の森林を買収する動きが広がっております。徳島県内では今のところそういった動きは報告されておりませんが、県下一の森林面積を有する那賀町にとっても、大きな問題の1つであると考えております。

買収の多いのは北海道で、道が平成22年11月26日に公表した最新調査結果によると、道内で外国企業等が取得した森林は33か所で820haで、取得している企業・個人は中国・オーストラリア・シンガポール・イギリス領ヴァージン諸島・アメリカなど10か国に及んでおり、取得地は10市町村に達していて、平成20年にイギリス領ヴァージン諸島の企業が取得した森林は、陸上自衛隊の駐屯地から半径2km圏内にあることから、治安維持の面からも問題視し始められているという事であります。

那賀町においても、今後こういった買収が行われたいとは考えられません。まず、

この件に関して町の対応・対策は考えているのか、林業振興課長にお伺いをいたします。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 植田議員さんのご質問にお答えをいたします。

外国資本による森林買収問題の動きってというのが国内で発生しておると、那賀町でもこういった動きが、どのような対策をしていったらいいのか。それから、伐採跡地の放置森林が見受けられると、町が買収するなどの方策がとれないかといったご質問でございます。

この森林買収問題、先週、ちょうど先週の月曜日だったかと思うんですが、参議院で質問があったそうです。それで、国としても具体策案というのを今後検討していくのだといったところだと思われませんが、まず、国内で外国の企業が山林を買収する事例、先程議員さんおっしゃられましたように北海道で820haですか、買収されておるといった事なんです、特に北海道のニセコ町それから倶知安町、そういったところで中国系の企業が通常の山林価格、大体1haあたり600千円位って言われておるんですが、5倍の3百万円で購入したというような事例がございます。この地域っていうのは現在リゾート開発が進んでいる地域ではありますが、これを那賀町の山林に例えた場合にですね、5倍の価格であれば山林所有者っていうのは手放す方が非常に多いのじゃないかなっていうような気がします。

それでは、那賀町での山林の買収の事例っていうのを調査しました。これは徳島県の林業公社が徳島紵の森事業で、那賀町丈ヶ谷の六丁の森っていったところなんです、これの取得面積が90.44haと、内75.6haがスギの人工林、スギ・ヒノキの人工林であるのですが、購入価格が41,175千円っていう形で取得をされております。この価格、山林所有者誰もが安いのではないかと考えた状況だと考えておる訳なんです、なぜ中国系の企業が日本の山林を買うのかと、今の中国GDPが世界第2位と、かつての日本のバブル期だと言われておりますが、木材を大量に輸入している中国、森林が金になるといった事が前提にあるのではないかなというように思います。

1つには木材価格、木材の販売っていう事なんです、森林を伐って植栽を行ってから下刈あるいは除間伐といった施業を進めてきて、成長木からやっとな成木、60年経って成木になるっていうんですけども、成木を迎える日本の木材をつくる、つくる林業から売る林業へと転換しつつある日本の木材産業だと思うんですが、そういった事。木材の販売っていうのに価値があるんだなという事。

それから2つ目には不動産の価値。中国国内っていうのは当然個人が不動産を持つ事が出来ません。全て国有地であるといった事です。不動産の所有権の確保といった事。それから、現在日本は森林に対する価値が非常に低いのだといった事が要因ではないのかなと。

3つ目が排出権取引、CO₂の固定、吸収固定っていった事、それからクリーン開発メカニズムでの価値といった事で価値が出てくるのではないかな。

4つ目が水資源の確保ですね。これも中国国内、水に対して非常に困っておるといった中でのこういった4つの狙いを中国は特に考えているのではないかな。こういった、

日本ではビジネスチャンスとして捉えられてない事が、中国では価値として考えられるのではないかなというような、私自身の思いです。

次に、こういった問題が那賀町でも発生するのではないかとといった事がありますが、国土利用計画法の中に土地取引規制制度っていうのがございまして、山林は1 h a以上の森林を取得した場合に、取得後2週間以内に町長を経由して知事に目的それから取引価格等を届け出る必要があります。いわゆる事前届出っていうのじゃなくして、Aさん・Bさんの契約が終わった後で事後に届け出る制度になっておるといった事が、規制をする前に契約を締結しているっていう事に問題があるのではないかとこのように思います。

それと林地開発制度でございしますが、これも1 h aあたりを、1 h a以上の場合に林地開発を行う場合は知事の許可が必要だという事で、これも森林の乱開発の防止とか森林の持つ公益的機能の維持管理を阻害しないといった制度でございします。

こういった中で、2つ目の質問の中にもございしますが、この規制をどうやってやっていくのかといった中で、林地を取得する場合に事後申請、先程申しましたように事後申請から事前申請に持っていくのではといった事とか、1 h a未満についても土地取引を含めた事前の制度の導入っていうのが考えていかなんたらいかんのだと。これ当然国が国土利用計画法ですかね、これによる訳なんですけども、こういった規制が当然必要だなというように思います。

それと、2つ目の質問の中にですね、那賀町現在伐採跡地の放置森林っていうのがございします。天然育成林と、放置森林の事を天然育成林という事で自然的に生えてくる、生やしたという事も言われておるんですけども、平成15年以降で162.6 h aがこういった森林でございします。で、こういった、森林の中でですね、例えば不在村地主、那賀町外の人が持っておる所有林あるいは生産意欲の低下している要間伐森林等の、こういったものを公有林化するっていう事も1つの規制にはなるんじゃないかなってこのように考えます。

それで、県ではこれ23年度から公有林化に対して一定の標準価格っていうものを設定いたしまして、山林の取得費の70%、これを補助するといった方向性を今検討いたしております。で、そういった中で、那賀町としてもこの補助を利用しながらですね、問題の解決にもあたれるし、もう1つは森林を通じての雇用の確保あるいは循環型の森林整備を目指していくっていう事が、町としての方向性でもあるのかなというように考えております。

以上でございします。

○植田一志議員 議長。

○大澤夫左二議長 植田君。

○植田一志議員 私が思う1番の要因としては、まずは木材価格の低迷、後継者不足、これ年をとっても林業を継いでくれる者がおらんと、だったら高く買ってくれるのであれば思い切って森林を売却する、そういった森林所有者が増えてくるのではないかと懸念もいたしております。

そこで、これは森林法改正案が今回、今国会に提出されておりますのでこの法案が通るまでの事です、仮にですね、さっきも言うたように、外国企業が那賀町の森林を仮

に1百万円で買うと。さっき課長も言われたように、中国、まあ中国企業とか個人だったら、仮に1百万円だったら何倍、5倍、5百万円で買うっていう事やね、さっきちょっと聞いたのが。これをです、中国が5百万円で買うと、1百万円のを5百万円で買うと。町は対策として5,500千円で買い取れるのかっていう事を、これ聞きたいんですよ。恐らくちょっと無理だろうとは思いますが、どうでしょう。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 山林の価値についてのご質問であります、例えば1haが1百万円とした場合に5百万円、先程の北海道の件ですね、を言いましたけども、これ5百万円以上で買うっていうのはそれは確かに無茶苦茶な話であって、それでぶち切った話をしますと、今の例えば森林です、1haあたり30年から40年生の木が植栽されていると、育っている中で、今どの位の値がしよるのかなという事を見た場合に、500千円位、1haあたり買収するのに500千円位の価格が今の正当な取引の価格じゃないのかなと。それは当然大きい木によっても違うと思うんですけどね。それから搬出してくる場所とか道があるとかいうのによっても価値っていうのは違うと思うんですが、そんな価格が今の現状だろうなというように思うんですよ。

それを、申しましたように町が買収する価格よりもっと高い価格で買えんかといった事でございますが、先程申し上げましたように、徳島県のほうで来年度いよいよ70%位の補助があるといった事なんです、高い価格に対して70%の補助が出るとは多分考えられません。で、当然標準価格、先程申しましたような標準価格に対して100町だったら100町の森林を購入した場合に補助金が出るという事であって、今現在はそういった事は出来ないなと。

これは果たして、町長さんともお話しをせないかんのかも分らないんですが、そこをやれという事になると中々厳しいものがあるんじゃないかなというように思います。

以上です。申し訳ございません。

○植田一志議員 議長。

○大澤夫左二議長 植田君。

○植田一志議員 はい。到底、5倍の値段で買うのは中々難しいと思います。

これ、防止策としては色々あるんですが、北海道では森林などの土地取引に事前届出制度を導入する独自条例を制定する方針を固めております。これは、現行の森林法や国土利用計画法ではチェック出来ない土地取引の実態を把握し、水源林の保全などを図るのが目的で、来年度の条例制定を目指し有識者から意見を聴くなどの検討を本格化させているとの事です。

また、外国の企業や個人が日本国内の森林を買収する動きが広がっている現状に歯止めをかけようと、先程も申しましたが民主・自民両党が森林法の一部を改正する一部改正案をまとめ、昨年11月30日に国会に提出したとの事です。この法案が成立するまでの間という事になりますが、この森林法改正案とは「森林所有者となった者に市町村長への届出を義務付け土地取引の実態把握を進めるほか、事前の届出をせずに伐採等を行った者に対しては、市町村長が伐採中止や伐採後の造林を命令出来るという内

容。命令に従わない場合は500千円以下の罰金を科し、地方公共団体が造林や植栽を代執行する事も可能にする。さらに森林所有者が不明で手入れが不十分な森林については、地方公共団体等が間伐や保育作業を実施出来る制度を創設する。このほか、境界確定や森林データベースの整備、施業集約化を進めるための措置や保安林等の買い入れに必要な財政上の措置を講ずる。」事なども盛り込んでいるという事です。

こういった問題は、大分県議会でも取り上げられ、議員の質問に対し、広瀬知事は「県内では確認されていないが、今後そういったケースが出てくれば、森林法を活用して森林の乱開発や水源水質汚濁、水資源の枯渇が生じないように、的確に許認可や行政指導などを行っていきたい。」と述べております。

最後に、町長にもこの問題について一言お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 植田議員さんの森林の外国資本によります買収問題につきましては、これは今担当課長のほうからはご答弁させていただきましたような内容でございますが、私のほうも知事との直接のそういった状況等についても、機会がございましてその状況もお聞きしたところでございます。現在のところそういった内容の中で、外国資本の買収の目的という事についてがまだ、その目的が、はっきりとした目的というのが定かでないという事をお聞きいたしております。国といたしましても、それに対する今議員がご指摘の森林法の改正を含めて現在検討をしているという段階であるという事をお聞きいたしております。

そういった事で、それらの情報収集につきましては、県のほうからも情報の公表なりこちらへの発信については十分対応をしていきたいという事をお聞きいたしておりますので、町としてもその点についてその対応策に応じた対応をして参りたいと思っております。

また、公有林化につきましては、これはやはり今後においてやはり森林の管理を含めてその事も今後検討すべきと思っております。これらにつきましても、徳島県としても先程担当課長から報告、お答えさせていただきました70%の補助のこの財源という事につきましても、それぞれの企業からの色々なCO₂削減といった方向も含めてかなりのご寄付もいただいているとお聞きいたしております。それらを充当して町有林としての活用と、購入による活用という方法も現在お聞きいたしておりますので、それも含めて今後対応をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○植田一志議員 議長。

○大澤夫左二議長 植田君。

○植田一志議員 町長も4月には町長選を控えております。もし今後その今の席に座っておられる場合には、是非那賀町の森林は那賀町で守るのだという強い意志を持って取り組んでいただく事をお願いしておきます。

終わります。

○大澤夫左二議長 植田一志君の一般質問が終わりました。

次に連記かよ子君を指名し、発言を許可します。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 質問を行います前に、今回東日本で発生した巨大地震で被災された皆様方に、心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、2点の事について質問をさせていただきます。

1点目は「那賀町教育振興計画について」であります。平成17年に旧5か町村が合併して5年が経過しました。23年度当初予算において「那賀町教育振興計画策定」の予算が組まれた事は、大変意義のある事であると理解いたします。「国は人づくりである。」と言われておりますように、子弟の教育は一国の根幹に関わる最重要課題であります。山本有三の「米百俵」という戯曲がございますが、この本は皆様もご承知のとおり、小泉首相が平成13年5月13日の所信表明演説でも取り上げられたものでございます。

掻い摘んで粗筋をご紹介しますと、戊辰戦争で焦土と化した越後の国 長岡の城下町の窮状を見かねた支藩の三根山藩より、見舞いの米100俵が届けられました。娘を売らねばならぬほどその日の米にも事欠く藩士達は、配分を心待ちにいたしておりました。ところが、藩政を担っていた大参事 小林虎三郎は、将来のためには教育の充実が第一であると考えており、この米100俵を配分せずに売却する事を計画いたしました。米を売り学校を建てるという通達を出したのであります。これを聞いた藩士達が「学校は後回しにして、取り敢えず食えるようにしてくれ。」と激しく詰め寄るのであります。

その時に、虎三郎が床の間の掛け軸に一礼をして言いました。掛け軸に書かれていたのは「常在戦場（常に戦場に在り）」という4文字でありました。「常在戦場」とは「戦の無い折にも常に戦場にある心で、いかなる困苦欠乏にも耐えよ。」という言葉であります。「100俵の米も、藩内の1,700軒もある軒別に分けると1軒につき2升そこそこである。1日や2日で食い潰してしまうが、教育に充てれば明日の1万、100万俵となる。」と、藩士達を諭すのであります。「100俵の米を基にして学校を建て、子どもたちを仕立て上げて行く事がまどろっこしいようであるが、これが一番確かな道である。その日暮らしては長岡は立ち上がれない。我々がこの苦しみを引き受けなかったならば、次の時代の人たちはまた同じ苦しみをしなければならない。こんな苦しみは我々1代だけで十分ではないか。明日の長岡を考えろ。明日の日本を考えろ。」そう言って明治3年、虎三郎はあらゆる反対を押し退けて粗末ながらも学校を建て、子どもたちの教育に力を注いだ訳であります。藩士の子弟のみならず町民や農民の子弟も入学させて、長岡の教育の礎を築きました。「米百俵」が語るものは、将来に備えた教育の重要性であります。

さて、本町は今年度完成する木頭小中一体校舎をはじめとして、他町村に決して引けを取らない教育環境が整っています。この箱の中に魂を入れて行くのが教育のあり方です。子どもたちをどんな人間に育てていくのか、子どもたちの生きる力をどのように育てていくのか、教育の基本とする柱についてお伺いをします。

また、少子化の進む本町において避けて通れないのが複式学級の問題であります。

現場での混乱はないのか、その辺りの事についてもお伺いをします。

また、教育とは何より子どもたちが幸せになるためのものであるはずです。いじめや自殺、不登校など、子どもたちをめぐる問題は教育そのもののあり方に深く関わっています。生きる力をどう育てていかれるのかお伺いをします。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 連記議員さんの質問にお答えをいたします。長岡藩の米百俵の問題、非常に私たちも教訓とするところと思っております。

那賀町教育振興計画、これは那賀町合併して7年目を迎える訳ですけれども、先程おっしゃられたように耐震化によりまして学校環境というのは大きく前進をして参りました。

しかしながら、この那賀町の現状を考えてみますと、合併した当時、平成17年に国勢調査がございました。そして、その5年後にまた国勢調査があったんですけれども、その5年間の国勢調査で那賀町の町民が1,322人、率にして12.8%の減少を見ました。そして、その年齢構成も非常にいびつな現状になっております。高齢化率が40%に迫ると、そして、国・県の人口推計によりますと、20年後・25年後には那賀町の人口が半減するというような推測も出ております。このような厳しい状況の中で、那賀町をどのようにして存続させていくのかという事が大きな課題であるというように考えております。そういう事で、この現状を変えていくためには行政施策だけでなしに住民の意識改革、これが一番大切でないかなというように思っております。

そういう中で、那賀町教育振興計画を立てたいという事で予算編成をさせていただきました。那賀町教育振興計画では、今後10年間を通して、通じて目指すべき教育の姿としてどういう事を基本に置くのかというような事で、私は私なりにこの合併した当時の基本理念「住民が互いに手をたずさえて自分たちでつくる那賀町」これを実現するためにどうすべきかという事を考えてみました。私は私なりに那賀町を愛する心、これが一番大切でないかなというような思いがあります。子どもたちが、今の子どもたちが那賀町を支えてくれる、この事をなくして那賀町の発展・存続はあり得ないというように強く思っております。

そういう事を基本において那賀町教育振興計画を定めたいと思っております。この10年間を通して目指すべき教育の姿を明らかにすると共に、今後5年間に取り組む施策をお示ししたいというように考えております。この1年間、十分その問題について深く掘り下げ、方向付けをしたいというように思っております。

それから、複式学級についての問題提起がされました。複式学級、これは子どもたちが減っていく中で、これは国の法律によって先生の数が定められております。そういうような事で、非常に厳しい現実が待っております。国の基準によりますと、複式学級になる学校というのは「1年生と2年生の児童を合わせて8人以下になった場合。それからそれ以外でも2学級合わせて16人以下の学級。」それが複式学級になるという事でございます。

那賀町では現在木沢小学校と北川小学校が複式学級でございまして、平成23年度からは新たに桜谷小学校・木頭小学校が複式学級に加わる事になる予定でございます。

那賀町教育委員会といたしましては、複式学級になってから２年間につきましては町費教員を配置し、スムーズな移行が出来るように努めて参りたいというように考えております。

少人数学級、複式学級でも、子に応じたきめ細やかな指導とか地域での体験活動など、豊かな心を醸成出来るという良い点はございますが、また半面、団体で行わなければならないような学習が出来ないとか、多様な考え方に触れる機会が少ないなど問題も抱えております。そのような問題につきましても、今回の考えております那賀町教育振興計画の中で色々問題点を掘り下げ、この問題の解決の方向付けというのをもう少し考えてみたいというように思っております。

それと、３点目の生きる力をどう育てるのかという点でございます。この生きる力、これにつきましては、私なりに考えてみますと、学校教育を終え社会の一員となった時に、自立して生活していくのに必要な確かな学力や規範意識、命の尊重、他者への思いやりなどを養う。それから法やルールを順守し、適切に行動出来る人間性。また、苦しい時に耐え得る強い精神力や体力を育てる。そういうような力を是非育てていかなければならないというように思っております。この生きる力を育てるという事は、これは学校・行政だけではこれは成り立ちません。家庭・地域、これが連携して取り組まなければならない重要な課題であるというような認識をしております。

そういうような事を踏まえ、家庭教育が一番重要、「子どもは親の背中を見て育つ」というような言葉もありますので、そういう点につきましても方針の中に組み入れたいというように思っております。この１年間、色々な事を考えながら、また意見を聞きながら教育振興計画を立てていきたいというように思っております。

以上でございます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 私、３月の１１日に上那賀中学校の卒業式に行って参りました。１６名の凛々しい卒業生たちでありました。「楽しい事も苦しい事もありましたが、素晴らしい３年間で過ごす事が出来、体も心も大きくなりました。先生、ありがとうございました。お父さん、お母さんありがとうございました。」と涙ながらに話す子どもたちに、私ももらい泣きをいたしました。

また本の引用で申し訳ありませんけれども、実は１９９６年に亡くなりました司馬遼太郎が、２１世紀に生きる子どもたちへ残していったメッセージがございます。まず「昔も今も未来において変わらないのは自然である。その力をあがめ、自分たちの上にあるものとして身をつつしんできた。」とあります。「２０世紀という現代はある意味では自然へのおそれがうすくなった時代とっていい。２１世紀の君たちは自然と共に素直であって欲しい。また、『いたわり』や『他人の痛みを感じる事』、『やさしさ』という３つの言葉は、元々１つの根から出ているが本能ではない。訓練して身につけなければならないものである。その訓練とは簡単なものである。友達がころぶ。ああ痛かったろうなと感じる気持ちである。このように自然物としての人間は、決して孤立して生きられるようにはつくられていない。そして、君たちはつねに晴れあがった空のようにたかだかとした心を持たなければならない。」と結んでいます。

先程教育長のほうからご答弁をいただきました。基本、教育のそのあり方、基本としてどんな事をしていくのか。まず、子どもたちが那賀町を愛する心を作っていくという事である。私も本当にそのように思っております。那賀町を愛する心が無ければ、先程お話しいたしました中学校の卒業生でのあいった子どもたちの涙は無かったと思うんです。この子どもたちが成人して生きる力、先程言われました生きる力になれば、その上那賀中学校で学んだ3年間で生きてくるのではないかと考えております。

それから、複式学級の問題、これ取り上げさせていただきましたが、教育長の答弁にもありますように、本当にこれは避けて通れない問題でございまして、先程言われましたきめ細やかな指導が出来るとか豊かな心が醸成出来る、それは本当にそのようで、そのとおりでございすけれども、やはり競争力が、まず社会においてまず最初に試練する事は競争力でございすので、そういった事にまたおちるのではないかと思います。是非これは町として財政措置を取っていただいて、教員を増やしていただければと思っております。

それから3番目の生きる力の事については、先程司馬遼太郎の本の事を引用させていただきましたけれども、確かにその思いやり、他人の痛みを感じる、こういった事、幼児期から小学校・中学校、それを通して考える力、それから想像する力、辛抱する力を付けさせ、子どもたちの心をしっかりと耕していただきたい。これは那賀町、計画でございすので詳細の事についてはこれから立てていかれる訳でありますけれども、こういった事をしっかりとその計画の中に取り込んでいただきたいと思っております。

教育長も申されましたように、家庭・学校・地域社会が連携して将来の那賀町を担う子どもたちを育てていかなければならないと思っております。是非よろしくお願いをしたい。この教育振興計画については、先程も言いましたようにこれからの事でありますので、これ位にさせていただきます。

それから、2点目は「児童虐待防止策について」お伺いをします。

昨年1月23日、東京都江戸川区において小学校1年生の男の子が、食事に時間がかかる事に腹を立てた両親から暴行を受け意識不明の重体となり、病院に搬送されたものの翌日死亡いたしました。男の子の身体には火傷や古い傷、痣が無数にあり、日常的にまた長期的にわたり虐待を受けていた可能性があるとして、両親が傷害致死罪で逮捕されました。

もう1件は、余りの痛ましさに記憶に新しい事件であります。昨年7月30日に大阪市西区のマンションで、2歳と3歳の幼児が死んでいるのが発見されました。母親が育児を放棄した事による餓死によるものでした。こうした胸が押し詰まるような事件ばかりであります。洗濯機に入れて回したりオーブンレンジに入れたなど、常識では考えられないような聞くに堪えない虐待行為が行われています。

平成21年度の虐待対応件数は全国で44,211件と毎年増加し、死亡事例は平成20年度で64例、その内0歳児が約6割と報告されています。徳島県警が2010年度に認知した児童虐待件数は158件で、前年に次いで過去2番目に多かった事が分かっており、言動などで子どもの精神にダメージを与える心理的虐待が全体の半数以上を占めているという事です。

増え続ける児童虐待に対して何が出来るのか、何が必要なのか。東京での研修会に

参加してきました。児童虐待防止法が各自治体で有効に運用されているかどうか、その調査結果を法改正や今後の対策に活かしていきたいという思いから、私たち女性議員が全国一斉にそれぞれの議会で同じ質問を行う事といたしました。

まず児童虐待及び防止策について、本町の状況をお伺いします。そして、児童虐待の通告があった場合の児童の安全確認などの対応はどうなっているのでしょうか、お伺いをします。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 ただ今の連記議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず本町の状況につきましてでございます。今那賀町の状況でございますが、本町では児童虐待防止ネットワーク設置要綱を平成18年2月24日に設置をいたしまして、同日から施行しておるところでございます。このネットワークは、児童虐待の予防・早期発見からその家族への援助に至るまで、関係機関の連携に基づいた援助を行うために設立されたものでございます。

ネットワーク会議は代表者会議と実務者会議、この2重構造で行っておりまして、代表者会議につきましては相互の情報交換それから連携強化・啓発活動について等につきまして検討しておりますし、実務者会議につきましては個々のケース毎に開催いたしましてその情報を共有し、今後の方針・役割を明確にした上でその時点での最善の対応策を話し合いまして、その家庭の援助に繋げておるところであります。

構成メンバーにつきましては、医療機関それから民生委員・主任児童委員、各保育園の園長先生・保育士、各幼稚園の園長・教諭、それから各小中学校の校長先生・教頭先生それから担任・養護教諭、那賀警察署、阿南保健所、南部児童相談所、県民局家庭児童相談室、それから我々那賀町の関係者という事で、代表者・関係者が寄って代表者会議・実務者会議を行っておるところでございます。

現在関わり合いを持っております児童虐待と言われるケースにつきましては、現在数件、ケースを私のほうで今預かっております。いずれもこのネットワーク会議、代表者会議なり実務者会議を行いまして情報を共有し、その家庭への援助を今現在行っているところでございます。児童の安全確認等につきましては、周りの人、これは学校でありますとか幼稚園・保育園、また近所の方々でありますという方々が、虐待の前兆に如何に気付いていけるかというのが最も重要なと言うか、そういう事だと思います。地域で子育て家庭の支援というのをしていくというのが、最も重要な事だと私は考えております。

那賀町といたしましてもこのネットワーク会議のメンバー等を通じまして情報等を収集し、児童虐待が起こらない、起こりにくい町づくりを目指していきたいと、このように考えておるところでございます。啓発といたしましては、昨年自主啓発番組、児童虐待の自主啓発番組を自作、自主製作をいたしまして昨年放送もさせていただいたりだとかというような取り組みを行っておりますし、通告がありましたら48時間以内の安否確認というのは現在行っておるところでございます。

以上です。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 ただ今の本町においての状況などを、課長さんよりご報告をいただきました。こういった少子高齢化・過疎化、本当の田舎町でもまあ言うたら虐待があるのだなという事が改めて認識する事が出来ましたが、適切に対応しているという事で大変安心をいたしました。

昨年の11月は児童虐待防止推進月間であり、広報にも、那賀町広報にもこういった事を周知していただいております。その中に「まず子どもを虐待から守るために」と題してこういった言葉を載せてあり、文章を載せてありますが、「『虐待を受けたと思われる子ども』を見つけた時には、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こして下さい。『あなた』からの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。連絡は匿名で行う事も可能であり、また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。また、連絡により虐待を行った保護者への支援にも繋がります。子どもを虐待から守るために、子どもに関する様々な機関からなるネットワークを作っています。」こういった事を町としても掲げてございますので、児童虐待の中で、今課長さん言われたように、地域で子育てをして支援して行く事、それから起こりにくい地域づくりをしていくという事を是非これからも取り組んでいただきたい、そんな風に思っております。

児童虐待への対応は、先程言われましたようにネットワークが組まれているという事でございます。共に地域住民の力を結集する事が重要であります事から、地域住民が児童虐待の対策に意識を向けるよう広報し、発見した場合は速やかに通告する義務がある事を度々私は周知徹底していただきたい。最初的那賀町の基本計画、その中にも言われましたように、やはり子どもたちは地域の宝でございますので、やはり地域・家庭・学校が連携して育てていきたいと、そんな風に思っております。

そういった事をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君の一般質問が終わりました。

ここで10分間休憩をとります。55分まで。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

清水幸助君を指名し、発言を許可します。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 議長の許可を得ましたので、このような日本の非常時の時ではあります。一般質問をさせていただきます。

1番目に、通告どおり「公金の不正流用事件について」から始めさせていただきます。

日下前町長による公金不正流用事件の全容解明を大きな公約として、坂口町長は4年前町長選に出馬され、見事に当選されました。そして今回、再び町長選挙に「1期目の公約の継続」を公約の1つとして挑戦されるとの事です。で、質問させていただきます。

昨年の9月、「那賀町を良くする会」からの住民訴訟裁判が、高松高裁の判決に従って終息しました。僕も那賀町を良くする会の末端会員の1人として裁判には関わり、個人的な見解として「坂口氏の責任云々以前に、ここまでは借金を認めるという債務負担限度額14億円内の事であり、責任を問わない。」このような判決主旨文であったと理解しています。この判決主旨で、坂口氏の行為を問うのではなく当時の土地開発公社内の事を問題の争点だと言われたら、我々は当時の土地開発公社等の資料を手に入れる手段も今後も全く無く、非常に残念ですが、住民訴訟の限界を知ったというのか、住民訴訟では我々の手も出せない空間があるのだという事を勉強しました。

ともかく、那賀町を良くする会は、坂口町長が「住民の負担にはしません。」との約束をどのように実行してくれるのか、約3億85百万円を住民の負担にしないようにするにはどうすればよいのかとの思いから集まった仲間達です。

日下氏の不正を見つけた英雄 坂口氏をなにゆえ追求するのかとの批判も数多くいただきましたが、我々が問題にし、裁判費用を負担し住民訴訟まで進んでしまった背景には、坂口氏が公印に関わった問題部分において、土地開発公社内で起こっていた公金不正流用問題だったものを、坂口氏が公印1つ運用した事で那賀町住民の借金へと振り替えられてしまったとの疑念で問題提起したと思っています。

坂口氏が公印を渡した3か月後の3月末には、一時借入金である3億85百万円や裏山土地借金残金約9億円の金融機関への償還期限でもあり、恐らく普通に考えればその時に日下氏の不正が無条件に表面化していた事でしょう。当時の土地開発公社内でどうしてこのような不正が長年発覚もせず続けられたのか、その裏に何があったのか。その責任と問題点が、那賀町民への借金へと振り替えられた事で、土地開発公社に関わってきたであろう関係者の多くの責任を転嫁した公印運用問題だったと理解しています。その坂口氏の公印運用によって、言葉悪く言うなれば、坂口氏は関係者間での英雄になり我々町民の英雄ではなくなっただけだと思えてなりません。

我々が裁判で問うた原点は、「住民の負担にはしない。」と約束された坂口氏の姿勢そのものです。今さら結審したこの問題を大きく振り返すつもりはありませんが、町内を歩くと、「もうこの問題は止めてくれ。」と言われる方々と「けじめをつけろ。」と叱咤する方たちとの比率は、未だ半分半分だと実感してもいます。また「住民の負担にしない。」と約束された責任については今後も追求しますが、今は町長選挙に出馬される絶好の機会でもあります。那賀町民に対して、難しい広報等での説明ではなく生の声で、素直な気持ちで、坂口町長らしく、この認識に誤解があるのかどうか、町長の考え方やその気持ちを語っていただきたく思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの、公金不正流用事件に対するご質問の中で、1つは「住民に負担をしない。」と言った件、それからやはり今後においてのこの問題について、不正の金額に対する考え方と言いますか、そういった事も含めてであろうと思います。

まず最初に申し上げておきますが、私はこの不正事件の発端である問題の発見という事について、自分がそれを発見した英雄とか、そういう気持ちは一切持っておりませ

ん。そういう気持ちもございませんし、ただやはり合併当時この5か町村の財政状況、本当に全国最下位クラスという中での合併、やはりその中での財政の立て直しという事については早急な対応をすべきという事については、不正問題以前からの課題でもありました。やはりそうした中で、公社の借入金、これに対するやはり行政の財政の改革という事については早急な対応が必要という事で、出来る限りその借入金についてはお返しをしていくという事が最善であろうという事から、内容的に借入金の詳細を取り寄せたというのがきっかけでございます。これは今までも何度も申し上げてきたとおりでございます。

また、その発覚から内容についての全容という事についての解明については、これは我々では手が届かないところは司法の手で調査をしていただくという方法で、全てを解明をしていただきました。内容等につきましては、詳細な、広報誌とかそういう事で克明に公表するという事については膨大な資料が伴いますので、概略のみを広報で報告をさせていただいたところでございます。

この不正額の流用問題、これにつきましては調査資料、そういった事から内容は全て日下前町長さんが不正に借り入れ、そしてまた流用をしたという事実が判明をいたしております。その資金の流れの詳細についても全て調査資料の中で出ております。そういった事で、資金の流れについては司法の手の調査をしていただいた資料については、これはご覧いただいてもお分かりのとおりだと思います。

そういった事で、長年にわたってそういった公金を流用出来たのは何故だと、どうしてそういう事が起ったのかという事のそこを改善しなければならないという事で、やはり行政のシステムの改善と、これはやはり監査体制も含めてその事を十分徹底調査し、そしてその対策としては二度と起こらない体制整備を整えるのがやはり重要であると私は思っております。やはりその、それらの改革案については清水議員さんもお存知のとおり、監査委員さんをしていただいております、十分ご理解していただけたと思います。まだなおこれからも一層その体制整備は進めていく事が重要であろうと思いますし、やはりいつ何時そういった小さな事でも起こってはならないと我々は思っております。

そういった事で、そういった体制整備はこれまでも行ってきたつもりでございますし、また住民に負担をかけないという事については、現金負担のみではございません。やはり住民サービスの低下をしてはならないという認識の元に、我々はその行政サービスのついての対応をしてきたつもりでございます。

やはりその中での財源というものが必要な時もございます。それには町民の皆さん方からご辛抱いただく面、「順次待って下さい。状況が状況ですので、こういったこの件については少しお待ちください。」という事は申し上げました。職員の皆さん方にも色々ご無理も申し上げました。そうした結果、ご承知のとおり財政についても最下位クラスから平常値に戻りつつあります。

色々な公社の問題もございました。やはり債務負担行為、これらの執行体制についてもやはり法に基づいたそういった対応、また議会も含めてでございますが、その対応さえ出来ておればという事もございました。それらについても、やはり今後その対応という事は全て法に基づいた対応策、対応をしていかなければ同じ事が繰り返されます。

ですから、今後においてもこの行政・財政運営において、その事は十分認識をして対応しなければならないと思っております。

第1問目の質問についてはそういった事で、我々としては、我々と言いますか、私としてはその対策についてこれまでもこの4年間、半分以上、半数以上私はその事について最善を尽くしてきたと思っております。それに対して最終の住民訴訟の判決が出、その結果に基づいて私としてのこれまでの対応策がどうかという事についての町民の皆さん方のご判断については、やはり民意を問いたいと、政治家としての民意を問いたいという気持ちであわせて2期目に出馬をさせていただいたという事でございますので、その点よろしくお願いを申し上げまして、1問目の回答とさせていただきます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 4年前、町長選挙に出馬された坂口氏の当時の動きには、理解出来ない部分が随分とありました。その中でも僕が一番気になっていた事が、それから1年半後の12月、海川地区の町政懇談会の席上においての町長の発言です。

当時の3月議会で公金不正流用事件が発覚し、大騒動になっていった日下氏。その日下氏から議会中の3月17日、ある議員宅に呼び出され、そこでの会話内容を我々に話された事でした。要約すると、日下氏から「坂口氏が町長になり、今後の町行政の舵取りをする事で責任を果たすように。」と言われ、坂口氏は「町長選に出馬せよという話があっても、私、そんな事だったらわしやって公印を渡しておるし、そんな事は出来んわ。町長選に出馬は出来ん。」という話の中で、日下氏が「これは私の責任として、私が全部した事にするわ。」とおっしゃった訳です。

このように町政懇談会の会場で坂口氏は話されました。この発言には正直驚きました。本当は日下氏1人の責任ではないのだが、「坂口氏が町長になってくれるのなら、責任の全てを一人で被ってあげる。」このように理解出来るでしょう。

ともかく、当時の3月議会が大混乱だった時に日下氏との3者で秘密で謀議した事も許される事なのか不可解な事ですが、日下氏との謀議の後、日下氏が行方不明になってしまい大騒ぎの最中、日下氏からの手紙が届き、「全ては私が1人でした事です。」3人で相談・会談されたとおりの事が書き綴られた手紙の内容であり、こんな出来レースまがいが町民の心に「日下氏が1人で犯した犯罪だ。」との認識を植えつけてしまったものであり、その計画的手法には何とも嫌な気分を感じたものです。

そして坂口氏は、日下氏が行方不明のまま、3月末日、坂口氏自身が大きく犯罪に関わっている立場を理解した上で、全てを秘密にし、被害者の代表として日下氏の公金横領分を全額金融機関に支払い、そして選挙戦に出馬し、「事件の全容を解明するために出馬しました。」と町民に訴えたのです。全てを自分たちの考えどおりに事を進めた選挙戦だったという事でしょう。

ちょっと何かおかしく感じませんか。もしかしたら、我々町民を見事に騙して町長選に出馬したという根拠ではないでしょうか。

ましてや、町長になられて直ぐの町政懇談会の席上で、裏の事情を知らない町民の方からの公印管理責任者 総務課長への責任追求が過激化した時、それまでのいろんな会場で「私は一切公印に関しては知らない。」このように弁明を続けられていたのに、

「実は私が渡しました。」と答弁されたのです。この一連の町長の発言や行動は、当時CATVで放送していなかったためなのか、現在もほとんどの町民の方たちには何も知らない出来事ばかりなのではないのでしょうか。正直、一町民の僕には、嘘ばかりの発言と嘘で固められた理論には驚くしかありませんでした。

僕が今しゃべった事に間違いがあるのなら、また誤解があるとするならば、謝罪訂正する事も考えていますので、坂口町長らしく、あなたをある意味評価している立場として、町民の方に誤解を解けるよう説明していただきたく思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今の清水議員さんのご質問の内容ですが、これは大いに誤解をされているのではないだろうかと思っております。これまでの調書、またそれから議会での特別委員会での報告書、十分ご覧いただきたいと思っております。

そうした中で、最初に日下氏から全容という、全容と言うよりか「自分がこういった件について3億50百万円のお金を使いました。」と、最初に自分から発表した段階で、その内容という事については詳しくまだ我々としても、先程3名と、私と誰かさんと日下さん3人でそういう話をしたというお話ですが、その内容についても詳細は全て出ているはずですが。その時点で全てがそういった内容が日下さんから、日下前町長から話をされた訳でもございませんし、それらの確認については全て調書にも載っております。また議会運営委員会、議会の特別委員会でもその点については何度も調査をされ、私自身もその事についてはご答弁をさせていただきました。

今ここで、それを全てここで話ししますと時間が全然足りませんし、そういう事はまた十分確認をしていただきたいと思いますと思っております。その点については改めて清水議員さんにその内容等をご覧いただければと思っております。町民の皆さん方にも私としてはその件についてもご報告を申し上げてきたつもりでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 確かに、誤解と言われれば誤解もあると自分でも思っております。ただ、今質問させていただいた事は、坂口氏自身の発言を取り出してそれなりに作った作文でもあります。決して全てが僕の誤解だという問題でもないのではないのか。まあこの事に関しては個人的にもまた坂口氏に、坂口町長にお聞きし、事の真相を知り、町民の方にも聞かれれば詳しくお伝えしようとは思っております。

続いて質問させていただきます。

町長になられた坂口町長は、程なく公印を渡した事への責任として、ある期間給料の一部をカットする処分を自身に科しました。そしてその後、議会の調査特別委員会が調査している段階で、追加の処分に対しては一事不再議なる言葉がどこからか飛び出してうやむやになっているのが現在だと思っております。一事不再議とは、「1つの事犯に対しての処分を再び科す事が出来ない。」という意味であります。坂口氏の行動や発言には公判記録等の開示で新たな真実も浮き出しており、これまでどうして一事不再議なる言葉で議会審議が止まっているのか、個人的見解では理解出来ません。

私は、坂口氏を再び訴訟の対象に引っ張り出そうとしているのではありません。本
当の事を町民に周知し住民の理解と判断を得なければ、今後の4年間をどうして信頼し
町政運営を委ねる事が出来るのかを問うているのです。

しつこいですが、坂口町長を評価出来る部分は自分なりに理解も出来ております。
だからこそ、町民に感じている誤解があるとするなら、判り易く説明する責任があるの
ではないかという事です。

ともかく、不可解だと感じているもう1つの事があります。それは当時の出納室長
に対する処分についてです。日下事件発覚後、彼は如何なる質問に関しても硬く口を閉
ざし、公務員として町長に仕える部下としての模範的な態度で、例えどのような誹謗中
傷や非難を浴びようと一切口を開きませんでした。そんな出納室長に対して、1つの流
れとしてですが、日下氏と出納室長の共謀による不正公金流用事件だったかのような大
きな動きを感じていました。そして、町職員にとっては非常に重い処分である半年間の
停職処分を、坂口町長は出納室長に科したのです。彼はその重い処分に対しての反骨心
だったのか、依願退職を申し出たところ、退職金等で差の大きい諭旨免職で対処されたと
記憶しております。

彼が一連の手続きに関わったのは、飽くまで日下前町長と坂口前助役というたった
2人だけの上司から命令されて行った手続きに関してであり、上司2人からの命令にど
うして逆らう事が出来るというのか、一体そのどこに罪があるというのでしょうか。彼
が公金不正流用に関わって一体どこに個人的メリットがあるのでしょうか。人間は何のメ
リットも無い事に犯罪など起こす理論はどこにもありません。まして、4億円近いお金
ですから当然の事で関わりたくないのが人間です。

公判記録によると、日下氏も出納室長も警察からの事情聴取で、口を揃えたように
「坂口氏は理解して公印を渡した。」との事を供述されていたようで、坂口氏だけが
「私は知らなかった。」と主張されていました。そして最初に戻りますが、ある議員宅
に呼び出された坂口氏は、その席上で「私も関わっているので町長選には出られな
い。」と坂口氏自身が認めている事に対してでもあります。

未だ誰に対しても口を閉ざし、辛い思いや不名誉な立場を続けられている元出納室
長の気持ちを想像すると、このままに捨て置く事が我々町民として許される事なのでし
ょうか。坂口氏の処分と出納室長の処分を比較するなら、その責任の重さから反対の立
場ではなかったのではないのかと未だ理解出来ないのです。町民が理解出来るように再
度説明する事が、坂口町長らしいスタンスだと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 議長、この件について私答弁すべきでしょうかね。今まで、これまで
何度も議会の調査委員会でも行ってきましたし、これらについては司法の結論も出て
おります。そういった内容で、中で、私が改めて再度ここでこういった答弁をすべき
なのか、ご判断をお願いしたいと思います。

○大澤夫左二議長 申し上げます。

当時、議会では特別委員会で調査・議論した結果をまとめております。で、今の清水
君の質問の趣旨も議員としての趣旨も理解は出来ますが、その事件そのものの内容につ

いては議会としてまとめを出しております。それで、清水議員も先程申されましたが、詳細についてはまだ町長個人的に対しても質したいと、そして町民に報告もしたいという事も発言されました。

そういう観点から、議長としては今1つ慎重にあの調査報告書、まとめを議員全体がどう認識しておるのか、これを協議して、その結果を出してからでもこのやり取りは遅くはないのではないかと。今町長からの申し出でございますが、そのような気持ちで聞いております。

○坂口博文町長 どうもありがとうございます。今、私は議長から確認をしていただいたつもりでございます。

そういった事で、公印の使用に関しての道義的責任という事が、私は無いと言っているのではございません。それらに対する責任についても、やはりそういった司法の場での判断に委ねるという事も言って参りました。これまでも全てが内容を知った上で公印をお渡ししたという事についても、これまでも何度も説明をさせていただきました。

そういった事で、個人的に私にまたお尋ねをしたい面があると、議場の一般質問の場でなくという事であれば、いつでもお答えもいたします。そういった事でご理解をお願いしたいと思います。

○大澤夫左二議長 清水君にちょっと。

ただ今の議長の発言について申し上げますと、もしですね、指摘されるような事が発端になってあの調査委員会の結果が一部でも覆すような事があっても、これは非常に重大な問題になりますので、議長としてももう一度今の件については皆さんを交えて確認をしたいと思いますので、そういう事もお含みの上、質問を続けていただきたらと思います。

○清水幸助議員 分かりました。

議長。

○大澤夫左二議長 はい、清水君。

○清水幸助議員 確かにいやらしい質問ばかりで申し訳ない気分でもありますが、続けさせていただきます。

僕は町民の方々に、真実を知ってもらい理解していただく事こそ我々政治に関わる者の大切な要素だと常に思い、誤解があるところに相互間の信頼は生まれないと信じているものです。いやらしい質問の数々の意図を、是非町長にはご理解願いたいと思っております。

さて、先日副町長より、現在の日下氏の様子に関する報告がありました。現在、松山刑務所を出所し、社会復帰への更生施設がある島根県で暮らしておられるとの事でした。恐らく近い日に出所される事でしょうが、実刑8年のところを4年経過した段階で出所されるとは、想像以上の早さに少し驚いてまいります。

しかし、考え方によれば昔から・・・。

(何事か呼ぶ者多し。)

(「小休。」と呼ぶ者あり。)

○大澤夫左二議長 小休いたします。

午前11時30分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

○清水幸助議員 個人的には、考え方によれば昔からよく言われる「罪を憎んで人を憎まず。」との諺もあります。個人的見解で申し訳ないのですが、出所後の彼を我が那賀町に呼び戻し、余生をこの慣れ親しんだ故郷の地で迎える事を考えるべきではないでしょうか。

罪は罪として刑に服し、放免されるのです。彼も我が那賀町を愛し、那賀町を守らんがために一生懸命働いてこられたのだと思いますし、ただ手段が非常に幼かったという事でしょう。これまでの功績として・・・。

(何事か呼ぶ者多し。)

え。

○大澤夫左二議長 続けて下さい。

(何事か呼ぶ者多し。)

○清水幸助議員 これまでの功績としてどれだけの多くの方たちの助けになっていた事でしょう。犯罪が発覚してから、その罪を償うため先祖から預かった財産の全てを親族からいただき、町への返還金の一部として丸裸になってまで差し出し、そればかりか今後の生活費にもなる年金まで差し出されたその誠意ある姿勢を見せられると、このまま出所後の彼を「我存ぜぬ。」で捨て置く事が、人間として許される行動だとも思えません。

ある意味、いつまでも我々の仲間であり先輩でもあります。日下氏には却って辛い事かも知れませんが、裸になられた日下氏の住居を構え帰っていただく事は、我々に与えられた試練の判断だとも思います。日下氏に帰っていただくにはどのような障害が考えられるのか。また町長としてそのような考えも無く、見知らぬ土地に捨て置く事が普通の事なのか、帰っていただくような気持ちがあるのかどうか、お聞きします。

(何事か呼ぶ者多し。)

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの個人的なお気持ちとして受け止めさせていただきます。

私としては、やはり今後におきましても、この 3 億 50 百万円については年金であろうと出所されて働いてお返しいただこうと、やはり全額、生活に係る全額とは言いませんが、一生かかってでもお返しいただくという方針に変わりはありませんし、また清水議員さんのお考えとは、私はそれに対する今の同調出来る段階ではございません。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 よく分かりました。

では、次の質問に移させていただきます。「町創りと林業振興について」であります。

町長は、前段の公金不正流用事件の解明とバイオマスタウン構想を掲げ、前回の町長選を戦いました。そして今回は、前回の公約の継承と共に、林業の活性化と公共事業に

よる雇用の拡大を1番目の公約として掲げられました。

前回選挙の目玉政策でもあったバイオマスタウン構想は、4年目を迎えた段階で、国による政策の縮小化によりほとんど撤退したと言ってもよいような状況とも捉えられます。理念は素晴らしいし研究事業としてなら評価も出来るが、海のものとも山のものとも言えない研究過程の課題を、那賀町が生まれ変わる……。

(何事か呼ぶ者多し。)

バイオマス事業で、バイオマスタウン構想で那賀町が生まれ変わるのではとの過大な期待を匂わされましたが、林業に長く関わってこられた諸先輩たちが……。

(古野司議員「議長、私語を慎めさせ。やかましいわ。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 はい、質問中は静粛にしてください。発言中は。

○清水幸助議員 どこまで言ったんだろう。

このバイオマスタウン構想を、林業に長く関わってこられた諸先達さん達が懸念し、ズバリその予感どおりだった事を実感した次第です。

また、最近ではフォレスト事業と銘打って補助金で高額機械を買い揃え助成し、協業組合を立ち上げ、土木企業の林業参画を主とした雇用事業を立ち上げました。この取り組みは少なからず評価しますが、言葉悪く言うなれば、補助金を元手に組織を創り、補助金事業を当てにしてつくられた旧来の公共事業の延長線上のものというのが個人的な感想であり、もし国からの補助金を少し締め付けられたらこのフォレスト事業そのものが頓挫してしまうという大きな懸念も併せて感じてもあります。しっかりと行政感覚を感じられないという事です。

そして、今、心配どおりに日本は国家的危機に直面させられてしまいました。3月11日、未曾有の大災害、東日本大地震が起きました。有史以来過去に例がないという大地震で、広範囲で被災された方たちの今後や現状を思うと、そして日本そのものの財政的今後を思うと、今回地域の重大な政策事への発言や提言とはいえ、のほほんと一般質問する事すら大変気の重い判断でした。というのも、我々が国からの補助金や交付金を頼りに地域づくりに勤しみ、国からの補助金を当然の事として平々凡々とこれまで暮らして来れた事に感謝の気持ちと、今回の震災被害に遭われた方たちを想うと申し訳ない気持ちにさせられたからです。

ともかく、町が将来を見据え事業を国に申請するなら、何ら恥じない成果を生み出す事が我々の責任だと思っていました。事業を探し作る事だけを仕事とし、その後の事はどうなろうと責任外であるというのが、これまでの行政の基本だったようにも思えます。今後もその延長線上でよいのでしょうか。

町長は林業振興が一番の課題だと公言され、林業振興こそ町づくりの基本であり、バイオマスタウン構想やフォレスト事業を立ち上げられましたが、そこに至る林業振興基本計画と町づくり構想がどのような趣旨と理念で計画されているのか。そして、その基本計画のどこからバイオ事業やフォレスト事業が生まれ、基本計画における位置付けがどこにあるのかの説明が無ければ、それらの政策は所詮思いつきの事業の1つだと揶揄されるのではないかと危惧しております。

林業振興、すなわち町の発展のためには、まず町として将来を見据えたしっかりと

した森づくりの理念・方向を示し、それを実現するための総合的な政策とその実行力が欠かせません。基本理念を作り、それを達成するための基本条例を策定し、理念どおりの施策が着実に成果をあげられるように進めるのが町長の最も大切な仕事です。

林業振興をどのように捉えてのこれまでだったのか、町民の皆様に分かるように説明願います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの２点目のご質問にお答えをいたします。

まず、まず１期目の林業振興策と併せての林業関係の企業誘致という当初の１期目の公約でありました。森林資源を活用するという事については、これはやはり那賀町としては先程からもご指摘ありますように、林業振興と、林業を抜きには那賀町中々考えられないという事については、これまでも何度も申し上げて来ました。その点については今も変わっておりません。

ただ、１期目の公約でバイオマスタウン構想で、その中でそれに併せた企業誘致という事につきましては、これはやはり先程ご質問もありました、ご答弁もさせていただきました、やはり那賀町の行財政改革、これとも関連をいたしております。やはり工業団地のこれを活用しなければならない、やはり９億円余っての借入金、これに対する対応策をやらなければならないという事が当初の重要課題でもありました。ここに企業誘致をする場合、果たしてどういった企業が来てもらえるかという中で、このバイオマスタウン構想に関連させた企業にという事に至った訳です。

この件についてはまた今後においてもご報告させていただきますが、現在企業の参画という事をご依頼申し上げ、継続中でございます。この３月末、あるいは４月上旬にそういった結果も出てくる事だろうと思います。またその時点でご報告もさせていただきます。

それで、私の林業振興に対する考え方、そういったものをはっきりと述べよというご指摘であろうと思いますが、やはりこれまで我々としても、議員もご承知のとおり那賀町でこれまで色々と間伐・除伐・育林、多額の投資をして行って参りました。しかし、やはりそれが思うように進展しない。これは、やはり那賀町としてこれまではやはり何に頼ってきたのかと、林業でどこを目指してきたのかという事が、中で、やはり木材価格が高騰した時代、それにやはりその考え方と言いますか、それに頼りすぎたと言いますかね、そういう気持ちがあり過ぎた感がございます。

この林業不振に陥って価格が急落して以来、本当に木材の需要が減り、またその流通が一段と落ち込んできました。これらに対してやはり町として今後こういった形で林業振興を図っていくかという事を慎重に考えなければならないと思っておりますし、ご承知のとおり国においても林業施策については我々が想像しているような対策というのは本当に打ち出していただけない状況でした。しかし、今回「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」という事まで打ち出していただき、自給率５０％を目指すという事を打ち出していただいた「林業再生プラン」、これには我々としても大いに期待をしなければならないし、期待と言うよりかここが那賀町の本当の勝負所と思っております。これに遅れないように、やはりその施策を十分町民の皆さん方にもご理解をい

ただかなければならないと思っております。

やはりそうした場合に、供給基地の全国一また県下一の供給基地となる場合、なっていくには、なっていくためにはやはり今の森林組合のみに頼っていてもよいのかという事が出てこようかと思えます。やはりそれに対応していくためには異業種参入という事もやはり協力をお願いしなければならないと思っております。

そういった事で、このフォレストワークの協同組合の設立という事についても、色々協会の皆さん方をお願いをし設立をしていただいたところでございます。やはり今後この協同組合そして森林組合との連携という事が非常に重要になってこようかと思えます。これらに対する町としての支援方法については、十分議会の皆さん方のご理解も得、協力をしていかなければならないと思っております。

ただ、そういった建設業の協会のカバーをすると、公共事業のカバーをするというのみだけではいけないと思っておりますので、やはりこれは議会の皆さん方のご理解とご協力も必要であろうと思っております。今後において那賀町として林業振興策については本当に真剣に考えていくべきであろうと思っております。我々、私としても個人的に旧の木沢村時代から、また青年の時代、自分の自己山林の管理という事も含めて、1次産業的な産業そしてこの林業の振興については私は私なりに経験もしてきましたし、今後やはりどうあるべきか、どういった林業施策を展開していくべきかは、皆さん方とも十分それを協議して推進をして参りたいと思っております。

○大澤夫左二議長 時間が迫っておりますので、時間も配分して質問を簡潔にして下さい。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 林業振興においては町長の基本的な基本理念がどこにあるのか、基本条例はどのようにするのか。それが何よりも大切な本当の基本になると個人的には思っております。

時間が無いのでこの質問はまた次回にさせていただき、質問を終了させていただきます。

○大澤夫左二議長 清水幸助君の一般質問が終了いたしました。

午後1時まで、昼食等のために休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。次に東谷久男君を指名し、発言を許可いたします。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 一般質問に先立ちまして、今回の東北関東大震災の方々、被災に遭われた方々に対しましてお見舞いを申し上げますと共に、お亡くなりになられた方々に本当にお悔やみを申し上げるところでございます。1日でも早い復旧が出来ますように我々も協力する事は勿論でございますが、現地の方々が本当に心が休まる、そういう状況に1日でも早くなっていたらいいなと願うところでございます。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。今回は通告のとおり「吉野残土処理場」と「平谷下ノ内地区の嵩上げ埋立て事業について」、この2つの事業について質問をさせていただきます。

まず「吉野残土処理場について」であります。この残土処理場の件につきまして、当初長安ダムの堆砂の除去の早期実施のためとの触れ込みで吉野地区への用地交渉を始めた経緯であります。この事は、この用地交渉につきましては対岸の雄地区での用地交渉が上手く捗らなかったのも、やり方を変更して地元への全体説明を後回しにして各用地関係者と個別に交渉に入ると、当時の課長の説明であったと記憶しているものですが、間違いがあったらまたご指摘をしていただきたいと思います。

そこで、この残土処理の件につきましては、経緯は21年度は交渉として個人所有者からの買収は終了したと聞いておるんですが、それで残った物件移転は21年度の繰越事業で約41百万円余りですか、の予算措置がされている訳であります。まずこれも間違いないでしょうか。1点お伺いしておきたいと思います。

次に、その繰り越された事業についてであります。現在どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

つい先日、現地、現場を通りかかりまして、町有地内にあります製材所が今もって操業をしておられますのでその後の交渉状況についてお伺いしましたところ、「交渉の進展はない。」とのお話でした。そして、その中で「移転費用が高くなって交渉が出来ない。22年度においてはこの21年度の繰越事業の中で断念せざるを得ない。」と、そういうような話が町側からあったという事ですが、今後町としてどのように考えておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

また、その中で替地の問題もあったと思います。***とのその残土処理場としての替地、借り上げて出来上がった土地を***にそれを等面積を渡すと、そういった契約をしておりますが、この繰越事業が、21年度の繰越事業が流れた場合、この契約は有効なんでしょうか、無効なんでしょうか。そして、こういう状況を、相手方でありまして***とはどのような話し合いを行われておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

それと、先の用地買収の中で***の製材は買収しておりますが、その製材跡はどのように使うような方向で考えておられるのか、これも併せてお伺いしたいと思います。

以上、何点か申しましたが、まずお答えをいただきたいと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 吉野地区の残土処理場の現在の経緯、経緯と言いますか、どういう状況になっておるかという事でございますが、現在長安口ダムの改造事業に伴う堆砂除去の受入地として吉野地区の残土処理場、これ21年度に地権者・関係住民の皆様方のご協力をいただきながら、現在工事の部分で管理運営をお願いしております国土交通省の那賀川河川事務所のほうで、護岸等の工事を実施しながら堆砂についても受入しているという状況でございます。

それで、議員さんのご質問の内容でございますが、21年度に用地の関係・補償の関

係は済ませるというような、済ましているというような状況でございますが、一部その部分につきまして現在完了していないところがございます。それが繰越分の事業の進捗という事になると思いますが、その部分につきましては先程用地買収については21年度で完了しているというような事で認識しておりましたが、21年度から繰越分について一部用地買収が出来てないところがございまして、それにつきましては12月末に、昨年末に取得手続きが完了いたしまして、用地については取得出来ているような状況でございます。

それで、補償費についてでございますが、それは一部建物につきまして、それも繰越事業の中の先程、ちょっと話は前後しますが、41百万円ってというような、約41百万円の予算を繰り越しております。その中の部分で、建物につきましては一部取得をしておる状況でございます。先程言われましたその建物につきまして、2棟の部分、それに関しまして先程言われました方々の部分が現在交渉しておる状況でございますが、移転先の状況また諸事情がございまして、現在のところ年度内の実施について予算の執行を見送らせていただく事になります。

再度最善策を、案を検討出来た段階におきまして、また交渉に入らせていただきたいという考えであります。その方向でございますが、地権者の、地権者と言いますか、関係者の方にはその内容につきましては今のところはまたもう一度そのまま操業を続けて、今の段階では続けていって下さいというような事は伝えてありますが、町としてはそういったところの最善策案を見直しまして、交渉にあたらせていただきたいという事を考えております。本人のほうにはまだ伝えられてないような状況でございます。

それと、その交換の借地の関係でございますが、現在のところ契約の期限がございます。それで、その期限がありますので、今の現在の状況をその方には伝えていないような状況ですが、内容につきましてそれも先程のこれからの方針を検討しまして、ご説明はさせていただきたいと思っております。

(稲澤弘一副町長、何事か呼ぶ。)

え。

あ、すみません。それと、取得した製材についての現在の利用の状況でございますが、それも現在その2棟の関係者の方々のあとの利用等も含みまして、もう一度検討したいと考えております。以上です。

(東谷久男議員「契約は？契約は？契約については？」と呼ぶ。)

えっと・・・。

(東谷久男議員「****のところ。」と呼ぶ。)

あ、先程その方に、関係者の方に状況は伝えられておりませんので、契約につきましては現在のところまだ期間中、26年までの期間がございますので、現在のところ内容につきましてはそういった契約内容で締結しておるところでございますので、説明は出来ておりません。

以上です。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい。説明、ちょっと数が多かったので十分でなかったかと思うのですが、***の製材跡っていうそれも無かったかと思うのですが、また次にお答え願えたらと思います。

そのままの状態で継続するという話であったかと思うんですが、この契約っていう、契約っていうのでなしに、この事業っていうのは、これは21年度の繰越事業でする41百万円についてですが、26年まで行くんですか、これで。予算っていうのは21年の繰越であれば22年度、まだこれ3月の末までありますので、22年度は3月までありますので、21年度の予算であれば22年度3月で、3月末を以って21年度の予算の繰越はこれ以上は出来ないのでないかと私は思うんですが。

それで、これで****の場合契約が26年までであるという今課長の答弁だったと思うんですが、そこらのところがちょっと分からないのと、この登記に対して、登記でなしに買収に対しての全部登記は終了したんですか。買収に対しての登記、お金は全部払うて済んだんですか。

そこらもあわせてもう1回お願いします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 先程申しましたように、用地につきましては最終で繰越分で1件と申しますか、残っていた分は昨年末に完了しまして取得しております。

それで、先程の契約と言いますか、個人名が出ますが、その交換する部分についての契約でございますが、それはそれまで貸借しているというような契約でございます、今回の繰越事業につきましては約41百万円でございますが、その部分については、実施されている部分については先程の用地購入費、それとその製材の一部の動産等の移転費でございます。それでその他の、予定しておりましたが執行するってというような見込みが現在のところは立っておりませんので、操業している個人の色々な予定もございしますので、取り敢えず内容につきましてもう1回精査させていただきたいというような事で、取り敢えずはもう1度交渉にあたらせていただきたいというような事で、再度交渉したいと考えております。本人って言いますか、本人に対しましてはそういった事、詳しい事までは伝えられておりませんが、諸事情色々ございましてその部分についてもう一度検討したいと考えております。

それで、契約の相手方って言いますか、その借地の相手方の関係者の方には現在その契約期間中なのでまだ期限がありますので、出来るだけそういった方向で完成する方向に向けて最善策を検討したいと思っております。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 課長の言うのがちょっと分からんです。私の勉強が足りんのか分からんですが、21年の繰越事業で41百万円は確かにあるんですが、この予算っていうのは繰越ですから22年度末を以って切れるのと違うんですか。そこらをちょっともう、私は切れるのでないかと。それで、交渉するという事になりますと、3月末まであるので、3月末まで出来ると思いますが、23年度に入った時点でまた新たに予算を計上するんですか。これは流れると思うんです。私はそういう認識なんです

が、そこらどういう風に理解しておるんですか。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 東谷議員さんのおっしゃられるように、21年度の繰越予算につきましては今回執行を見送らせていただく事になると思います。という事は、予算が流れるというような事でございます。それで、方向・・・。

(何事か呼ぶ者あり。)

いや、それで実施、繰越分で事業実施出来ている部分も、先程説明したようにございます。それで、それ以外の今の交渉にあたっている部分につきましては、もう今の段階では執行する見込みがありませんので、最善策をもう1度検討いたしまして、予算についてはもう1度計上させていただくような形でお願いする事になると思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ちょっと補足説明させていただきます。

代替地の借地の件でございますが、これにつきましては「無償により借地を26年度までお願いします。」という契約内容になっています。で、ですから残土場の埋め立て、そういった工事の進捗状況により26年度までの間で早く、例えば24年・25年で完了すればそこでまた協議をさせていただくという事で、現段階では26年度までお借りをするという形で進めております。

それから***の建物でございますが、これについては用地・上物、全て補償は終わっております。そこに現在先程から問題になっております製材さんの方が、とか3軒位あるんですかな、その方々に入っていただくと、荷物置き場としても使っていただくという方向で今までお話しを進めていたのですが、やはり***の建物の中の状況、そういった事も含めるとちょっと場所的に狭いというところもございます。

それとまたもう1件は、今の建物が森林組合の所有になっております。その関係でその補助事業で行っておりますので、その分についての撤去の期間というのもございます。補助対象期限がございますので。その件も含めて、それと併せてこれから再度協議をさせていただきたいという事で、今は移転についての時期についてもうしばらくお待ちくださいという事でお話しを進めております。

それからもう1点、繰越予算でございますが、これは41百万円の繰越事業という事で担当からも説明させていただきましたが、この内の繰越事業で未執行になる分、今お話ししたような関係で執行が出来ない分、これについては予算を流させていただきます。そして新たに必要になり解決が出来る状況になった時に、改めて予算計上をさせていただくという方向でお願いをしたいと思っております。

それと、もう1点付け加えますと、その箱物、それを除けてもらう時期というのがございます。これは、国交省さんが今下のほうから埋め立てし、護岸工事を進めております。これが即今年に出来るかと言ったら、それが1年ではとても無理と思います。2年・3年かかるかも分かりませんし、町としては出来るだけ多くの残土を入れていただきたいという工法をお願いしておりますので、その分十分それを配慮した工事を進めていただくようにしておりますので、それがこの22年度で一杯になるのかと言うとそれ

は中々もうご存知のとおりです。来年まだ1年とか2年かかるかも分かりません。その間において今申し上げました上の箱物の移転とかそういう事、またその箱物のある、建物のあるところが絶対に埋めな、埋め立てに必要な土地としてなる時期がいつになるかという事も含めて、国交省さんと協議をしながら時期的なものも併せてその交渉に入らせていただきたいという事で、その分につきましては今後繰越事業の中の予算については、未執行部分については未使用という事で予算を流させていただきたいという事でございます。

決まり次第、また改めて議会にご提案をさせていただくという方向でお願いしたいと思います。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 事業について今回未執行部分は流すという話ですけど、流さざるを得んという事なんですけど、これが予算の決まりですわね、これがほんまに予算っていうやつ。ほやけんその、これが使えなかった、執行出来なかったっていう。我々こうやってして3月議会も延々と23年度の予算を議論を、これが正しく使えるものか使えないものか、これが要るものか要らんものかっていう、これをそこまで精査して色々予算っていうものの議論をしておる訳ですね。

これが使えなかった、未執行、執行出来なかったっていう事に対して、予算ってこんなものでいいのかなと、こんな簡単なものなのかなって思うて、思うておるんです。努力されたんだろうと思います、そりゃね。じゃけん、何か今回のような天変地異があったり色々条件的なものがあって、これは実は予算がこれは使いたかったんじゃけどこういう事があって使えなかったんじゃっていう事が、これがはっきり出るのであればね。私に言わせたら、まだまだ努力が足らんのと違うかと思ひますわ。

それでこれ流して、23年度にほんなら予算計上してきて、議会通らんかったらどうなるんですか、ほんなら。こんな予算を作っておって、お前予算認めてあるのによいう使うておらんでないかと、こんなん議会認められるかとなったらどうなるんですか。予算って何なんです。ほじゃけん。そこを私言いたいんですよ。

これ1億10百万円だったかと思ひます、最初のね、予算は。ほじゃけん、やっぱりこの責任もやっぱり出てくるんでないかと思うんですが、責任はありませんか。これで当たり前ですか、出来んで。「流します、出来ませんでした。」って、議会のチェック機能は何なんです、それ。

お願いします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 予算の執行につきましては、関係機関はもとより元々の全体的な地権者の方々、色々なご協力をいただきまして進めているような事業でございまして。そういった事から、当初計画の執行にあたっては「これが執行出来ませんでした。」と簡単に言えるような事ではないという事は、十分に分かっております。

その上で、今回操業されているような状況もございまして、先程申しましたが、色々な諸事情、個別の案件もありますので詳しい事はちょっと説明出来ませんが、そこらの

検討を再度いたしまして、出来るだけ早く執行出来るような形に努めていきたいと思いをします。

それで、予算の執行にあたりまして、そういった簡単に考えられるというような事は毛頭思っておりません。色々な事情が絡んできておりますので、特に早い執行を求められている事業であるとも認識しております。そういうような事で、最善策を検討する時間を出来るだけ早く決定して、策を決定するのに努めていきたいとも思いますので、よろしく願いいたします。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 3月、まだ31日までありますので、今すぐという訳にはいきませんが努力をしてもらいたいと思います。

それともう1点、この残土処理につきましてお伺いしたいんですが、現場へ行っては入れませんので見た訳ではありませんけれども、こちらのとうらの滝から車を止めてずっと見た場合に、前の工事のやり方ですが逆Tを入れてかなり堆砂も入るという話を聞いておったのですが、工法が変わってこちら側のとうらの滝から見えますと、かなりこう擁壁になるところが寝させて勾配がずっとこう後ろへ引いておりますわね。あれからして入る堆砂の量っていうのはどうなりましたか。最初の計画から比べてどんな形に変わったか、分かっておたらそれもお願いいたします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 土砂止めの護岸擁壁の件でございますが、当初言われるように逆T擁壁でという事で説明がございました。それで、その変更になった時点と言いますのは今年度に入った時点だったかと思えます。それで、河川への進入路の要望っていうような事で、町のほうからも要望いたしております。それで、そういった進入道路等の関係もございまして、逆T擁壁よりもブロック擁壁それとブロック張りというような工法にそこの範囲も検討しまして変更になって参りました。

ただ、土砂の受入量につきましては出来るだけ、特に河川断面を侵すというような、そういうような意味ではございませんが、出来るだけ受け入れが出来るような検討をして下さいというような事で、そういった事を検討した上で現在のブロック積み・ブロック張り工法に変更となっております。

(東谷久男議員「数量は分らんので、大体のところ。」と呼ぶ。)

全体のボリューム・・・。

(東谷久男議員「どの位変わったか。」と呼ぶ。)

ただ当初25万 m^3 という事で、その25万 m^3 っていうのは確保出来るというような事でございます。ただ、擁壁全面に、擁壁全面に置き土って言いますか、現在仮設用の道路と兼用になっておりますが、その部分については置き土を施工するというような事で、25万 m^3 については確保してくれるというような事でございます。

○東谷久男議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 はい、分かりました。

それでは、次に２問目の「下ノ内地区の嵩上げ事業」につきまして伺いたいと思います。今回この事を一般質問の枠に挙げてあったのですが、未曾有の、本当に未曾有の災害と言いますか、今までにかつてない大震災が東北関東であった訳でありまして、本当に災害に遭われた方々の気持ちっていうのは大も小も関係ないと、大きいも小さいも関係ないと思うんです。私自身も何か知らん、あのテレビを見ておりまして、ほんまに今日こうやってしてこんな事、一般質問でこんな時間を潰してもいいのかなとほんまに思う位、こうまあ言うたらショックって言いますかね、テレビを見て何とも言えない気持ちです。

それからして今回この下ノ内地区のダムによる水害に対しましてもね、本当にこの地域に住まわれておる住民の方々は、この精神的にも大変な、何て言うんですか、こう、心を休まるところが無いのではないかと、本当にこの災害っていうのは大小にかかわらず自分の心の負担っていうのは凄いなと思うんです。それからして、早く心の負担を取り除いてあげるっていうのが、私はもうこれが一番だろうと思うんです。そういう事も含めて質問をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては県工事として行われると伺っておりますが、現状を見る限り住民との間には大きな、私は溝があるように思われます。安心・安全を掲げる町の、町の町長の姿勢からして、本当にどう考えて、今後どう対処をするお考えなのか伺いたい、まず大きなところで伺いたいと思います。

この事業につきましては去る３月３日にも説明会が設けられ、私もその場に参りまして色々と話を伺いましたが、私個人的にもその内容について少々疑問に思えるものを持っております。この事業に関係のある方々から、その点につきまして何か、何とか議員として来てくれというような話の招へいを受けまして、皆さんのお話を伺いました。その中から色々と問題が出てきましたので、ここに出させていただきまして解決への道を探っていけたら良からうかと思うところでございます。

まず、嵩上げの前段の話として、水害への補償はどのようになっているのでしょうか。住民の皆さんのお話を伺いますと、「見舞金は町からいただきましたが、補償については未だ何もしてくれない。誰にどのように頼んでも前に進まない。」との事でした。事実、町長、あなたにも話し合いに行ったそうですが、「『今しばらく待って欲しい』との事で、その後のこの補償については何も解決らしきものはいただいております。」と、そういう事でございました。どこに落ち着くようになるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

また、木沢方面の国道脇の補償については、既に補償交渉が終わって新しい方向へと進み始めていると聞いておりますが、同じダムによる浸水の被害からして公平な対処を求めたいというのは誰彼問わず思いは同じであると私は思いますが、町長としてどのように思われますか。一刻も早い対応こそが行政に求められると思います。そして、これこそは行政が町民のためにあるという事に、信頼関係に繋がっていくものと強く町長に求めたいと思います。

加えてお聞きしますが、住民の中から被害にあった物件についても書き出してくるようにと町から指示があったようですが、その後についても何の対応も無いとの事です

が、この点につきましてもどのようになっておられますのか、お伺いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 東谷議員さんの、下ノ内地区の補償の関係についてのご質問にお答えする前に、1・2点ご確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目の去る3月3日の説明会の日に、議員さんも確か出席されておりましたよね。

(東谷久男議員「はい、はい。はい。」と呼ぶ。)

はい。それからもう1点、あそこが最初に浸水した日、災害で。その後、これまでに、これまででなくても結構ですけど、水害で浸水した日からその後に行かれましたか。後になってでなしに、水害した直前の時に。地域は。

(東谷久男議員「水害の前ですか。」と呼ぶ。)

いえいえ。水害が起こって、そして片付けに1週間か2週間かかったんですよ。

(東谷久男議員「それは、その時点では行っておりません。」と呼ぶ。)

ああ、そうですか。はい、分かりました。

まず私どもの基本的な考え方は、やはり当時床上まで、あの高さまで水害し、これも昼間でなく夕方近くになっての水害という事で、本当に木沢地区同様不安な町民の皆さん、地域の方々の不安という状況は変わりないと思いますし、私どもも翌日片付けとそういう事で、議員さんの方もお手伝いに行かれておられる方もございましたし、現場に入って本当に不安な状況、そして地域住民の方の苛立ちと言いますかね、そういうお声を直接お聞きした時、やはり我々、我々と言いますか、私、木沢での経験者としても本当に早期な対応をしていただきたいという事は痛感いたしました。

と言いますのも、やはりその時で済めばいいというような状況でなかった訳ですから。いつまた豪雨が来るか分からないという状況下での生活ですから。それはそれを思いますと、対象とされる町民の皆さん方の気持ちという事については、本当に不安が一杯だっただろうと思います。町としてもそういった中で早急な県の対応をして欲しいという事で、まずやはり生活出来る方向に戻していただきたいという事で、生活、たちまちの生活費として何か補償的なものが出ないかと、支援的なものが無いのかという事を詰めた訳です。しかし、国にせよ県にせよ、そのお返事が無かったという事で、町独自で多少なりともさせていただきたいという事で急遽予算を計上させていただき、議会の皆さん方にもご理解いただいたところです。

その後、やはり抜本的な対策という事で一転二転しまして、最終的に国の今後の水害の豪雨の予測というのがその後出てきました。当初はやはり河川の改修のみという事だったんですが、それがその結果4mも余って、4m50cm水位が上がるという結論になった訳です。その中でやはり我々としても、じゃあ河川改修だけではとてもでないですかと、それだけ上がって河川改修で対応出来ますかという事は、これはもう県とも協議、県にも要望としても上げましたし、抜本的な対応策を再度検討してくれという事で最終的に嵩上げという方向になった訳なんですけど、やはり嵩上げになりますと県の予算だけでは中々難しいと、何億円もかかる事業、何十億円とかかる事業、県の事業だけで

は無理だという事になって、じゃあこれは我々としたら「どう考えたって県だけの問題でないでしょう。国の事業でやっている直轄のダムに関連と位置付けていただかなければ納得出来ません。」とこれは強く言いました。要望もしました、我々としても。

その結果、そのいきさつを話しますと長くなりますが、結論的に国の支援をいただいて嵩上げをやるという方向になった訳なんです。その中で、じゃあ移転を時期をいつにするのかとか、工事の進捗はどうなるのかとかいう事について、やはり我々としても県のほうにその対応策を、スケジュールを、予定を早急に出していただきたい。事業費を含めて年間の工事の進み具合・工事の方法、これは何度となく県のほうとも話をし、最終的に3月の3日に至るまでの時点に河川局長・次長、直接そこでお話しをさせていただきました。その結果、「3月3日にそういった説明会が出来るようになりました。」という報告を受けて、説明会を開催していただいたんです。

で、その説明会に「内容については、やはり細かな事は後でいい。ただ、それぞれ個別に概算で補償額なりを提示出来る段階まで詰めてから、その説明会を行って下さい。」という事を強くこれも申し上げておりましたので、その件についてはそういった事で当日、それぞれの補償額はあの場では提示出来ませんが、3日の日に出席をいただいていたという事でもうお聞きになったかと思いますが、この3月の末の2日間をかけてそれぞれの個人の方々とそのお話しをさせていただく事になっております。

最終額についてはそれからの個別交渉、それぞれ該当者の方、関係者の皆さん方の言い分もありますのでそれをお聞きし、そしてそれに対して県のほうが「これは無理だ。」と言え、我々としても「ちょっと待ってよ。まだもうちょっと違う方法で何とかありませんか。」という事は申し上げるつもりです。町民の関係者の皆さん方からのご要望があればね。

そういった事で、早急な交渉を進めていただくという事で進めておりますので、議会の皆さん方にも今後においては県のほうに対しての要望等にはご協力をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 嵩上げのほうにつきましてはまたもうちょっと突っ込んだ話をさせてもらうんですが、まず町長、答えていただきたいのは、補償問題についてです。補償について今話が無かったと思うんですが、補償問題について。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

いやいや補償問題については無かったと思います。住民に対しての。公平な、公平な、木沢のほうは国交省のほうでちゃんと出来ておると。公平な、ほじゃけん。

(坂口博文町長「はい、分かりました。はい。」と呼ぶ。)

県の、私が言うのは、県の。

(坂口博文町長「分かりました。ほな今の分追加でお答えしておきます。ちょっと座って下さい。」と呼ぶ。)

はい、はい。はいはい。

(坂口博文町長「公平な補償、補償問題という事で下ノ内の補償かと思うたのですが、木沢地域のと平谷地域の公平な補償とい

う事でしょうか。」と呼ぶ。)

結局、片や国交省、片やこのあの橋から中へ入った分は県の管理だから県が補償せよというような。

(坂口博文町長「はいはい、分かります。」と呼ぶ。)

ほじゃけん、元が起こったのはダムがあってダムの水が溢れた関係でしたので、国交省が今は管理しておるんでよ、ダムは。

(坂口博文町長「いや、それでね、先程も冒頭に言いましたでね、私。同じ事を言いましたよ。やはりそれは国・県の問題でないでしょうと。ダムの関係もあるでしょうと、関連があるでしょうという事を言わせてもらったと思うんですが、そのとおり私は要望していますよ、県のほうには。

ですから木沢が、あの場でも言われましたけど、私が木沢出身だから木沢の事を特にというような事もお指摘を受けましたが・・・。」と呼ぶ。)

はいはい、言よったな。

(坂口博文町長「私はそのつもりは一切ございませんので。

やはり木沢で補償はこれだけで、ここはここだけ、下ノ内はこれだけ差がありますよという事は納得出来ませんよという事は言っていますよ。ですから、それに基づいた補償額を提示して下さいという事ですから、やはりその補償額を提示していただいて、町民の関係者の皆さん方がそれで納得いかなければ『こうこうでこういう事は納得いかん。こういう事は何とかありませんか。』という事をご相談を受ければ、我々としても県のほうに『そういう事については何とかありませんか。違った方法で解決出来る方法はありませんか』という事は要望していきます。

ですから、まず第1段階はその補償額を、算定が間違っているとか間違っていないとか今は言える段階ではないでしょう？やはり出していただいて、そしてそれによって我々としても動きたいと思っていますので、その点また議会の皆さんにもご協力をお願いしたいという事です。

よろしく願いいたします。」と呼ぶ。)

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 額を出していただきたいというのは、被災者のほうから出す訳ですか、それが出ておらんっていう事ですか。え？

ほじゃけん、この私が聞いておるのは国交省の・・・。

(坂口博文町長「被災者でなしにな・・・。」と呼ぶ。)

まあちょっと聞いて下さい。国交省のほうはちゃんと出来て補償額もちゃんと出て、金額ももうちゃんと決まって補償されておるんでしょう？ほしたら、下ノ内のほうは全く補償らしい補償はないってそう聞いておるんですが、それ・・・。

(坂口博文町長「いや・・・。」と呼ぶ。)

これ、私聞いておるのが間違うておるんですか。

(坂口博文町長「違うんですよ。ちょっとご理解していただきたいのは、国交省にしても木沢の対象者の方にこれだけの補償額、算定基礎を出しますという事を提示しての話ですよ。で、下ノ内はまだ今まで全然出てないのでそれを早く出して下さいという事で、これまでも調査をせないかんとか色々補償物件を調べないかん、中へ入らせてもらわないかん、そういう事もある訳です。それに『時間がかかる、時間がかかる』と言われて今まで延びてきた訳なんです。

ですからそれが一旦ある程度掴めたと、ですから県のほうからAさん、まあ言うたら東谷さんなら東谷さんに、『お宅の補償額は、まだ庭木とかそういう事の含めてそれをどうするかはまだ、移転するか伐採するのかは別として、それを伐採すると補償額が伐採するのと植え替えするのとまた違いますのでそこら辺の事はまだはっきり分かりませんが、概算としてはこの位の金額になります。』という提示をこの今月末にさせていただく訳です。

ほやけん、それに納得するかせんかはそれぞれの個人と県とのこれからの話し合いになろうと思いますし、またその中に入ってご支援させていただくのは我々や皆さん方をお願いをするという事ですので、そういう事でございます。はい。」と呼ぶ。)

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 私は能力が低いので、噛み砕いて話をせんと分かんのです。分かりました。

そういう事で、その補償するという事は、嵩上げをする事についてのこれもその中に補償が入っていくという事で理解していいんですね。

〔坂口博文町長、頷く〕

はい、分かりました。

それで、そういう事でありましたら嵩上げについて、工事について入っていききたいと思うんですが、今町長は国交省と県との間に入って町は一生懸命やると、そう言うて今ご答弁でありますけれども、住民側として今言われております事は、やっぱり町がもっと住民サイドのほうに立って協力してくれと、もっともっと住民の意向を聞いてくれと、そういう話がありまして。

ほじゃけん、今この間の3月3日の説明会にしましても、23億円で17億円の補償金じゃという事は私も聞きました。そやけどそれは一方的な話で、あと20日の週で各戸に交渉に入ると、補償交渉に入るという事ではありますが、今、先の補償問題と今回のその嵩上げに対しての補償問題が一緒になっておるといような話は、私も今、今聞

くまで分かりませんでした。それで補償、前の水害に遭った補償っていうのと今回の嵩上げに対しての補償っていうのは私は別じゃと思っておったのです。それが一緒になっておるという事は今初めて分かった訳です。そういう事自体も被害を受けておる住民からしますと、全く分からない話だろうと思うんです。

私呼びつけられまして、話を聞いてくれっていう事で。それを町長に今質問しておるんです。やっぱり説明っていうのはきちっとやっぱり、町長は分かっているんだろうけど、やっぱり聞くほうからしたら押し並べて言われたらちょっと中々分かんところがあるので、もっとそこらをもっと町・理事者としてまた職員としてしっかり住民の考えも聞くと同時に具体的に説明をして欲しいなと思います。

それで嵩上げなんですけど、私思うところは3年位で出来たら、ほんまに3年位で出来たら、出来るんだったら、一旦どこか仮住まいしておって戻ってこれると思いますわ。これが、新聞にも出ておったように0.4haで5年ないし6年。それも県の予算によってはまだもっと向うへ延びる可能性があるのではないかと。関係戸数が11戸で17～18名という事を聞きました。それと年齢も聞きました。一番若い人で60何歳から80歳までになる。これが完成して10年したらもうこの上へ10年足されるのですから、実際の話として私は可能と思えんのですね、ここへまた戻ってくるっていうのが。

この開会の日に私も町長にNTT跡地で10,500千円ですか、予算の事で聞きましたわね。あの中で町長は2回ほど用地、この私が想像したのではこの下ノ内地区の住民の方々の代替地というような話が町長は口にされたと思うんです。で、代替地の話をするという事になりますと、用地は県は買わんと、上に乗っておる分は補償はしますけれども、用地に対してはそのままじゃという事であったと思うんです。ほんで、道路の分が3m要るとか、そういう説明があったと思うんです。

住民サイドからしますと、私が聞く話では10年も余ってよそへ行っておって戻ってくるっていう事、これはちょっと現実としてはこれは無理でないかと。最低私も3年位で出来るんだったらそれは戻ってこれると思うんですが。そういう話なんですね。

で、町長がさっきから言われておりますように、もっと町としてほんまに災害を受けた人に対して本当に親身になって、自分が災害を受けたのと同じ気持ちになって。行政が何であるかっていう事になったら、やっぱり住民の生活、安心・安全を守るのが町の行政と違いますか。私、いつも言うんですが。だったら住民の意見を聞いてあげるのがほんまは、これほんまの事です。国や県に対して町長はもう走りまわって東京へ行くわ県庁へ行くわ、これはもう舞い舞いして何とかっていうのが町長の私は仕事だろうと思います。

じゃけん、議会も意見交換会の中で、議長も議会としてもそういう1つの住民の意見を聞く1つの考え方を、方向を今回やらんかと、そういう話が出ておりますので、議会も大いに私はそういう方向でいかと、何のための二元代表制で議会があるのか分からんという、こんなのでは「給料だけただ貰うてから、お前仕事しよらんでないか。」って言われても私は何も弁解出来んと思うんです。

それからして、今回の嵩上げに対しての期間が長すぎると。それをもっともっと私はそこらを何か良い方法があるんだったら方法を探ると思うし、町民が、この被災を受

けた住民がどう思っておるかという事をもっと聞いてあげるべきだと。ほんで集落が全体がもう皆がまとまってどこかへ行きたいのであったらそこ1か所を土地を構えて、ほんで土地が県が買わんのだったら町が買うてもいいんで違いますか。等価交換的にしたって、そういう話は頭を働かしたら、色々知恵は働かしたら出てくると思うんです。

やっぱりほじゃけん一番の元は安心して、安全で安心して住める、そしてほんまにこの那賀町に住んでみてよかった、長年、60年も80年近うもここで住んできたのですからここにおりたいというのが住民の意向だろうと思うんです。それをちゃんと行政が前向きで捉えて、住民のために、ほんまに毎日心配しておる気持ちを少しでも和らげてあげるっていうのが、私は行政の役割だろうと思うんですが、どんなものですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 東谷議員さんのお気持ちもよく分かりますし、私と、私もそういう考えで今まで町民の関係者の方とお話を進めてきたところです。

議員、3年位でだったら戻ってきてもという話もありましたが、私は3年でも戻ってくるという事は無理でしょうという事でお話しを今まで進めてきておったんです。一旦立ち退いて仮住居を構えてまた戻ってきなさいよと、これがこんな事出来ますか、普通。当然でしょう。私もそれは町民の皆さん方と一緒に、そのつもりで県なり国とはお話しをしてきたつもりです。

ですから、一例が出ましたが、町が用地の取得という事についても、あらゆる方面でそういった事のご理解をいただくためにお話もさせていただきました。これからもそういう事も含めて関係者の皆さん方に、出来るだけ近くが希望されておられる方もおいでます。まだ地区外という事もございますが、我々としては出来るだけ、例えば地区外であっても那賀町に残っていただきたいと思っていますので、町内で、那賀町内で代替地等は準備をさせていただき努力はしたいと思っています。それについては議会の皆さん方のご理解をいただきたいというお話をしているところでございます。

そういった事で、県が財政の都合によって国の補助金をいただいたと。その補助事業の内容は「その場所が出来上がったらそこに帰ってくるのが条件ですよ、という補助事業の内容です。」という事を受けましたが、それは県が財政が無いために国からお金をもらうための理由でしょうという事なんです。我々に、私に言わせてもらったら。この話は今までそういう形でしてきました。ですから、対応策については県はどんな対応策でも考えて下さい、財政が厳しいのだったら国からもらってくる支援を受ける対応策を考えて下さいというお願いをした結果がそういう形になったんですが、それは飽くまでも事業の対応方法であって、実際に3年で済むやら5年で済むやら分からんのに一旦出ておってまた帰って下さいという事は、我々としては町民には関係者の方々にはそういう事は私は言えませんという事を言ってきました。

そういう事をご理解いただいて、ご協力をお願いしたいと思います。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 時間がこれもう1時間になりましたので、最後に今町長が議会も協力してくれという事ですが、議会はそれは勿論大いに協力して、災害に遭われた住民の

方々が将来ともこの那賀町に住み続けていけるように1つ協力する事はやぶさかではないと思います。

もう1点だけお願いしておきたいと思います。

それで、さっきから申しましたように、やっぱり我々一般の考え方って言うか認識っていうのは、やっぱり理事者、町長が持つておるその考え方とちょっとやっぱり私は、私自身も含めて中々理解出来ないところがあると思うんです。それからしますと、住民の要望としては専従の職員とまでいかなくても、町長は西へ東へ忙しいんですから、それをやっぱりちゃんと汲み上げる、住民の思いを汲み上げるやっぱり町の職員の配置を1つお願いをしておきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。終わりました。

○大澤夫左二議長 東谷久男君の一般質問が終了いたしました。

ここで予めお願いをしておきます。再開を3回使ってしまったので、やむを得ない所要の出来た方はお静かに用を済ますようにして下さい。

○大澤夫左二議長 休憩を10分間、これからいたします。

午後02時02分 休憩

午後02時11分 再開

○大澤夫左二議長 それでは再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、東日本大震災が起きまして、亡くなられた方また被災をされた方々に、お悔やみとお見舞いを心から申し上げたいと思います。また、この四国沖の南海地震という事も、この30年以内に60%の確率で起こるという事になっております。町としても木造住宅の耐震化また公共施設の耐震化を進めてきておりますが、なお一層抜本的な、この木造住宅のほうの中々遅れているといった状況でございます。抜本的な取り組みをお願いしたいと思います。

今回、この一般質問は坂口町長の任期中最後の一般質問になろうかと思います。この4年間、日下問題をはじめ大変な4年間でもございました。先程も一般質問の中でありましたが、一昨年の大きなダム災害がありまして、こういった事も1つこの中で評価したいのは、先程あったように国や県が補償しない中いち早く町として見舞いをする事を決めたという事で、その点については評価をしたいと。今後もこういった急な、そういった町民の皆さんが災害に遭われた時に、支援をすぐにしていただくという事を要望しておきたいと思います。

それでは一般質問を行います。国民健康保険事業に関して、今回2つの問題について質問をしたいと思います。

国民健康保険事業について、先日の国保運営協議会で示されました平成22年度の国保会計の決算見込みですが、単年度収支が70百万円余りの赤字で、ところが実質収支は1億85百万円の赤字という事で、基金からの繰り入れを行って採算をとった訳でござ

ざいますが、このまま医療費が増加していくなれば間もなく基金が底をつくという事になろうかと思えます。

しかし、今国保税が非常に高くなっておりまして、払いたくても中々払えないと、滞納者も増えている状況でございます。ですから、国保税はこれ以上上げる訳にはいかないという風に私は思います。

例えば、所得2百万円の40代の夫婦と子ども2人の世帯の国保税を計算してもらったのですが、年間287千円という事で所得の14.7%、1割を大きく超えている状況となっております。4人世帯で所得が2百万円っていうのは生活保護基準以下に該当するのではないかと私は思いますが、そういった方でもこの287千円も負担しなければならぬというような事になっております。ですから、これ以上引き上げるべきではないと私は思います。

そういった事で、来年度の国保会計は一般会計から繰り入れを行って、国保税の引き上げは行わないという予算となっております、大変この点でも敬意を表しているところでございます。

そこで町長にお聞きいたしますが、私は今後もこういったやり方でこれ以上国保税は引き上げる事はないと、一般会計から繰り入れをやって国保税は引き上げないという方向で考えておられるのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、22年度の国保会計、大幅な赤字となった訳なんです、その主な原因についてどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

またもう1点は、国保会計の健全化と言いますか、国保税が上がらないようにするための対策として医療費を下げるという事が大事かと思うんですけども、ジェネリック医薬品の割合を増やすとか、また重症化する前に早い段階でお医者さんに診てもらうと、こういった事が必要かと思うんですけども、こういった対策についてどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの、国保会計の赤字補填、これについて出来るだけ一般財源で対応をという事でございますが、やはり国保関係、後期高齢者医療の関連とも併せてでございますが、非常に経営が厳しい状況になっております。この原因等そういった事につきましては後ほど担当課のほうから詳しくお答えをさせていただきますが、今の状況、本当に冒頭、開会の冒頭で財政の担当の総務課長のほうからもお話をさせていただきましたが、社会保障費の増加という事が非常に著しくなっております。これは介護保険、そういった事も含めてでございますが、那賀町の人口構成、高齢化構成、それからして本当に今後においても非常に厳しい状況が続くであろうと思われま。

そういった中でそれらの対応策、これにつきましては町としては出来る限り、財政の運用について精査をしながら、ご負担にならないような対策を進めて参りたいと思っております。出来る限りその方向で進めさせていただきますが、状況によってやむを得ない場合にはまたご相談をさせていただくという事で、町としてはその財源の配分について十分協議をしながら進めて参りたいと思っております。

そういった事で、原因等その詳細について担当課のほうからご説明をさせていただきますが、一般財源が可能な限りその点については対応をして参りたいと思っております。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 ただ今、町長のほうから出来る限り一般財源で対応していくという事で、我々のほうとしても国民健康保険会計につきましては一般財源の繰り入れで対応していく当初予算を計上させていただいております。

国保財政の大幅なこの赤字というものをちょっと分析してみますと、やはり交付税が非常に減少しております。交付税の減少した部分を国・県の補助金の増で賄えているのかという事をちょっと検証しますと、やはり2分の1程度しか県・国の補助金では賄えなかったという事で、基金の取り崩し等で対応をさせていただいたというような状況でございます。

また、対策といたしましてジェネリック医薬品のお話しがただ今出ておりましたが、ジェネリック薬品を使用する事によりまして国民健康保険にかかる医療費が下がるという可能性も当然あります。安くなるとは、少々は安くなると思いますが、保険料を下げるほどの下がり幅というのは非常にちょっと考えにくいのかなという風に思います。薬品1つ1つとってみましても、糖尿病の薬でいくと60円の単価のところは20円とか30円とか、5割・6割程度安くなるという医薬品もございますが、全てが全て後発薬品のほうが7割・8割安いという部分ばかりでもございません。

全ての成分も全く同じというものでもございませんので、被保険者の方も医者もですね、その辺りを十分お話しをしながらジェネリック薬品については受付、各町立の病院であるとか診療所であるとかの受付、勿論お医者さんも含めて看護師さんのほうからお話しをしていただいておりますというところでございますし、国民健康保険の被保険者証を交付する際には、ジェネリックのパンフレットでありますとかチラシ等と一緒に配布をさせていただいておりますというところが現状でございます。また、調剤薬局を使っておる診療所・病院等につきましても、その調剤薬局でも医師のほうからの指示がある薬品につきましては、ジェネリックの医薬品について説明をしておるというところでございます。

また、私ども徳島県国民健康保険団体連合会の担当課長会議というのがございまして、そこでも今まさに普及啓発について、ジェネリックの普及啓発につきまして討議をしておるところでございます。まだ結論としては出ておりませんが、そういうような事で対応を考えていきたいと思っておりますし、予防ですね、予防につきましても保健センター・保健師を中心に、特定健診でありますとか色々な健診を通して予防対策というのにも力を入れて、今までもそうなんです、今後とも力を入れていきたいという風に考えておるところでございます。

(「交付税でない・・・。」等と呼ぶ者あり。)

あ、すみません。国保安定財政交付金でございます。すみません。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 町長のほうからは、その一般会計から繰り入れるという事について「出来るだけその方向でやりたい。」といったような答弁という事で、是非そういった事でお願いしたいと思います。

そもそもの国保税がこれだけ高くなったという根本的な原因について少し申したいのですが、新聞なんかによりましたら、1984年頃には国保会計に占めるその国庫負担の割合が50%位あったのが、今現在ではもう24%位に下がっていると、これ全国的な平均なんですけども、そういったような事で国の予算っていうのはどんどんその当時からすれば大きくなっているのですけども、国保会計に入れる国の負担割合が減らしてきたというところに大きな問題があるという風に私は思います。

そういった国の、何て言うんですか、悪政と言うのですか、そういうところからやっぱりそれをそのまま町民に押し付けるっていうのではなしに、やっぱり町として町民の暮らしを守るという立場で出来るだけ国保税を引き下げるといった方向でやっていただきたいという風に思います。

ジェネリック医薬品については、国保税を引き下げるほどの影響は無いといったような事ではございますが、いろんな協会・健保などを見てもそういった「ジェネリック医薬品を使いましょう」といったような周知をしております。町としても町民が医療機関にかかる時にジェネリック、テレビでも宣伝しておりますけども、ジェネリック医薬品をお願いしますといったような事をテレビでやっておりますけども、そういった事で本人のその自己負担分がそれによって下がりますので、そういう事については非常に有効かと思えます。そういう事で、もっとこの町民に対するジェネリック医薬品を申し出るといったような事、周知をしていただきたいという風に思います。その辺についてのお考えをお聞かせ願います。

もう1つ、交付金が減少したという事なんですけども、去年22年度はその決算見込みなんですけども1億60百万円位ですか、確か交付金が前年度と比べて大幅に減っているような状況で、これが非常に大きな影響かなという風に思います。ですから、この交付金っていうのは私は詳しくは知らないんですけども、年度の前年度の分が今年度に影響したり今年度が来年度に影響するとか、そういったような事で、来年度はその減った交付金がまた戻ってきたりするといったような事があるのかどうか、その辺も併せてお答え願いたいと思います。

○鶴澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鶴澤健康福祉課長。

○鶴澤守健康福祉課長 ジェネリック薬品につきましても、先程も申しましたように出来るだけパンフレットであるとかチラシであるとか、お医者さんであるとか受付、その辺りで周知を徹底していきたいと思えますし、保険証のほうにもそういう風な記事等と一緒に配布をしたいと、保険証の配布時にも配布したいという風に考えておるところです。

交付金は・・・。

(何事か呼ぶ者あり。)

多分同じように減ったり増えたりっていうのが当然出てくると思うんですが、ちょっと詳しいところは今のところは掴めておりません。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 全体的には町長のほうから「出来るだけ国保税の引き上げは行わないように、一般会計で賄っていきたい。」といったような答弁でございました。是非そういう事をお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

「国民健康保険の一部負担金の減免について」でございます。国民健康保険法第44条で、「一部負担金を支払う事が困難と認められる者に対し、一部負担金の支払いを減額したり、免除したりすることができる。」と、こういった条文がございます。

で、私が知っているある町民なんですけども、60歳代の2人世帯なんですけど、収入が国民年金の50千円位だけで2人が生活をしていると。そういう時に、怪我をなさってお医者さんにかかっているんですけども、月に大体5千円位はかかっているといったような状況で、本来なら生活保護を受給していただけたらいいかと思うんですけども、もうそういった生活保護はもう受けたくないといったような事で、私も勧めたんですけどもまだそういった事にはなっておりません。

またある方は、病院からは手術をしたほうがいいと勧められておるんですけども、3割の自己負担が中々払えないという事で今も手術を諦めているといったような方もございます。

こういった場合に、国保法この第44条に基づいて一部負担金の減免を行うべきだという風に思うんですけども、いかがでしょうか。お答え願います。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 一部減免、負担金の減免等につきましては国民健康保険法、ただ今申されましたように44条に「特別の理由があり、一部負担金を支払うことが困難である時に認められる。」、減免出来るという事になっております。

この特別な理由というのはをちょっと色々調べてみたりしよったのですが、例えば今回のような大きな災害であるとか、そういうような事で急激に所得が減少した場合というような事だという風に理解をしております。徳島県内にも数町村、数市町、この一部負担金の減免を実施しているというところがあるようでございまして、色々担当者を通じまして確認をしていただきましたが、これに該当する被保険者というのがほとんどいないという風に聞いておるところでございます。この22年の9月にこの取り扱い、減免についての一部改正というのが行われまして、認定の基準というのが非常に厳しくなってきたという事で聞いております。

仮に減免を行った場合には、この部分につきましては国庫補助の対象とならなくなるという事があるようで、財政、国保財政等へも影響が多少は出てくるのではないかとこの風に思いますので、実施につきましては我々行政それから国保運営協議会等で十分検討して行く必要があるという風に考えておるところです。

先程申されましたように、出来るだけ、厳しい財政状況ではございますが出来るだけ、町長が申しましたように一般財源を入れてこの国保を運営して行きたいという風に考えておりますので、その辺りもご理解を賜りたいと思います。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 「ご理解賜りたい。」という事なんです、中々理解出来ない相談だと思います。

今特別な理由という事で、そういった災害に遭ったとかその中には営業しておったのが倒産したとか色々ある訳なんですけども、その自治体によってはその貧困によって中々払う事が出来ないといったような事も、その理由として挙げているところもございます。

私は自治体の仕事というのは、その町民の命と暮らしを守るっていう事が第一の仕事だという風に思っております。先程財政的にそういった事をやれば影響があるといったような事がありましたが、命を守るというのが最優先の課題かと思えます。これが出来ないなら自治体としての資格が無いと私は言いたいと思えます。

全日本民医連というところが調査をいたしまして、この民医連に加盟している病院・診療所1,767施設を対象に調査した結果があるんですけども、重すぎる国保料とか医療費という事で、色々症状があっても病院に行けなくて、重症化して行ってもう既に手遅れで亡くなってしまったと、こういったような事例がこの加盟している1,767施設だけで全国的にその71人がこういった事で亡くなられたといったような事が報告されております。

1つ例を挙げてみたいと思いますが、秋田県の女性で58歳は建築関係の日雇いの仕事をする夫と2人暮らしでした。数年前から左下腹部にしこりなどの症状がありましたが、一部負担金が高くて様子を見ていた。受診を勧められるも拒否。数か月後直腸癌など手術を受けたものの肝臓へ癌が転移し、亡くなりました。こういったような事が、71の事例があったという風に報告がある訳でございます。中々こういった事は調べてみないと中々出てこんのですけども、ですから全国的にはもっともっと数があるのではないかと思います。

那賀町でこういったような事が起こらないように、是非町の一番の仕事として町民の命を守るという事を真剣に考えていただきたいと思います。国保という命を守る制度がきちんと機能しないで、こういったような事例が起こる可能性が、今のままだったらあると私は思います。是非この本当に生活が困難で、この医療費を払ったらもう生活保護を受けなくてはならないといったような、生活保護基準以下の人に対しては一部負担金を減免する、こういった事で町長の判断を仰ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 病院・診療所での一部負担金の減免についてでございますが、先程国保会計のほうについては出来る限り一般会計からの繰り入れで出来るだけ対応をしたいという事で、23年度予算もその対応をさせていただきましたが、病院・診療所の医療費の減免とかそういう件につきましては、これは確かに議員ご指摘のように年金が少ない方、そういう方には国保のなり税の納入なり、また医療費・介護保険料、これらについて非常に厳しい状況は十分理解をいたしておりますが、これらに対する減免措置を今この場で私としてもそれを実施するという事は申し上げられませんので、

十分また違ったやはり施策を考えるべきでなかろうかという気もしますので、十分今後において検討させていただきたいと思います。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 全国的には70歳以上でしたか、それからまた子ども、こういった方には医療費は無料という事をずっと続けている村・町があるという事でございます。こういったところは早い目にお医者さんに行きますから、安い段階で医療費もそんなにかからずに済んでいるという事で、保険税自体もそんなに高くないといったような事を聞いております。

ですから、こういう事で町がその一部負担金を減免する事によって早い目に行ってもらって早く治してもらうという事で、これが保険税を引き下げの一環になろうかと思えますので、是非今度町長になられましたら検討させていただきたいという風に思いますので、よろしくお願いして、一般質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君の一般質問が終了いたしました。

次に田中久保君を指名し、発言を許可します。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 冒頭ではございますが、東日本大震災という事でこの前もテレビを見させていただきました。そんな中で、高台に難を逃れた人たちが自分たちの家屋を見て、一瞬の内に瓦礫となって押し流されている光景を見た時に、我が町もああいう結果になるのかなと、そういう気持ちで見させていただきました。亡くなられた人には心からのお悔やみを申し上げます。また、難を逃れた人たちには心骨精神を以って頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

それでは質問に移らせていただきます。テレビをご覧の方や皆さんが、机を叩くと台が傷むと、私の手のほうの心配は誰もしてくれておりませんので、今日はちょっと手を後ろに回して話をさせていただきます。

鳥獣害の駆除の件でございしますが、これ全国的に大変な被害がございします。2・3日前も国道を通っておりますと、音谷地区の多田建設会社の前の田圃、昼日中でございしますが、お猿さんがもう遊園地のようにけんたいで遊んでいるんですね。そんな光景を見ますと、これは何が何でも駆除は大切だという事は痛感をいたしております。

そんな中で12月議会に色々質問もさせていただきましたし、答えがまだ、今日いただくという事でありますので、担当の課長の方に1つ答弁をお願いいたしたいと思っております。

○蔭原秀一環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 蔭原環境課長。

○蔭原秀一環境課長 田中議員さんのご質問にお答えいたします。

12月議会におきまして、有害鳥獣捕獲委託料にかかる決算書等の会計書類を全ての捕獲班から提出してもらうよう、というような質問であったと思います。有害鳥獣駆除の委託料としてお支払いしておりますので、町に対しまして決算書を提出する義務はないのですが、各班、各捕獲班の方をお願いをいたしましたところ、5班から提出をいた

できました。

ただ、今現在全部の提出はいただいております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 これ、この前全協の委員会でもこういう話が出たのですが、任意という事で処理した訳でございますが、何といたってもこれは町から出された公金でございます。

事の起こりは、猟友会・駆除班っていうものの分別の仕方っていうものを町民も理解してないし、我々議員も全く理解出来なかった、してなかった。議員の、理事者の皆さんもそういう観点から見る人が多々あるように思いました。

この、駆除班と猟友会の違いっていうものははっきりとこれ示さないと。町民の中にはもし仮に私がシカを獲って駆除しよる人に持っていったらお金をくれるのかなと、そういう誤解の人もおるんですよね。ここらあたりの駆除と猟友会の違いっていうものははっきりした区別っていうものは、これ何らかの形で示して町民にも知っていただかないといけないと思うんですが、これ町長いかがですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 確かにご指摘のように、これまでやはり駆除というご依頼が非常に強く、そちらのほうに周知徹底、周知と言いますか、住民に対する周知が重きを置いたというような感もいたします。やはり十分町民の皆さん方にも駆除に対する理解、また猟友会また駆除班に対するご理解もいただくためにも、その件については今後やはり町民の方に理解いただくためにも周知は確実に行いたいと思いますし、また次の駆除班の会、対策会議等におきましても猟友会・駆除班の皆さん方にその点についても十分ご認識をいただいております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 こういうその金銭的なトラブルが起こった根本にはね、ただその駆除してもらっけんって今町長から答弁がありましたが、ただ駆除に重点を置いて、この駆除のお金の出し方っていうものの根本的なね、やり方っていうのが誤っておったのではないかと。ほんでこれやっぱり駆除班と猟友会っていうものはきっちりと仕分けした形で、駆除は駆除としてほんまに協力してくれる体制っていうものを町で整えていただいて、その中でいろんな条例なり規約なりを作っていただいて、1つの団体として営業していくべきものではないかなと、私はそう思うんですが。

でない限り、何時まで経ってもこの猟友会、駆除、獲った・獲らん、お金くれた・くれん、こんな問題がこれが続く限り、今の予算にしたってですよ、これこんな周知徹底しておらんのに、これどうしてこんな予算出したんですかね。町長、お伺いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この23年度当初予算につきましては、これまで駆除班との3年間はこの方法で続けていきたいと思います。まず1つはその3年間試行的にそういった方法で

対応策、駆除の対応策を、鳥獣害の防止策をやってみましょうと、それによってまた方法を変えるかどうか検討しませんかという事で、今回は予算を計上させていただいたという事でございます。

それをご理解いただく事と、そして今ご指摘あった、やはり町民の皆さん方また駆除班の皆さん方には、その趣旨という形、駆除の報酬関係も含めてでございますが、それについては十分と理解をいただくようご説明をさせていただきたいと思ひますし、ご協議をさせていただきたいと思ひております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 これほやけん、町民はこれ我々の税金をこれどういう風に使っているのだと、そういう不信感が非常に強いんですね。だから、やっぱりこのさっきから言ったように一種の団体として町が認めてですね、一般会計なりいろんな形で町に、町民に知らせるような、報告の出来るようなそういうものにしていくのが私は筋だと思います。

そういう事によってこういう揉め事も起こらないしですね、ましてやそのお金を貰うたじゃの貰わんじゃの、会計報告がこれ正当に出せんじゃの、任意じゃけん出す・出さんの問題じゃの、こういう事っていうのはこれ起こらないんじゃないですか、町長。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 先程ご答弁させていただいたように、その趣旨の内容という事を十分理解していただくよう説明をさせていただきたいし、広報等でもその旨を周知徹底をしていきたいと思ひています。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 まあ言いたい事はようけあるんですけども、長引くと休憩とってするようになるので、もう今日はここで置きます。

○大澤夫左二議長 田中久保君の一般質問が終了いたしました。

次に古野司君を指名し、発言を許可します。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 一般質問に先立ちまして、3月11日に発生をいたしました東日本大震災によってお亡くなりになられた方、また被災をされた方に思いを寄せまして、衷心よりお悔やみを、またお見舞いを申し上げる次第でござひます。

さて、それでは通告をいたしておりました一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、NHKの衛星放送は本来は受信料が必要な有料と言ってもよい放送でありまして、年額で11千円余りの受信料が必要であったにもかかわらず、ケーブルテレビは開局当初から各戸に一般の地上波と同様に送信をして参りました。その事によりまして、NHKの衛星放送を見る意志のない世帯においても、NHKの営業担当者が「お宅のテレビは見る・見ないにかかわらずNHKの衛星放送が映るのだから、NHKの受信料の15千円の上に衛星放送の11千円余りを余分に支払っていただかなければ

ならない。」と、このように営業をいたしまして、衛星放送を見ることのない世帯からも半強制的に受信料を徴収をしていきました。

これは、物品を一方的に小包や宅配で送り付けてその支払いを求める、世に言う「送り付け詐欺」と手法は同じであります。本来であれば専用機器を取り付けなければ衛星放送を見えないようにして、見たい人においては自分の意思においてこの受信料の必要な放送を見るというのが当然のことであります。しかし、本年7月のテレビのデジタル放送移行により、専用機器を取り付けなければNHKの衛星放送はこのケーブルテレビにおいては見えなくなるとの事。これが先程申し上げました送り付け詐欺ではない常識的な再送信の仕方でありましょう。

しかし、ここで妙な問題が発生して参ります。過去にケーブルテレビの送信によりまして衛星放送を、この衛星放送契約を結んだ各世帯は、NHKの営業職員が各戸を訪問していく事で契約を結んだことでありましょう。今回専用機器を購入して引き続いて衛星放送を見る方は何ら問題が発生しないのでありますが、専用機器を取り付けずに本年7月から衛星放送を見ることがなくなる世帯は、自分からNHKに手続きをして契約を止めなければ、これからもずっと見ることのない衛星放送の受信料11千円余りを支払続けなければならないという事であります。また、年払いなどで既に払っている方は、早く手続きをしなければ既に支払った料金は返還される事はございません。

契約を結ぶ時には各戸を戸別に訪問して、無理やりと言ってもいい形で営業したにもかかわらず、このような状態になった時には自らの意思に、そして自らの手続きによらなければ契約の変更は出来ないという理不尽な事が発生をいたすという事であります。

この問題は第一義的にはNHKに責任が発生すると思われませんが、NHKに言われるままに衛星放送を再送信してしまったケーブルテレビにもそれなりの責任があると思われませんが、この件、いかがでございましょうか。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 古野議員さんからの、NHKの衛星放送の受信料、この件でございませうけれども、確かに今までいろんな経緯でですね、この勧誘についてNHK徳島放送局さんと膝を合わせてその実態について申し出てきた経緯がございします。それから、町としましてNHKさんがどのような形で契約の勧誘をされたか詳細までは分かっておりませんが、その中で町として「送り付け詐欺」風なイメージでですね、町が捉えておった事はありません。飽くまでも情報提供の手段、特に非常時に地上波が止まった時等々、衛星放送が見られるような、そういった形での対応という事で、ケーブルテレビはNHKの衛星放送を放送して参りました。

議員さんがおっしゃられたとおり、確かにこのNHKのアナログの衛星放送というのは、1つにつきましてはBSハイビジョン、これは3月で以って終了いたします。それから、その他のBS-1・BS-2のアナログ放送、これにつきましてもこの7月の24日の放送電波の停止によってこれで終了します。という事は、NHKの衛星放送というものは、NHKの衛星BS放送ですね、これは7月24日を以ってケーブルテレビからのサービスは全て終了するという事で、先程から議員さんが心配しておられるよう

に、これ、ごもっともだと思います。おっしゃられる事もよく分かります。

このままの状態、契約されてた方、この契約というのは衛星契約ですけども、これを契約されていた方がパラボラも付けずに、パラボラアンテナですね、それからその先程言われた専用の機器、こういったものを取り付けずにこのまま衛星放送の受信料、これを徴収されてしまったのではこれは大変な問題になります。この事についての危惧感是我々も同じように持っております。当然NHK徳島放送局さんに対しても、この事について、まだ現在のところ口頭ではございますが申し出ております。

ただ、如何せんこれは全国的な取り決めと言うかNHKさんのやり方なので、「那賀町さんだけを特別扱いで対応出来るような、今はそういった事は出来ない。ただ今後においては検討したい。」という風な事も言葉の端々に出ておりましたので、今後さらにNHKさんと、NHK徳島放送局さんと協議を重ねてですね、で、今まで衛星放送の契約をされていた方が不利、不利な形にならないように、本当におっしゃられるとおり、契約者数は相当おると思います。強い勧誘を受けて否応なしに契約された方も相当おられると思いますので、特に自分から見たいと言って契約されている方はそう、そういった知識もあろうかと思うので大きな問題にならないかも知れませんけれども、特に強引な勧誘で以って契約された方々が何も知らずに不利益な、不利益を受けるという事は絶対にこれはあってはならない事だと思いますので、今後町としましてまずこの事についてのその住民さんに周知ですね。これは広報それから自主放送チャンネル、また音声告知放送等々を以って十分周知したいと思います。

それからNHKさんについては先程申しましたが、当然これから協議を続けて参ります。そして、もし最悪我々がどうする事が出来なく、我々が契約者さん1人1人に代わって出来なくてもですね、少なくともお手伝い、解約のお手伝いをする事は出来ると思いますので、もし不安、今このテレビとかですね、録画放送を聞かれてですね、気が付かれた方については是非ケーブルテレビまでご一報いただきたいと思います。全力で協力して参りたいと考えております。

よろしくお願いします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 町内の高齢化率は、もう40%に届くような状況でございます。たくさんの方が年金生活者でございます。その方々にとり、もし見ることがないテレビ放送に年間に11千円余りもの支払いをする事は、大変に大きな負担となります。

NHKの広報の資料を見てみますと、「NHKは未払い契約世帯や未契約者に訪問活動をこれからは強化していく。」と、赤く太く書いてありますが、しかし今回のようなこのような例に対しては、先程も申し上げましたように自ら契約変更を申し出る必要がございますし、ケーブルテレビが衛星放送を再送信しなくなった事をNHKが確認しても、NHKから各戸へは一切連絡しないという事が先程課長おっしゃられたようにNHKの現在の見解という事でございます。

しかしこの状態が続けば、先程少し言葉は厳しい言葉でございましたが申し上げましたように、送り付け詐欺という風な事を申し上げましたが、その上にまだなお「取り込み詐欺」と、一旦契約したものを放さないという風な事になって参ります。課長が申さ

れたように、自主放送番組であつたり広報であつたり、大いに使って周知をしていただきたいと思います。そして、なお且つNHKに再度強く申し入れをしていただいて、実効性のある方法を考えていただきたいと思いますをお願いします。

そして、これは先程申されたように、本町のケーブルテレビだけに発生することではなく、全国の方々の地域に既にケーブルテレビは存在いたしております。方々のケーブルテレビにおいて全国的に発生する事例でございまして、NHKの年間の予算額6千億円を遥かに超える内の何百億円という額が、もしかしたら見ることのないところから集め続ける収入という事になるかも知れません。NHKは何かというと「視聴料を払え。放送法に明記されておるのだ。」とおっしゃいますが、この地方の小さなケーブルテレビからでも声を上げていただいて、誤っておる事は誤っておると、NHKに十分な協議を再度お願いを求めるところでございまして、この質問に関しては以上でございします。

続きまして、2点目は昨年6月に一度質問をいたしました。

さて、間もなくに坂州発電所追立ダムの水利権の更新がこの月末に参ります。町長におかれては、この水利権の更新に対して、地元の長としてどのような意見書を書いて、提出をもう既にされておるのでございましょうか。内容についてお伺いをしたいと思います。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 この件につきましては、私から答弁をさせていただきます。

言われましたように、坂州発電所の水利権更新、本年の3月31日が許可期限が切れるという事になっております。という事で、今回この河川につきましては1級河川という事でございまして、許可申請的な流れは、県が国に申請書を出して国が県に意見を聴くという法的な流れになるという事でございます。

という事で、県から1月に説明を受けました。県では1月20日に企業局、水利利用をする発電する企業局、県の企業局が那賀川河川事務所に1月20日で申請を行いまして、その翌日に町に対して説明がございました。事前に町に意見を聴くという形ではなく、申請した後の事後報告という形で説明を受けました。法的には直接町に意見を聴く必要はないのですが、今回事後報告という形に県が町に対してあったという事は、今回の坂州発電所の水利権更新は期間の延長だけで、期限の延長だけでございまして、3月末で切れる期限を20年間延長したいというような事で、その他は全然変更なし、維持流量等もそのまま変わりませんし、変わらないという事で事後報告で報告を受けました。という事で、四国地方整備局から県のほうに今は意見聴取をしている段階だという事でございます。

それで、今回の更新は直接町で、町から意見を聴くようにはならないという事ではないのでございますが、町としましてはこれに絡みまして、那賀川の現在暫定水利権が平成20年の12月25日に知事許可を受けまして本年23年の12月31日にこの暫定水利権の許可期限になっております。という事で、この許可期限の更新、延長を強く要望をいたしております。という事で、大塚製薬等新たに水の利用も増える事が予測されますので、暫定水利権の延長を以って水量を確保したいという事で、この件は強く要

望をいたしております。

それから、長安ダム関連のこの水利権の、企業局の水利権の許可期限も来年の3月31日、あと1年余りでこれは切れる事になります。これはただ、坂州発電所とは規模が違いますので、これに関しては事前に町に対しても意見を聴くという、今後そういう坂州発電所とは違う対応をするというような話を聞いております。

という事でございまして、今回の坂州発電所の水利権の更新につきましては、報告を受けまして那賀川の現在の暫定水利権の延長を強く要望して話を聞いております。以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 町長、そしてまた副町長も強く認識をされておる事かと思えます。ダムに対して河川に対して、住民の目、非常にシビアに厳しく時代が変わってなっております。

6月の時に質問をさせていただいた時にも、最後にこの意見書の関係、出来る事ならばペーパーにして、どのような内容であったかという事を議会にも相談また報告をしていただきたいという事を申し入れてございました。今回、今副町長が申された事後報告と、県からの、という事でございますが、この報告を受けた内容、またそして申し上げた内容、口頭だけでなく書面上で申し上げておるのではないかと思います。その件、議会に見せていただける範囲の中で出していただくと、見せていただくという事は可能でありましょうか。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 説明を受けた時に、県から更新の流れにつきましてペーパーをもってまいりますので、後でお配りしたいと思います。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 来年の日野谷発電所、長安口ダムの水利権の更新のまず一里塚。これは町内だけでなく全国方々から熱い眼差しを受けておるのではないかと、そう思います。どうぞ今回の事以上に次の事は議会にも十分事前から協議をしていただき、議会の意見も取り入れた上で次の対応をしていただく1つの今回の事案という事にさせていただきたいと願っております。

それでは、3点目の質問でございます。通告書には「小浜谷口地区」という風に書かせていただきましたが、こういう風な書き方が一番分かりやすいかという事で書かせていただきました。本来は「大戸谷口地区」というのが正式な地名でございます。

ここ、長安口ダム直下の大戸谷口地区は、長安ダムの本体工事の開始に伴い間もなく移転という事を迫られております。谷口地区は数年前までは10世帯ございましたが、現在は7世帯でございます。その内、5世帯が移転の対象という事になっております。そして、残りの2世帯のみがその対象外となり、取り残されようとしております。その2世帯は共に高齢者であります。

現在町内には限界集落で自然減という事で集落の人口が激減している地区がたくさん

んありますが、この地区においては国の事業によってコミュニティが破壊され、高齢者の2世帯のみが間もなくその地区にこのまま事業が進めば取り残される事でございます。今後はこの2世帯のみで地区の氏神や庵やまたインフラを守っていかなければなりません。どのようにして80歳を超えた方々が、生活を守りながらこれらの事を行っていけばよいのでしょうか。

国は事業に必要な用地だけを買収し、地区のコミュニティなどは全く考慮に入れない非情な対応をいたしております。町内にはダムに伴う水害によって同じように移転や仮退去などが大規模に行われているところ、またこれから行われようとしているところがございしますが、ここは一方的にダム改造工事に伴い移転の対象とされた地区であり、非常に他に比べて極端な事例ではございますが、この場所この地区、町はどのように対応されていこうと思っておるのか、お聞きをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんの、小浜谷口地区の問題でございますが、その前に1つお願いをしておきます。先程副町長からお答えさせていただきました坂州発電所の水利権につきましては、副町長からのご答弁させていただいたとおり、県が町に意見を聴く必要がない小規模なものだからという事で事後報告を受けたのですが、長安口ダムの水利権につきましては、議員ご指摘のとおり、私、4月以降残りますればこれについては精一杯その意見について議会の皆さん方と調整を図りながら県のほうに、国のほうですか、そちらのほうにその意見を活かしていただけるよう最善を尽くして参りたいと思っておりますので、その点については今後ともよろしくお願いを申し上げます。

本題の小浜地区の件でございますが、この件につきましては5世帯と2世帯、7世帯という事ですが、大戸の一番上の****ですか・・・。

(古野司議員「それは古屋久保ですね。」と呼ぶ。)

古屋久保かな。

(古野司議員「それは違いますね。」と呼ぶ。)

その方を入れると8戸が対象になるかと思えます。その内の1戸につきましてはもう既に下に住居を構えられてこちらに時々帰ってこられるという事で、昨日ちょっとお聞きしたのですが、何か四十九日の準備で・・・。

(古野司議員「そこは『7』に入っていない。それを入れたら『8』になります。」と呼ぶ。)

それを入れて『8』かな。

(古野司議員「そうです。それを入れて『8』です。」と呼ぶ。)

そういう事で、特に対象は下の5世帯という事でございます。

これも先程の下ノ内地区との関連もあるのですが、当初は下ノ内がなり木沢地区が水位が5m上がるという以前の時は、改造した放水路に合わせてそれによって何とか前に護岸を築いていただいて、地域が嵩上げとかそういう形で残るような対応、現在でもかなり台風時期にはあの水位が上がって危険な状態で過ごされておったという事で、今回

ダム改造に併せて護岸の強度を高く上げてその方法で対応していただきたいという事で、そういう方向に進んでいたのですが、下ノ内地区のなり木沢地区でのように、その100年に1度という最高洪水位の場合の水位を想定した時に、この大戸、大戸地区というところの5世帯の分、この水位が最高水位が以前擁壁では対応出来ない水位に上がったという事で、移転というような方向に進んできた訳なんです。

そういう事で、現在国交省としては護岸での対応は無理という事で移転というような対応を地元のほうでの説明会を何回かしております。この説明会の内容につきましては担当課長のほうから報告させていただきますが、今の段階はそういう交渉に入ったという段階ではございます。これが進んでいるという状況ではございません。やはりまだそれがいつになるかという事もまだ未定でございますし、町としてはやはりそのご指摘のコミュニティの崩壊、そういった事も含めて今後国とその対応策については十分協議をして参りたいと思っております。

ただ、古野議員さんご指摘のように、もし最悪の場合5世帯がその交渉に応じて移転という事に結論付けられますと、やはり残された2世帯、これはやはりその集落内の今までの色々な行事的なものが不可能になろうかと思えます。そしてこの2世帯におかれましては、1人の方につきましては特にちょっと体調も不良な、今現在でもちょっと不調な状況でございますので、集落内の一般的な行事についてもかなり難しい問題が出ようかと思えます。そうなった場合に、町としてどういった対応策を講じるかという事も含めて十分検討をして参りたいと思っております。

このコミュニティの崩壊につきましては、この地域のみならず限界集落も含めてでございますが、そういった対応策を今後町としてもその施策についてやるべき時が来るであろうと思っておりますし、もう既にそういう対策を講じなければならない地域も出ております。ただ、その場合に単なるそういった形でなく、やはり国に対してもそれらについて十分要望なり協議をして参りたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

(坂口博文町長「ちょっと先、経過について。」等と呼ぶ。)

○古野司議員 はい。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 それでは、長安口ダム小浜地区谷口地区につきましての説明会の内容について、概略でございますが説明させていただきます。

今年度、国土交通省那賀川河川事務所は、段階的に4回の地元説明会を行っております。8月に2回、11月に2回開催されております。内容といたしましては、長安口ダム下流側に位置する谷口地区につきましては、ダム改造事業における減勢工及び管理用道路等の設置に関係して、宅地及び農地につきましての移転が検討されているというように、そういった内容につきまして関連した管理用進入路の概略設計について計画する道路の基本構造についての諸元、平面線形等についての説明、また減勢工区間としてのダムの影響を受ける範囲と今後の対応についての説明、今後のスケジュールを示して用地調査についての立ち入り協力をお願いといった形で行われておりました。進め方

につきましては、地元協議会を通じまして協議しながら進めていくというような事でございます。

それで、現時点の状況につきまして、内容については私のほうからは説明は出来ませんが、説明会の終了後、現時点で現地の調査等を実施しているような段階でございます。今後またそういった事で、それが終わればまた説明会を開催し、ご了解が得られれば次の段階へと進んでいくというような状況でございます。

以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 今お話しを、お答えをいただいた中で確認をさせていただきたいと思えます。

課長がおっしゃられた移転の理由に関しては、本体工事にかかる件、そしてまたその前の減勢工の工事、そしてまたそこに取り合う進入路にその宅地・農地がかかるという事で移転という事で、今説明をしていただきました。そして坂口町長がおっしゃられたのは、100年に1度の洪水の水位を見直すと、水位が、私もその写真は見せていただきました、一昨年の8月10日の水位から、約10m近く家を呑み込む高さまで全部水位が上がるという事の説明の資料を各対象者に渡して、ここまで水位が上がるという事と共に移転の話も含めてされたという事でございます。

それはどちらが本来の理由での移転という事が、国土交通省が地元の方々に打診をしておられるのでしょうか。両方を合わせた理由でしょうか。お答えをまずいただきます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私は最終的には両方とお聞きしております。工事する場合にも進入路の場合にもかかる。しかし最高洪水水位がこうなりますので、そのために対応策としては当初、一番当初に言っていた擁壁のみでは難しいという事で、両方でそういう事を移転という事になったと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 この件でどちらが理由かという事をお聞かせいただきましたけれど、この事を議題として町長と議論をしても何も始まらないのですが、地元の方々の意見はここで申し上げておきます。

谷口地区の集落の前には、約2万 m^3 の大きなコンクリートの塊が中心なんですが、ございます。それは以前の一般質問でもさせていただきました。それは過去に、昭和40年代の17号台風そしてまたその後の19号台風、色々な台風によってダム直下のエプロンが破壊されて流れ、下流へ数百m流れ出て谷口地域の前で滞留した2万 m^3 の土砂と言うか、ものによれば家ほどの大きさのコンクリートの塊も積んでございます。それがあある事によってその谷口地域の方々は、確かに2万 m^3 分ですからその分の水位は確実に上がっておるのです、あった時と無かった時と比べて。

「それを取り除いていただいたら我々があそこに住む事は何ら危険はない。まずあ

れを取っていただかん事には我々は住めん。」と、このダムの大きな改造計画が出る前からの地元の方々のご意見であったし要望でございました。旧の上那賀町時代からも、これはその当時の管理をされておった企業局・県の河川課にも何度も何度も首長をはじめ申し入れをいたしました、実現をされんと今の現状に至っております。

今回それもまた大規模な改造工事、改良工事に絡んで取り除くという風な話なんです、何度も申し上げますが地域の方は「それを取っていただく事がまず誠意を見せる事だ。」という風なのが、まずこの話のうったてだったのです。これは町長と議論しても町長は取られる立場の方でもないのです仕様がない事なのですが、地元の方々の見解としてはそういう事でございます。

で、そして水位が約10m近く上がるという事に関しても、また、今回はこの移転の関係だけです、この事の議論はもうまた6月の議会にでも改めてしたいと思いますが、その水位が上がるという事は、この今のゲート6門以外の新たに増設、増門するゲートが完成した暁にそこから排水するという事によって水位が上がるという事を想定されて、ハイウォーターのラインを画の中に、写真の中に国土交通省が落とし込んで、あなた方は危険なのよという事を申されておるのでないかなという風に私は感じておりますし、多分地元の方もそのように取られておる事だろうと思います。

この事の議論はまた後日といたしまして、今話をいたしております移転の問題、これは最終その5世帯もですが、残された、残される可能性が高いもう2世帯、その7世帯を以って1つの集落として現在も維持されておりますし、その方々皆さんが納得されるという事であれば、私自身は隣の集落に住んでおる人間といたしましても議員をさせていただいておる人間といたしましても、それは引き留めたいのは山々ですが、その方々の生活をどうのこうの言う事は私には言う術もございません。しかしその集落の方々皆さんが、残される可能性がある方も含めて納得の出来るような方向は、町が限りなく国土交通省のほうに働きかけていただいて、実現をしていただきたいと思います。

また、国土交通省は北海道から九州まで多くの河川事業を今までこなしてきておりますし、現在もされております。その中でこのような事例というのが他にもあったのではないかと。ほとんどの集落が、集落の中で人家が移転にかかって極々一部だけ取り残されて、何もどないも仕様がないという風な方々も過去にあって、それは果たしてどういう風な対応をされたのかと。私はそのような思いもあって、昨年末に地域の方々からお話しさせていただいたので、支所を通じて国土交通省の方にこんな事を地域の方々心配されておるよという事をお伝えしましたが、あれから3か月近い日経ちますが、何らこの事に関しての返答もいただいております。

どうぞ1つ1つの問題、真面目に真摯に、何かしゃべっておるわというだけでなく、国土交通省が丁寧に対応していただけるように、町長をはじめ理事者の方々のなお一層の後押し・協力をお願いしまして、今日の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○大澤夫左二議長 古野司君の一般質問が終了いたしました。

15時45分まで小休いたします。

午後03時28分 休憩

午後03時45分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。柏木岳君を指名し、発言を許可します。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 よろしく申し上げます。

まず、皆さん方申し上げられていますように、この震災の被災者に対してですね、お悔やみを申し上げるとともにですね、那賀町としてのこの災害の多い町としてのですね、迅速な対応を強いメッセージを表していただけるようにですね、町長並びに防災課長には具体的な行動として素早い対応をお願いしたいと、よろしくお願い申し上げます。

まず、4年前坂口町長が立候補された時の事を思い出していただけたらと思うんですが、4年前に坂口町長を選んだ住民は、その当時はですね、何を期待をしていたのか、それを現在の坂口町長として客観的にお答えいただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さんの、4年前立候補したという時の気持ちを客観的にと、そういう事に対するご答弁でございますが、当時、やはり想像もしてなかったという事が、これは町民はもとよりでございますが、私自身にとってもあのような事件が起きるという事については、私を含めて本当に全町民の皆さん方も同じ思いであったのではなかろうかと思っております。

そういった中で、客観的という事は主観的、私自身の見方・感じ方というよりは、やはりこれは本当に町民の皆さん方もこの事についてどの政策よりも一番重要な事でなかったらどうか、なかったのではなかろうかと思っております。私にとりましてやはり、先程清水議員さんにも申し上げましたが、非常にそれぞれの5か町村厳しい財政の中で、合併をする事によってそれを立て直すという事の重要な中であってのこの事件の発覚、本当にショックと言うより他には無かったのですが、やはりその中においてもその全ての全容の解明という事、そして財政の立て直し、そしてそれまで旧町村それぞれの慣習とまた色々な行財政のやり方の違いの中で、那賀町として今後においてその行財政の改革そして行政システムの改革と、改革改善という事に力を入れなければならないと、その事を重点に8つの、9つですか、の公約を掲げさせていただいたのですが、やはりこの4年間、その事に集中的に施策を行ってきたつもりでございます。

掲げた公約のほとんどがその事に集中した訳でございますが、それ以外の件につきましても最善を尽くしてきたつもりではございます。しかし、やはりこの財政の改革、そして町長職含めて職員のそういった倫理に対する条例の制定という事も含めて、これらの件について最善を尽くしてきたつもりでもございますし、町民の皆さん方もその事を第一という事に思われておったかと思います。

議会におきましても、やはりほとんどの2年間という事については特別委員会も設置をしていただき、そうした中で全ての議員の皆さん方も、その事について費やした時間という事については非常に大きな時間を費やしていただきました。その結果、先程も申

し上げましたが、やっと平常時に返ったかなと。この22年度決算においても、やはり縛られて規制をされておった地方債の借入れについてもクリア出来るのでなかろうかと想定をいたしております。

そういった事で、今後においても非常に厳しい状況が続こうかと思いますが、そういった財政運営についてはこれは本当に慎重に対応をしていくべきであろうと思っております。

それから、議員の皆さん方も先程から申されておりますとおり、この度の本当に想定もしなかったような大震災、この災害に対して恐らく国としてもそちらのほうを重点に支援をしていくであろうと思われますし、その事によってやはり今の国の財政がどうなるかという事も非常に心配をされるところでもございます。しかし、やはり今はどんな事があろうと、やはりこの災害の復興に対しては我々としても国に最大限の力を発揮していただき、海外からの支援も受けながら早急な復興を望んでいるところでございます。

そのような状況下でございますが、那賀町としてもこれまでのこの4年間、それに町民の皆さん方のご期待に副うべく、私としては私なりに最善を尽くしてきたつもりではございます。その判断については、やはり今後のそういった住民の皆さん方、町民の皆さん方、有権者の皆さん方に対して審判を問いたいと思っております。

1問目の質問については、そういう事でお答えにさせていただきたいと思えます。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、僕自身の問いかけとしてはですね、坂口町長を選んだ住民の思いとしては何をやって欲しかったのかというような事でした。今のご答弁からはですね、公金不正問題の抜本的な解決というような事を自他共に望んでいたという事を認められたのかなという風に思うのですが、町民については恐らくはその1点だけの判断材料を用いて投票されたという方も多かったかと思えます。あの時の町民の非難とか怒りのうねりをですね、思い起こして、現在の始末を期待していただろうかという風に考えた場合に、ちょっとそこは違うんじゃないかなという風に思っております。

この後については清水議員の質問と重ならないようにですね、少し清水議員の質問の中で答弁を十分なものがいただけてなかった点も含めてですね、していきたいと思うんですが、この前ちょっと1人の人と話をしておりましたが、育児休暇を取得された30代の女性がふとこぼしておったような状態でありましたが、「休暇中の所得が少ない私でも、働いていた昨年の所得を基にして今年の税金を払っています。生活を切り詰めている今、あの3億50百万円が税金を集めただけの会計の中から穴埋めされている、一般会計という意味なんですが、一般会計から穴埋めをされていると思うと、悔しくなります。」というような話でした。「今の処置であれば、この不正を最初に見つけた坂口さんでなくても誰でも出来たんじゃないですか。」というような話でした。

そしてまた、この町の中でまだ二分されているというような話もありますが、この問題が終わったかのように、問題視する事自体タブーとされてしまうような風潮もちょうとありますし、そういった町の人間模様自体がですね、僕にとっては非常に悔しい思いをしておるのですが。

あの4億円の一部については返ってきたのですが、ほぼ9割方、8割・9割は全然返ってきてないというような状況です。これは刑事的に坂口さんがどうというような問題ではなくて、「町民の皆さまに迷惑をかけない。」というような事を言われた事についてですね、先程の清水議員に対する答弁ではですね、ちょっと色々は言われたのですが、現金負担についてもありますが、そういった事だけではなくというような事で濁されているんです。実質残りの3億50百万円については勿論日下さんから年金等で掻き集めて、勿論戻していただくというのは当然の事ではあるのですが、町としてどういう風にこれを回収していくのか、このまま塩漬けにしたままにするのかですね、これをですね、次の任期でやっていくのかどうかというのをまず確認をさせていただきたいんです。

お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この現金の部分については、柏木議員さん、また議員の皆さん方にもご報告しておりますとおり、これを帳消しにするとかそういったつもりはございません。と言いますのも、毎年この決算書にはその額はずっと残ってきます。残すような対応をしております。これは議員の皆さん方もご承知のとおりでございますし、決算書を見ていただければお分かりと思います。ただそれが、それに対する利息はどうなるんだとかそういう事は別にして、現金については毎年決算書の中でずっとこれは残り続けるであろうと思います。

これを全て「0」にすると、一般会計からこの分はもうお返ししたのですから「0」にするというような報告は一切いたしておりません。これは再度確認いただいても結構でございますが、返ってきた分は差し引きして毎年その分はご報告をしているつもりでございます。

そういった事で「一般会計からお返ししたのだから、この分は全て『0』ですよ。」というような事は、私は申し上げているつもりはございません。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ちょっと先程の質問で僕がお願いをしたかったのはですね、勿論そのままの状態ですっと置いておくという事自体は、日下さんからの年金は入ってきます、その分は差し引いていけると思います。ただ、そのままずっと何十年もいったとしても、恐らくこれはその分の穴埋めというのは出来切らないと思います。だからどこかの段階で何らかの策を以ってですね、対処をすると。これは普通のその一般行政を行っている金銭の支出とは別にですね、対処するという事でなければこの3億50百万円についての穴埋めが行われたという事は言えません。例えばその分余分に交付税をもらってきたからそれで埋めましたよっていうのは、交付税はこういうものに充てられないでしょうからそういう事は言えないと思うんです。

だから、それをどういう風に捻出するかというような事を考えられているかどうかなんです。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 これ何度も申し上げますが、そういった対応を今やるべきなのか。これ、今後日下前町長さんから年金のみならず、あるいは別の方法である程度計画的にお返しをいただける方法が提示されるのかどうか、これらはやはりそういう方法が今後、先程刑を終えての出所という事もお話もありましたが、その時点においてどういった対応をしていただくかという事もあるかと思えます。

今、確かにこの分を、何と言いますかね、交付税とかそういうので充当とかいう事も含めてでございますが、これまでも「こういった状況でございますので、職員の皆さん方にもご協力をお願いしたい。やはり住民サービスが低下しないようにするために、皆さん方の給与もカットさせて下さい。」という事は申し上げて来ました。

ある人から「じゃあ、職員さんも色々あるだろうけど、職員給与カットしてそれに充当したら。」というお話もお聞きいたします。給与カットでそれに充当するのであれば、それはその分ではほとんどもう3年間職員さんにもご協力いただいておりますので「それで充当しましたからこれだけ分減りました。」と、それを言うべきか。私はそれは別の話だと思います。それで充当するという段階には今は至っていないと思っております。税金のとかそういった色々未収分、それを全て帳消しにするといったような問題とはまた別問題であろうと思っております。

今の段階は、やはりそういった形で日下前町長さんからこういった方法でご返還いただけるかどうかという事、その分について我々としては出来るだけ、長期にわたるかも分かりませんがお返しをいただくという方向で進めて参りたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい。であればですね、日下町長、服役して4年位になりますが、この町長選挙終わって4年間の任期あるという事で、恩赦とかが無ければ日下町長8年間服役するという事です。日下町長が後々例えば働いてお金を返してくれるというような話であったとしても、この2期目の坂口さんの出馬としての公約と言うか、そういう約束事にあたらない訳なんです。

ただ、それを今例えばそれが1つの案としてですね、公務員の給与カットとかによって穴埋めするのとかどうかという案も出されましたけども、そういう事ではなくてですね、先日私が提案した事があるのです。ただ、先程の清水議員への答弁でもですね、きちんとした対応をしなければ同じ事が繰り返されるというような事もおっしゃってはおって、その対応をしていただいていたのだらうと思うんですけども、実質その後すぐ発覚した他の職員による不自然な出納の始末とかですね、前防災課長による横領とかですね、そういう事が起こっている訳なんです。だからこの部分につきましても、やはり結果としてはそういう事になってしまったというような残念な事例もあります。

で、先程申し上げた分について詳しく説明をいたしますが、実質お金は戻ってきてないんです。このお金は具体的にどういう対策を打って取り戻していくのかどうかというところの踏み込んでいくべきなんだろうと思うんですが、先日私はこの問題について弁護士と協議をさせていただきました。で、実は「あのお金を取り戻すには先物取

引会社を訴えればよかったのじゃないか。」というような話もありました。ただ今の時期になってはですね、時効になってしまっている部分もあると。「部分」なので、包括的に訴える事によって対応いただける可能性もありますが、そういう事もあってちょっと可能性は低くなってしまう事もあるというような話でした。

私が申し上げたのは、12月議会で町長職における高額な退職金について受け取らない事を求める質問でありました。4年間で15百万円という高額な退職金があります。これは坂口町長がどうかという事ではなくてですね、こういった相当大きい大事件を起こしてしまった、この「那賀町」というこの町のトップである町長という職位の責任だと、やっぱり捉えざるを得ないと思います。で、この職位に就くものですね、基本的には未来永劫、他の町長、首長と区別をして更なる自己を律する思い・行動を以って職位にあたっていかなければいけないものではないかなと思っております。

ですから、誰が町長であるとかないとかではなくて、町長としてこういう大事件を起こしてしまったその職位の者の後始末としての責任という風に捉えていただければですね、自ずとその行動は町民に強いメッセージを与えるような形でですね、表れてくるのではないかなと思いますが、先日その12月議会でですね、質問をさせていただいた時には「町長としては寄付が出来ないという事であるから、そういった返納とかいうような事は難しいのです。」というような見解であったと思います。そういった問題が解決されるのであれば前向きに考えていただけるのかどうかというのを確認をしたいんです。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私の退職金あるいは給与、それをカットあるいはもらう事を控えてそれを充当していくという事は、これは先程から申し上げておりますとおり、職員給与をカットあるいは他の部署で経費を節減してそれを充当するという事に何ら変わりはないと思っております。それを、そういう形をとってよいのであればそれはやぶさかではないと思いますが、それで解決する問題ではないと私は思っておりますので、今の段階は日下氏から少しずつでもいただくという事、そういう事で対応をして参りたいと思っております。

それ以外に、議員が今ご指摘あったように、責任問題、当時まで返るという事に持っていくべきなのか。私はそこまで弁護士さんともそういう話もしてきました。しかし、そこまでやって10年もかかるような裁判をやるべきなのかどうかという事も十分それらも含めての判断の結果で、私はそれではなく、やはり今の段階はやはりご本人さんにやはり一生かかってでも自覚をしていただき、お返しをいただく方向で我々は進めるべきと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これはやりようによっては色々あると思いますが、それは考え方の違いかなと思いますけれども、私自身はですね、この穴埋めというような、これは一種の考え方なんだろうと思うんですが、町長の退職金を積み立てていくという基金を積んで、勿論日下氏にはその出来る限りの返戻をしていただくという事でお願いを

するんですが、その何て言うか、貸倒引当金みたいな形でですね、基金を積んでいて、その職位にある者としての責任としてですね、そういった対応を取っていくというところから町民の信頼が生まれるのかなというのは思っております。

これは坂口町長ではなくてですね、次町長になられる方にとってもですね、同じ事でないかなと思いますので、これについてはですね、次期町長にも次の議会では同じような質問はさせていただこうとは思いますが、結局その日下さんからお金も戻していただかないというような事には全く考えておりませんので、そこの相違かなと思います。

この町は相当過疎化にも悩んでもおりますし、こういった大事件も勃発したという町であります。ただこれをいつ危機感を持ってですね、変えていくという強いリーダーシップを出していくかどうか、そういったところが強く求められているのではないかなと思いますけれども、やはり名古屋市長、良いも悪いも考え方があると思うんですが、この市長はですね、退職金をカットしております。その条例も持って参りました。「市長は特別職条例第3条第4項の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。」というような決意を示した条例を、市長に当選された時に打ち立てられております。これ自身はですね、名古屋は、ほとんどの方はお分かりとは思いますが、トヨタ自動車等の好景気もあってですね、日本で一番活況をしている町という風な捉え方もあると思いますし、那賀町と比べたら雲泥の差かと思えます。

で、この辺りからちょっと2問目に入っていく訳なのですが、立候補表明というのはですね、「やり残した事がある」というその言葉は多数の候補者が口にしますけれども、「公約」という4年間すべき事を約束する言葉を以って考えた場合に、やり残した事があるのは、これは公約違反とまでは言わなくても公約を達成出来なかったのではないかと思っております。公約を全て果たして、それ以上のものを4年間で残したから次はさらにその上澄みを期待して首長には託すべきものであると考えますし、約束したその過程に従って未来への期待を抱くものであると思っております。

この町はですね、過去4年間で1,000人以上の人口が減ってしまいました。またこの町長選挙が終わってですね、4年経てば恐らくまた1,000人以上が減るというような事で、8,000人位の人口になってしまいます。このペースでいけばですね、25年後の推計は現在のところは5,800名ほどと言われておりますけれども、それを大きく下回ってしまうほどの急速なスピードで人口減が進んでいってしまいます。

僕自身は自分の寿命から考えるとですね、あと50年は生きてもおかしくないような身ではありますが、この町はその頃には終わってしまうのではないかなという相当強い危機感があります。国の将来の観測では、住民が1人もいなくなってしまう集落が、この前の新聞のデータでは全国的にかなりの数に上っているという事で、そんな中でこの那賀町を考えてみた場合に、今の限界集落という数のほとんどはそういった無人集落になっていくというような事も容易に考えられるものです。

この那賀町は都会的なものは何もなくて、それを目指してももう仕様がないと勿論思いますし、そんな町だからこそ人の心を作り上げていかなければならないと思います。人の心はそのトップである町長の輝きとかリーダーシップとか魅力であると思っ

おります。率先して組織の部下に刺激を与えて、約300人の職員の方々に住民の皆さん方を引っ張っていくリーダーとなっていていただく、そして9,000人となった住民総出の町づくりをその強い思いを持った住民を育てる、それに励む熱い魂をいただきたいと思います。

「地域に人を残す、その下支えとなる教育に地域の夢をそそぎこむリーダーのカリスマを下さい。子どもたちの将来の夢が『坂口博文』である希望を下さい。」と申し上げて参りました。今、「もんでこい」という活動を行っております。私自身はこの活動は非常に優れた活動だと思っておりますが、「もんでこい」という言葉、町長自身からのトップセールス、呼びかけによって丹生谷出身者に夢と決意をもって呼びかけていただきまして、実際に引っ張ってきていただきたいんです。あなたと町づくりがしたいと、温かい人がたくさんいるこの町で住みたいと、熱く憧れを抱かせる町長がいるこの町であって欲しい、そういう町で住みたいというような町民そして丹生谷出身者、そして移住を考えている方々に強く呼びかけていただきたいんです。周りの町から、田舎の町であっても住んで来てもらえるような、憧れを抱かせる町長であっていただきたいんです。

人の心を変えるリーダーの熱い魂、訴えかける行動と、今その言葉をいただけたらと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さんの那賀町に対する思い、その事もお聞きしたいとは思いますが、これも逆質問になったらまた叱られるかも知れませんが、確か阿南商工会の青年部の理事長さん、理事長にご就任と・・・。

（柏木岳議員「阿南青年会議所です。」と呼ぶ。）

青年会の理事長さんでしょうか。

これ商工会とは関係ないんですか。

（柏木岳議員「関係ありません。」と呼ぶ。）

出来れば那賀町の青年会の理事長さんになっていただきたいかったんですが、これもそれぞれのお考えがあらうかと思います。

それから1点目の件につきましては、先程私が申し上げましたとおりでございます。私の退職金あるいは給料を基金に積み立ててお返しするという事については、今の段階ではそういった事で対応すべき問題ではないと思っておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

このリーダーとして、今までも言われてきましたが、那賀町の町長として子どもたちからそういった「町長に僕はなりたい。」というような町長になっていただきたいという事を、これまでも柏木議員からはそういうご質問もいただきましたしご提言もいただきましたが、私としてはやはりそのような憧れと言いますかね、そういう子どもたちに憧れていただければそれは非常に嬉しい事でございますが、やはりこれまでの公約の実現、また公約についてはやり残したことがあると。別の意味でやり残したのではございません。9点の、9つの項目のお約束事について中途半ばという事でこれをやり遂げたい、時間がどうしても足らなかったという事でご理解をいただきたいという事で、

継続的な事を申し上げている事でございます。

また、次のあと1期につきましても、やはりこれは実現に向かってやれる体制を作っていきたい。やれない事・やらないような事、ただ公約を並べるだけで私はそのつもりはございません。これまで4年間のお約束事で、やはりこの財政改革、そういった事についてはほぼ見通しがついたと思っております。ただやはりそれに併せての工業団地への林業関係、森林資源の活用した企業誘致の問題、そして地域特産物普及拡大と生産拡大、これらに対する支援もある程度は行ってきましたが、やはり財政の改革が優先をさせていただき、これも今始まったばかりでございます。これらについてもやはり今後支援を行っていきたい。また交通の高齢者に対する対策、足対策、これも今始めたばかりです。4年間の1年目からこういった事に取りかかれた訳ではございません。途中から財政がある程度安定してからやらせていただいた事でございます。

また防災対策、これらについても小中学校の耐震化についてはほぼ完了をする見込みも出来ました。しかし、まだ本家司令塔になる今回の大災害・大震災、こういった事に対応出来るのはやはり司令塔の庁舎です。そういった事についてもこれからやらなければならないところでございます。

情報通信につきましても、先程からもございましたように、この23年7月には地上デジタルの放送に切り替わります。これらにつきましても、ほぼ対応がもう出来てはおりますが、やはりこれらの最終的な段階は情報のセンター、そういった施設が整備され、そこに上流それから那賀町ケーブルテレビ、そういった施設が整備されて初めてまたそれらの対応をすべきと思っております。

今後においてはそれらのやはり最終的な仕上げと言いますか、お約束事の仕上げをさせていただきたい。やはりそれに併せてやはり森林資源を活用した企業誘致と併せて、やはり本当に林業の活性化、これについてはほとんどまだ手つかずでございますし、先程も申し上げましたように、国の施策という事も非常にチャンス到来というような形が出来上がってくるのでなかろうかと期待をいたしております。やはりそれに対応出来るような対策をこれからやらなければならないと思っております。

木造の住宅、これについても議会からも色々本当にご指摘も受けました、ご提言もいただきました。やはりこれらに対応すべき対策としても、第1弾としては先般も東京の港区での公共建物の木造の、木材の使用率の、内装材ですが、それらに対する協定も結んで参りました。やはりこれに対する供給のシステム、そういったものについても今後他産地に負けないような態勢を作っていく必要があろうと思っております。

やはり、そして議員ご指摘のとおり、高齢化も一段と進んでおります。また、そうした中で少子化と併せて高齢化対策もやらなければなりません。厳しい財政状況の中で、税配分・財源配分、これらをどういった配分にしていくかという事もやはり検討していかなければならないという時期に来ております。公共事業、重点のみならず、やはりそういった社会保障の対策についても財源配分という事を皆さん方とも十分ご協議をしながら対応していかなければならない時期に来ております。

そして、このまま推測していけば、それは確かに那賀町の人口5,000人になるのは想像よりも早いのかも分かりません。やはり、少しでも遅らせる、あるいは近付かないようにする、5,000人に近付かないような対策を進めるべきであろうと思ってお

ります。そのためにも那賀町で唯一の大企業であります大塚製薬、この企業に対する支援も必要です。規模拡大をしていただくための対策・対応、町としての対応、これは本当に重要になってくようかと思ひます。

高校の存続についても同じでございます。議会の皆さん方にも那賀高校の教育審議会にも加入を、参画をしていただくというご理解もいただきましたので、共にそういった事についてご協力をお願いを申し上げたいと思っております。

少子化対策につきましても、これはこれまで申し上げておりますとおり、この那賀町に住んでいれば子どもも安全で、そして保育料また医療費等、これらも他地域よりは本当に那賀町は優遇されているというような対応をしていけば、やはりここに留まっていただけると思っております。

そういった対策を今後私としては4月の統一選で2期目を任された場合については、それらに本当に今まで以上に粉骨砕身頑張つて参りたいと思っております。それらによって町民のご判断をいただきたいと考えておりますので、決して私はスターとかそういう憧れの的になろうという気はございませんが、那賀町として、いつまでも那賀町として生き残れる町づくりには最善の努力をして参りたいと思っております。

以上でございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、先程町長から質問がありましたが、私は青年団には入会はしておりますが、この「青年会議所」という団体がどういったものであるかご理解いただきたいと思ひます。

この団体は年間1人1人が100千円以上資金を拠出して町づくりのために充てているという団体でありまして、阿南市内にはありますが那賀町にはありません。で、阿南市は、阿南市の青年会議所は那賀町も海部郡のほうもオーバーラップしておりまして、そこでの活動も行っております。2年前には那賀町内で子どもの事業を行い、相当な評価をいただきました。

また、商工会青年部に関しましては、入会する意思はありまして入会したいと申し出ましたが、那賀町内に事業所が無いという事で入会が出来ませんでした。ちゃんと調べてから言っていたきたいと思ひます。

また、不正問題について、これが先程の「やり残した事がある」という事にあたらないのであれば不正問題はこれでおしまいという事になってしまいますから、それはそういう事じゃなくてやり残した事なんですからしっかりとやっていただきたいと思ひます。これで全然納得はしてないと思ひますよ。

先程の僕の前段の質問には十分述べさせていただきましたが、私が期待していた町長はですね、四国のある町におりまして、町長自らが日曜日に休みを返上してゴミ収集車に乗り、ゴミの回収にあたった町がありました。東北のある町では、町長自ら役場の便所掃除を引き受けたという町もありました。その町の町長は、引退をしようとした時に何十人もの町民が取り囲んで拒み、涙を流して慰留したと、そういった方がおられました。

この4年間、そんな町長が欲しかったのであります。そんな熱い熱いリーダーが私

の理想でありまして、この４年間の町長の姿は余りにも私の理想とは程遠かった。今回の私の期待する熱い魂の訴えも聞かれなかった。

選挙までの残り１か月、相当なる変化を期待して質問を終わります。

○大澤夫左二議長 柏木君の質問が終わりました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。３月１５日から１８日及び２２日は議案調査のため、３月１９日から２１日は休祭日のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よってそのように決定いたしました。３月２３日に再開いたします。

本日はこれを以って散会いたします。ご苦勞様でした

午後０４時３２分 散会

平成23年3月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年3月23日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 14名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
5番	清水 幸助	6番	植田 一志	7番	熊原 廣幸
8番	植北 英徳	9番	株田 茂	10番	吉田 行雄
11番	連記かよ子	12番	福永 泰明	13番	東谷 久男
15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二		

欠席議員 1名

14番 新居 敏弘

欠 員 1名

4番

会議録署名議員

9番 株田 茂 10番 吉田 行雄

議会事務局

局長 横山 尚純 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	中川 元一	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	岡田 正夫	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鵜澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	蔭原 秀一
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

日程第 1

議案第 7 号	那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
議案第 8 号	那賀町有施設整備等まちづくり基金条例の制定について
議案第 9 号	那賀町驚敷健康センター条例の制定について
議案第 10 号	那賀町阿井交流センター条例の制定について
議案第 11 号	那賀町那賀菊寮条例の制定について
議案第 12 号	那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第 13 号	那賀町技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 14 号	那賀町集会所条例の一部改正について
議案第 15 号	那賀町営住宅条例の一部改正について
議案第 16 号	那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第 17 号	那賀町保育所設置条例の一部改正について
議案第 18 号	那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について
議案第 19 号	那賀町特別会計条例の一部改正について
議案第 20 号	那賀町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 21 号	那賀町在宅介護支援センター条例の廃止について
議案第 22 号	那賀町老人憩いの家条例の一部改正について
議案第 23 号	那賀町簡易水道等条例の一部改正について
議案第 25 号	那賀町社会体育施設条例の一部改正について
議案第 26 号	平成 22 年度那賀町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 27 号	平成 22 年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
議案第 28 号	平成 22 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正 予算 (第 3 号) について
議案第 29 号	平成 22 年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算 (第 4 号) について
議案第 30 号	平成 23 年度那賀町一般会計予算について
議案第 31 号	平成 23 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算に ついて
議案第 32 号	平成 23 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計 予算について
議案第 33 号	平成 23 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算につ いて
議案第 34 号	平成 23 年度那賀町介護保険事業特別会計予算につ いて
議案第 35 号	平成 23 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算につ いて
議案第 36 号	平成 23 年度那賀町集落排水事業特別会計予算につ いて
議案第 37 号	平成 23 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算 について
議案第 38 号	平成 23 年度那賀町財産区事業特別会計予算について
議案第 39 号	平成 23 年度那賀町立上那賀病院事業会計予算につ いて
議案第 40 号	平成 23 年度那賀町工業用水道事業会計予算について
議案第 41 号	那賀町過疎地域自立促進計画の一部変更について
議案第 42 号	那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 43 号	定住自立圏の形成に関する協定の締結について
議案第 44 号	町道路線の認定について
議案第 45 号	町道路線の変更について

	議案第 4 6 号	那賀町鷺の里施設の指定管理者の指定について
	議案第 4 7 号	那賀町鷺敷野外活動センターの指定管理者の指定について
	議案第 4 8 号	那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について
	要望第 4 号	県立海部病院の地域医療の充実を求める要望について
日程第 2	議案第 5 0 号	物品購入契約の締結について （平成 2 2 年度きめ細かな交付金事業 公共交通バス購入事業）
日程第 3	報告第 1 0 号	専決処分の報告について （平成 2 1 年度相生中学校耐震補強工事 変更契約）
日程第 4	閉会中の継続調査について（議会運営委員会並びに各常任委員会）	

本日の会議に付した事件

- ・ 日程第 1
- ・ 「議案第 3 0 号 平成 2 3 年度那賀町一般会計予算に対する修正動議」
- ・ 日程第 2 から日程第 4 まで
- ・ 追加日程第 1 「「東日本大震災」被災者被災地受け入れを求める緊急決議」

午前１０時１９分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。大変予定時刻を過ぎましたが、ただいまの出席議員は１４名であります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告いたします。

本日、病気のために新居敏弘君から欠席の申し出がありました。

次に、町長からのお手元に配付のとおり、議案の提出通知がありましたので報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで、今まで時間も取りましたが、議案調整のため暫時休憩をいたします。

午前１０時２０分 休憩

午前１０時３８分 再開

○大澤夫左二議長 再開いたします。

日程第１、議案第７号「那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」から、要望第４号「県立海部病院の地域医療の充実を求める要望について」までの４２件を議題といたします。本件については、去る３月８日本会議において各常任委員会に付託し、審査が行われた事件であります。

以上の４２件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 植北君。

○植北英徳総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

〔植北英徳総務文教常任委員長、登壇〕

○植北英徳総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。

委員長報告を始める前に、今回の震災によりまして甚大な被害を受けられました被災者の皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。また、救援活動にあたっておられる皆様方にも感謝を申し上げます。

それでは、総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る３月１８日に開催し、定例会において付託されました議案第７号「那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」から、議案第４８号「那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について」までの２０件及び要望第４号「県立海部病院の地域医療の充実を求める要望」について審議いたしました。

その結果、付託議案について、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、要望第４号については継続審査とする事に決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第２６号「平成２２年度那賀町一般会計補正予算（第６号）について」であります。委員側から「この度東北地方において大震災が発生し、今後、耐震について住民にどのように啓発するのか。」との質問に対し、理事者側から「職員が地域に入

る事により耐震診断は70件行った。ただ、費用が嵩む耐震改修の件数は少ないが、もっと増やせるよう推進していきたい。なお、財政的な面もあるが、避難対策や地域の拠点の耐震改修については、早急な対応を行いたい。」との答弁がありました。委員から、「今回の震災を教訓として、防災意識を高めてもらいたい。」との意見が出されました。

次に、議案第30号「平成23年度那賀町一般会計予算について」、委員側から今回の大震災による財政への影響について質疑があり、理事者側から「特別交付税に影響する程度で済んでくれればと考えているが、今の段階では分からない。」との答弁がありました。

次に、もんでこい丹生谷について質疑があり、理事者側から「以前の活動から発展し、東京ではふるさと会が発足するなどした。また、この事業により町内での交流も深まり一体感が出てきており、ふるさとに目を向けてもらうためにも今年は関西地域で開催したい。」との答弁がありました。

次に、新王子原団地の外観について質疑があり、「主要な構造は木造で行うが、補助基準により準耐火構造にしなければならない。外観については設計者と検討するが、国の基準を満たさなければならない事をご理解願いたい。」との答弁がありました。

次に、教育費の教育振興計画策定について質疑あり、理事者側から「アンケート調査などコンサルを交えて協議すると共に、検討委員会を作り、他町村の事例を参考にしながら那賀町独自の計画を策定したい。」との答弁がありました

なお、要望第4号は海部郡内においては継続案件となっており、本町においても継続審査とする事にいたしました。

他の議案については、理事者側の説明に対し理解出来るものとして可決したものです。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

〔植北英徳総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長、株田君。

○株田茂産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

〔株田茂産業建設常任委員長、登壇〕

○株田茂産業建設常任委員長 おはようございます。

まずはじめに、この度の東北関東大震災におきまして被災に遭われました方にお悔やみを申し上げますと共に、1日も早い復興を祈念したいと思います。

それでは、産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る3月16日に開催し、定例会において付託されました議案第15号「那賀町営住宅条例の一部改正について」から、議案第45号「町道路線の変更について」までの10件について審議いたしました。

その結果、付託議案については、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第 23 号「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」であります。委員側より、木頭地区の簡易水道料金の値上げについて質疑があり、理事者から「23 年 4 月から 750 円とし、25 年 4 月から 1,000 円に段階的に引き上げる予定であり、なお、29 年 3 月までに町内の簡易水道を統合する計画であり、施設統合などのハード事業は多額の事業費が必要であり統一出来ない。水道料金等のソフト面での統合を目指すものであり、この計画を策定していないと配水池等の改修の場合、補助事業とならない。なお、計画では 10 ㎡当たり 1,000 円の予定であり、高いところは下げ低いところは上げるなどの水道料金の統一を図りたい。」との答弁がありました。

次に、議案第 26 号「平成 22 年度那賀町一般会計補正予算（第 6 号）について」であります。委員より、林業費におけるエコ住宅整備事業について質疑があり、理事者から「公営住宅として建設するが、皆で意見を出し合い、誰もが住んでみたいと思えるようなモデル住宅としたい。耐用年数は 25 年となっているのでその期間は売れないが、定住等を考えれば、25 年を経過すれば自分のものとなれるような事も検討したい。」との答弁がありました。委員からは、若者の意見を聞く事も大切であるとの意見や、繰越事業となるのでその執行に注意するようにとの意見が出されました。

次に、議案第 30 号「平成 23 年度那賀町一般会計予算について」であります。委員より、地域雇用創出事業における山の境界先行調査について質疑があり、理事者から「国土調査に反映させるが、二重手間にはならないようにしたい。」との答弁がありました。

次に、委員から「ユズ加工場も老朽化しており、機械の更新も行われていない。選果場の事も大切だが、原料としてユズを出荷している農家も多く、その対策も必要ではないか。」との意見に対し、理事者から「農協からの要望はないが、年数は経っている。」との答弁に対し、委員から「JA 阿南に働きかけてもらいたい。」との要望が出されました。

次に、間伐事業において、「切捨間伐は後の始末に心配がある。」との意見に対し、理事者からは「治山事業では単価が高く横倒しとなっているが、切捨間伐は作業員に依るところが多く、指導するしかない。」との答弁がありました。委員から「山を大切にし、整理した山にするためにも、業者と相談しながら実施して欲しい。」との要望が出されました。

他の議案につきましては、理事者側の説明に対し理解出来るものとして可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔株田茂産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任委員長、連記君。

○連記かよ子厚生常任委員長 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

〔連記かよ子厚生常任委員長、登壇〕

○連記かよ子厚生常任委員長 まずはじめに、被災地の皆様方の 1 日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る３月１５日に開催し、定例会において付託されました議案第１６号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」から、議案第３９号「平成２３年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」までの１５件について審議いたしました。

その結果、付託議案について、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第１６号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。本件について、委員側より「恒久的に定める事は出来ないのか。」との質疑に対し、理事者側から「年齢層を上げているところもあり、恒久的に出来ない事はないが県条例に合わせている。」との答弁に対し、「対象者の年齢についても検討してもらいたい。」との意見が出されました。

次に、議案第２６号「平成２２年度那賀町一般会計補正予算（第６号）について」であります。有害鳥獣捕獲委託料について、委員から「駆除班が委託料の事で解体すれば、一番困るのは住民である。」との意見に対し、理事者から「駆除班にはリスクや経費負担の事もあり、均等割と捕獲実績数による委託料を支払っており、この事を住民に周知すると共に、駆除班等の理解を得たい。」との答弁がありました。委員からは「高齢化による駆除班員減少の課題や、委託料については班員が納得して使われるよう指導すべきではないか。また、任意で提出してもらっている決算については、是正などの指導が必要である。」との意見に対し、理事者から「次の協議会で班員にも理解を得て、今後の駆除が出来るようにしたい。決算書についても、統一的な決算書になるようお願いし、改善措置を講じていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第３０号「平成２３年度那賀町一般会計予算について」であります。災害支援費についての質疑があり、理事者から「即座に対応出来るよう５００千円から１０百万円と大幅に増額した。今回の災害支援については、県とも協議し有効な支援活動を行っていききたい。また、３月までに対応しなければならない時は、予備費を活用したい。」との答弁がありました。また、支援基準が必要でないかとの意見に対し、理事者から「今回も要綱を作成するが、災害の規模や範囲によって基準を作成し、対応していかなければならない。」との答弁がありました。

次に、「わじき保育園跡地はどうするのか。」との質疑に対し、理事者からは「地元は、更地とし公園として使用したい意向であるが、今後の総会などで確認したい。」との答弁がありました。

次に、保健事業における健診者数について質疑があり、理事者から「特定健診については若干減少しているが、保健事業では横ばいである。」との答弁がありました。

次に、議案第３４号「平成２３年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」、委員から「給付費は確実に伸びるので、保険料を上げなくても良いのか。」との質疑に対し、理事者から「那賀町の保険料は県下でも下から２番目の低さであるが、今年はこの計画で行く。ただし、２４年度から始まる第５期介護保険事業計画では保険料も検討するようになる。」との答弁がありました。委員からは「健康器具などを使った予防に

力を入れてもらいたい。」との意見が出されました。

他の案件については、理事者側の説明に対し理解出来るものとして可決したものです。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔連記かよ子厚生常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、議案第7号から要望第4号までの42件についての討論を行います。発言ありますか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 討論の前に、議案第30号「平成23年度那賀町一般会計予算について」の議案につきまして、修正動議をお願いいたします。

〔修正動議提出、配布〕

○大澤夫左二議長 議案第30号に対しては、柏木君他1名から、お1人から、お手元に配りました修正動議が提出されております。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第7号から要望第4号の内、議案第30号「平成23年度那賀町一般会計予算について」は先議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって議案第30号を先議します。

よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

〔柏木議員、登壇〕

○柏木岳議員 まず、今回の書類作成にあたりまして、少しお手を煩わせました事務局また議員の皆さまにはお詫びを申し上げます。

「議案第30号平成23年度那賀町一般会計予算に対する修正動議」につきまして、説明をいたします。

修正提案の理由ですが、近年、シカ・サルなどによる農作物等への被害は深刻な状況で、全国の中山間地域に住む人々の共通の悩みとなっています。その鳥獣による被害を少しでも減らそうと、猟による頭数削減をここ数年実施してきましたが、委託先である猟友会の一部団体での報酬の分配に関するトラブルがあり、相談を受けました。

昨年9月来議員有志で調査をし、理事者にも解明・仲裁を依頼してきましたが、会員内部での不満・怒りは頂点に達したままであります。この問題に関し先日の厚生委員会でも議論となり、私は委員会後の再度の聴取調査で会員が和解している事が確認出来た事を付帯条件として賛成をさせていただきました。しかし、その後数時間にわたる聴取調査で、依然会員の間では不満が爆発し抜き差しならないところまで来ている事を確認し、問題の大きさを認識いたしました。

この問題の論点は、大きく2点あります。

1つは、任意団体内部の金銭トラブルであるため、委託料を支払う町は口出しが出来ないのかどうかという事です。しかし当該1団体に対してだけでも年間数百万円の資金が投入されており、その公金をもとに金銭トラブルが起こっているという事。そのトラブルは単なる喧嘩レベルの話ではなく、激怒している会員は刑事告発すら検討しているという事。聴き取り調査により、報酬の分配方法が民主的な手続きが踏まれていない事などを勘案して、このまま当該団体へ資金を拠出し続ける事は、現時点では町当局としてトラブルを助長してしまう恐れがあるとの判断に至りました。

もう1つの論点は、ではこの予算を原案どおり満額認めないと当該団体の構成員がやる気を失い、害獣駆除を行ってくれなくなるのかどうかという点であります。この点については、実は既にこの金銭トラブルが表面化した時点で、激怒している会員のほうがこのトラブルが解決するまでは駆除班には加わらないとの決意を持っており、駆除班の崩壊はこの予算を認める事によって更に助長する事に繋がります。また、この会員は、この問題が解決されれば被害に困っている町民のために害獣駆除を再開したいとの思いも聞かせていただきました。更に「うちの班のみの問題でよその班に迷惑はかけられない。」とも語っていただき、有害鳥獣駆除捕獲委託料18,200千円の内、当該団体の過年度におけるおよその実績分2百万円のみを問題とする事に至りました。

よって、駆除班の再構築にあたっては、不透明な会計処理の解明と今後の報酬分配における民主的なルール作りが欠かせないものであると強く認識しております。一部議員の方より、理事者側へ会計処理の解明と会員間の和解に向けた仲裁の努力を依頼しておりましたが、問題発覚後半年経っても遅々として進んでおりません。

このような処理は予算の提出以前に行うべき当然の事であり、処理をないがしろにしたままで予算提出など認められるはずもございません。不透明な会計処理が明白となり、民主的な報酬分配手続きが整うまで当該団体実績分にあたる予算規模については予備費に移しておく事が妥当であり、また懸案が解決され次第、補正予算で上程していただければ結構です。今年度までも支払時期は年度末であり、解明までに十分な時間があります。理事者側には速やかな行動を求めます。

この予算額に関しまして、歳出の款：衛生費、項：保健衛生費の537,084千円を535,084千円、2,000千円の減額をいたしまして、款・項：予備費の30,000千円を32,000千円に改めるという事の修正を提案いたします。

参考資料といたしまして事務局作成の添付資料をつけておりますが、分かりやすく言うのですね、説明の部分の有害鳥獣駆除捕獲委託料18,200千円の内2,000千円を減額し、予備費に回し16,200千円とすることを提案したいものでございます。

よろしく願いいたします。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 私のほうからは、今柏木議員さんから出されました修正動議につきまして、反対の立場で一言言わせていただきます。

今言われましたように、非常に公金を使った形の有害駆除という事で、地域住民にしましてはこの那賀町だけでなく全国的に鳥獣害の問題が広がっております。で、何が問題かって言いますと、やはり誰でもこの有害駆除が出来ないという事で、やっぱり狩猟免許なり猟銃の免許を持った方に依頼していく形が今取られております。で、当然として、町としてもそういう面で色々配慮をいただきまして、平成の21年度からこういう形の委託料を出して、各駆除班に少しでもそういう負担を減らした形でやってもらえるという事でやられている訳です。

住民の皆さんもご承知だろうと思うんですが、那賀町には6つの駆除班があるという事で、それぞれの駆除班におきまして相当苦勞なされてそういう有害鳥獣の駆除にあたられていると思う訳ですが、1日出てもお金にならなかったり色々ある訳ですが、この前鳥獣害の特別委員会で資料を見せていただきますと、22年度の実績だけでもシカが740頭余り・サルが180頭余りという事で、かなりの実績を上げられていると思います。勿論各個人が、何ですか、網を張って防御しておる訳ですが、それにかかったシカ等もそういう駆除班の方に処理をしてもらわんとやっていけんと。非常に高齢化も進んで、シカとかサルはどんどんと民家に押し寄せてくるような状況で、大変苦慮しております。

で、先程言われましたように、町の予算としては多額な金額が出ていっておる訳ですが、それも1つの形としてですね、住民のために町として実施されている事でありますので、もしこれが例えその1つの班であってもその影響っていうのは、皆が好き好んで中々駆除に行っている訳でもないと思います。それと、もしその駆除をやってもらえなくなると、隣の駆除班から来てやってくれていう事も今の状況では出来ないというような事で、一番困るのは地元の住民たちな訳です。それを一生懸命に守っていつて何するのが、我々地域の貢献するための議員とか町の立場でなかろうかと思います。

今言われました件につきましては、私としましては出来ればこういう事で反対をしたいという事です。

先程から言われております東日本の大震災が起こったテレビなんかを見てみますと、やはり人と人が助け合ってますね、生き抜いていくという形で復興を目指しておるという事から考えても、この地域でお互いに助け合っていける状況を作っていただいでですね、町が勿論お金が出る事なので指導はどんどんしていつてもらいたいと。で、この4月にもそういう会もあるという事なので、そういう事も含めてですね、なるべくそれが止まらないような形で、我々も努力しますし町のほうからも努力していただければと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 次に、賛成の方があれば討論を。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 去年の・・・申し訳ありません。ちょっと風邪をひいておりまして、声

がおかしくなっております。お聞きにくい点があるかも知れませんが、申し上げます。

昨年の9月10日に、9月定例議会におきまして清水議員の一般質問により、現在この修正動議が提出されている、修正動議が提出され議論に上がっている当該の捕獲班における問題が表面化いたしました。その当日、9月10日の夕方に緊急の鳥獣害対策特別委員会を開催し、その後も当該の捕獲班が他の5つの班と同様に十分活動していただけるようにすべく、町当局に対して何度も鳥獣害対策特別委員会において要請をして参りましたが、先日の特別委員会において提出されました22年度の有害鳥獣捕獲実績を見てみまして、その当該の捕獲班の実績の低さに愕然といたしたところでございます。

ちなみにシカにおきましては、21年度は当該班以外の他の5つの団体の平均でございますが69頭の捕獲実績でございます。その当該班の捕獲班、問題になっておるところでございますが、そこは実績は40頭ございました。そして、全体に対して占める割合は10.4%であります。

問題の22年度は、当該以外の他の5つの団体の平均は21年度に対して倍以上の145頭であるにもかかわらず、その当該団体は21年度の半分に減り21頭であり、全体に占める割合に至っては2.8%と、前年度の4分の1に激減をしております。前年度以前において捕獲班に対して支払われた委託金が本当に有効に行き渡っておれば、これほどの数字に表れてくるはずがございません。

ここは予算を修正し、当該の捕獲班の委託金相当部分を減額し、町当局に対して当該の捕獲班が活発にそして実動者たる班員が気持ちよく活動に従事してもらえるように、十分の指導を再度行うよう求めるものであります。そして、その後にもまた改めて必要であれば補正予算の計上を願います。

今、提出されているこの委託金の予算の執行は、現在から9か月後の12月、そしてまた来年の4月という遙か先に必要な予算でありますし、全体の18,200千円の内2,000千円減という修正で、他の5つの班に対しては予算において何ら迷惑をかけるものではございません。敢えて言うなら他の、他の5つの班の常日頃の熱心な活動に対し敬意を表し、また心から感謝をし、これからもお一層の活躍を期待するところでございます。また、当該の班に対しては、町当局の十分な指導とそれに見合う成果を今後において出していただきたいとお願いするものでございます。

私はこのように考えまして、予算の修正の賛成をするものでございます。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 次に、反対の討論者があればどうぞ。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 私は、この修正動議について反対の意見を述べたいと思います。

この件が果たして予算を修正してまでしなければいけない事でしょうか。この鳥獣害によって災害を受けておると言いますか、住民の切なる願いは鳥獣害の被害を幾らでも少なくして欲しいという願いであります。そのためのこれ制度でございます。そしてそれを実施していただいているのは、飽くまでもボランティアの団体でございます。任意

の方です。それをこのグループが多いとか少ないとか、これは私たちが論ずる問題ではございません。これは飽くまでも、その当該団体のこういうボランティアの意識にお願いをしておるところでございます。

そして、ある特定のグループの内部で色々その配分等において内輪揉めがあるというような事ですけども、これは飽くまでのそのグループ内の私憤でございます、それをこういう場で論議するのは如何かと思えます。そしてこの支給にしましても、理事者の裁量によって、その指導内容によって決めればいい事で、予算を修正してまでするような事ではないと思えます。

従いまして、私はそういう事でこの動議に反対いたします。

○大澤夫左二議長 次に、賛成の討論がある方はどうぞ。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

(横山尚純議会事務局長「賛成討論、発議者になっていますので、東谷さんは。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 あ、ちょっと。

○東谷久男議員 私がするのは具合悪いかえ。

○大澤夫左二議長 発議者になっておりますね、あなた。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 昨年の9月議会で一般質問させていただき、この問題を取り上げさせていただきました。

問題の原点は、その年度、駆除班のメンバーの方たちが鳥獣害の駆除作業に参加出来なくなった、参加していない。聞いてみますと、その当該年度には参加出来なくなってしまった。我々は那賀町民のために如何にシカ・イノシシ等の鳥獣害を減らしていただけるか、駆除班の方たちに如何に気持ちよく参加していただけるか、それが我々の議会の1つの予算付けての方向でもありました。現実問題としてそういう問題が起こったのであれば我々議会は当然参加すべきであり、気持ちよく参加していただくためにはどうすればいいのか、それが提案、提起した最初であります。

あれから半年、行政側に「何とかならんのか。気持ちよく参加していただけるような方策を考えて欲しい。」とお願いしてありました。去る12月議会においても田中議員から、決算報告書等を出していただき何故問題が起きたのかを精査しようではないかという提案があったはずです。

実際、問題点をどのようにしていいのか云々というのは正直分かりません。ただ、飽くまでも委託料として払われる鳥獣害委託料というのは公金であります。公金である以上如何に有効に使っていただけるか、そしてどこかに間違いがある、間違いではないけど疑問点があるというのであれば、我々は当然それを精査する義務があるのではないのでしょうか。今回我々はそれぞれに有志において、議員有志において一定のものを調べさせていただきました。

現段階においてこの修正動議は当然ではないかと個人的に思っ、修正案に賛成させていただきます。

○大澤夫左二議長 次に、反対討論者ございますか。

○大澤夫左二議長 なければ、討論を終了いたします。

これから議案第30号「平成23年度那賀町一般会計予算について」採決を行います。

○植田一志議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、植田君。

○植田一志議員 私、この採決につきまして退席させていただきますが、よろしいですか。

○大澤夫左二議長 議員として出来得るだけの努力はしていただきたいのですが、どうしてもという事になれば、許可しますが。

〔植田一志議員、退席。出席議員13名となる。〕

○大澤夫左二議長 まず、本案に対する柏木君他1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に原案、議案第30号「平成23年度那賀町一般会計予算について」、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立多数であります。したがって議案第30号については、原案のとおり可決されました。

○大澤夫左二議長 これより、入場を許可します。

〔植田一志議員、出席。出席議員14名となる。〕

○大澤夫左二議長 これより議案第30号を除き、議案第7号から要望第4号までの41件についての討論を行います。発言ありますか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっと確認をしたいのですが、もう1回ちょっと議案のどこからどこまでか、お願いします。

○大澤夫左二議長 30号を除く、議案第7号から要望第4号までの41件です。

○柏木岳議員 はい、分かりました。

○大澤夫左二議長 30号を除いております。

○柏木岳議員 はい、それでは議案第43号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」、これも含まれているという事でよろしいですね。

はい、この議案について反対の立場で討論させていただきます。

この定住自立圏の問題につきましては、昨日までの質疑でですね、まず那賀町にとってこういったメリットがあるのかという点について聴き取りを行ってきておりましたが、実質議案提出者である町長及び担当課長のほうからですね、明確なメリットが何というのが私にとっては理解出来なかったものでございます。年間10百万円程度の補助

金がくれる可能性はありますが、こういった定住自立圏という行政のくくりをですね、広くするとか変えるものについてはですね、もう少し慎重な審議が必要であります。

以前からも申しておりますように、那賀町は5町村が合併をして、その合併の弊害につきましても町民の方々からお叱りをいただきながら、またもう少し改善を図って欲しいというような激励もいただきながら日々悩んでおるところでございますが、こういった定住自立圏の形成に関する内容がどこまで町民に伝わっておるのか、甚だ疑問なところでございます。

阿南市が中核となって、どんどん人口を流出していくのを圏域として止めるという事につきましては、その案についてはですね、賛成する部分もありますけれども、現在の進め方ではですね、十分住民に浸透していないというような事もありまして、那賀町内からの人口流出がどんどん進んでいってしまう恐れもある、その引き金になってしまうという危機感もありますので、この定住自立圏の形成に関する協定につきまして、時期尚早という事で反対とさせていただきます。

○大澤夫左二議長 他に討論の方、ありませんか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 今の43号の事について、賛成の討論をしてもよろしいですか。

○大澤夫左二議長 はい。

○古野司議員 ただ今柏木議員から、この43号の「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」という事に対して、反対の立場での討論がございました。

私もただ今柏木議員が申されておられた事は、確かに危惧をいたしております。しかし、この自立圏の構想を事前に理事者から昨年来説明を受けておる当初の時、まず第一に火葬場を阿南市の住民と同じ単価にさせていただけるという阿南からの提案があったという事がまずありました。私はその事も含め、最初に理事者から説明を諸々受けた事を含めて、これは前に向かっていかなければならない、賛成をしなければならないという風に、話を聞いた当初から考えていたしておりました。

しかし、日が差し迫ってきまして理事者からの説明を改めて聞きますと、全てまだ絵にかいた餅であると、多くの事は煮詰まっておらず、この自立圏構想が締結された後に最終的な詰めは行われるという風な説明でございました。しかし、この火葬場の件もそうでございますし、また那賀町にとって大きな懸案となってきましたゴミ焼却場の事も然りでございます。共にこの定住自立圏構想をこれから詳細を阿南市と共に詰めていく中で、この大きな2件、これを理事者の方、詰めていただくと、住民にこの件がプラスに働くようにしていただくという事を先の協議会でもお約束をいただいておりますし、その事を信じて、遂行していただけると信じまして、賛成をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 41件についての討論、他にございませんか。

○大澤夫左二議長 賛成・反対、関係ありませんよ、討論ですから、各案件に対する。

○大澤夫左二議長 これで討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第7号「那賀町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」採決します。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり、決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「那賀町有施設整備等まちづくり基金条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「那賀町驚敷健康センター条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「那賀町阿井交流センター条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「那賀町那賀菊寮条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「那賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって議案第１２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号「那賀町技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって議案第１３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号「那賀町集会所条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号「那賀町営住宅条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第１５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１６号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号「那賀町保育所設置条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号「那賀町へき地保育所設置条例の一部改正について」採決いた

します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「那賀町特別会計条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「那賀町国民健康保険条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「那賀町在宅介護支援センター条例の廃止について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「那賀町老人憩いの家条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「那賀町簡易水道等条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「那賀町社会体育施設条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「平成２２年度那賀町一般会計補正予算（第６号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「平成２２年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「平成２２年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第３号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第２８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号「平成２２年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第４号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第２９号は、委員長報告のとおり

可決されました。

次に、議案第 3 1 号「平成 2 3 年度那賀町国民健康保険事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第 3 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 2 号「平成 2 3 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第 3 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 3 号「平成 2 3 年度那賀町後期高齢者医療特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第 3 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 4 号「平成 2 3 年度那賀町介護保険事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第 3 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 5 号「平成 2 3 年度那賀町簡易水道事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第 3 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 6 号「平成 2 3 年度那賀町集落排水事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第３６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号「平成２３年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号「平成２３年度那賀町財産区事業特別会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第３８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号「平成２３年度那賀町立上那賀病院事業会計予算について」採決します。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第３９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号「平成２３年度那賀町工業用水道事業会計予算について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第４０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号「那賀町過疎地域自立促進計画の変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号「那賀町辺地に係る総合整備計画の変更について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第４２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立多数であります。よって、議案第４３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号「町道路線の認定について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第４４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号「町道路線の変更について」採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第４５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号「那賀町鷺の里施設の指定管理者の指定について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第４６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号「那賀町鷺敷野外活動センターの指定管理者の指定について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第４７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号「那賀町森林総合利用施設（わじきラインキャンプ村）の指定管理者の指定について」採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第４８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第４号「県立海部病院の地域医療の充実を求める要望について」は、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。

日程第２、議案第５０号「物品購入契約の締結について（平成２２年度きめ細かな交付金事業 公共交通バス購入事業）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第５０号についてご説明を申し上げます。

議案第５０号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成２２年度きめ細かな交付金事業 公共交通バス購入事業」について、専門業者３社を指名し競争入札を行いました。

入札の結果、「いすゞ自動車中国四国株式会社徳島支社」と消費税を含め８，２２１，５００円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものであります。

どうかご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより、議案第５０号を審議いたします。

なお、内容の説明を求めます。

○大下雅子住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 大下住民課長。

○大下雅子住民課長 議案第５０号は「物品購入契約の締結について」でございます。

朗読を以って説明に代えさせていただきます。

次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。平成２３年３月２３日提出、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成２２年度きめ細かな交付金事業 公共交通バス購入事業。契約の方

法、指名競争入札。契約金額、8,221,500円。契約の相手方、徳島県徳島市中吉野町2丁目13番地、いずゞ自動車中国四国株式会社徳島支社 支店長 森本哲生。

使用目的は木頭地区の町営バスでございまして、29人乗り車両1台でございまして。この事業の入札結果につきましては、別紙入札比較表をご覧ください。請負率にしましては83.71%でございまして。

よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 説明が済みまして。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。

議案第50号「物品購入契約の締結について（平成22年度きめ細かな交付金事業 公共交通バス購入事業）」は、原案のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、報告第10号「専決処分の報告について（平成21年度相生中学校耐震補強工事変更契約）」について説明を求めます。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 それでは報告第10号、専決処分の報告について。下記の件につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

専決第8号、平成21年度相生中学校耐震補強工事 変更契約。平成23年3月23日提出、那賀町長 坂口博文。

専決第8号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年3月10日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成21年度相生中学校耐震補強工事。契約の方法、変更契約。契約の金額、増額5,368,650円。変更前192,174,150円。変更後197,542,800円。契約の相手方、株式会社新居組・竜田建設有限会社・有限会社四宮工業平成21年度相生中学校耐震補強工事共同企業体、代表者 那賀郡那賀町掛盤字名古ノ瀬7番地2、株式会社新居組 代表取締役 新居 健一。

なお、変更理由につきましては、消防署等の指導がございまして、現在の消火栓では校舎全域をカバー出来ないため、消防法の規定により校舎全域をカバーするために、パッケージ型の消火設備を校舎に3か所配置した事による消火栓設備工事の変更、また仮設職員室のLAN設備の設営・撤去及び耐震工事により撤去していたLAN設備の復旧、ネットワークシステムの再構築等を追加した事によるLAN配線工事の変更であり

ます。

よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

ここで5分間休憩を取ります。

午後00時05分 休憩

午後00時15分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

日程第4、「閉会中の継続調査について」議題といたします。

お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件はこれを各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に決定いたしました。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、柏木君。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 ここで、緊急決議を提出させていただきます。

「東日本大震災」被災者避難地受け入れを求める緊急決議。上記議案を別紙のとおり那賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

「『東日本大震災』被災者避難地受け入れを求める緊急決議（案）。地震発生直後の3月14日、被災者への救援物資を届ける緊急決議が全会一致で可決承認されました。しかし、その後、死者・不明者は日ごとに膨れ上がり、数万人規模になってきました。また福島での原子力発電所事故も広がり、考えられないほどの広域に避難者が出る事態となりました。

我々はこの震災に対し、日本国民として強い意識を持って臨まなくてはなりません。数十万人規模での生存被災者は日々の暮らしにも困窮し、一時的に被災地を離れる被災者も相当数出始めました。

町内には20戸以上の空きの町営住宅があります。本町も土砂災害、洪水災害に悩まされる町として、そして過去の木沢地区等の被災を援助頂いた町として、刻一刻と変わるこの度の大震災に対して機敏に反応しなければなりません。

全国各地では数百もの自治体が被災者受け入れに手を挙げています。徳島県も最大2千人の被災者を受け入れる方針を固めています。那賀町としても可能な限りの空き住宅を開放し、備品や移動支援を含む予算立てもあわせて、力強い支援の波に加わるべきです。

本町にとっても被災者の受け入れは、日々の町民との交流によって、南海地震を想定する町民の防災意識の向上にもつながります。

理事者の機敏な決断と対応を強く求めるものであります。

以上、緊急決議する。平成23年3月23日 那賀町議会。」

よろしくお願いいたします。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 お諮りします。ただ今柏木君から「『東日本大震災』被災者避難地受け入れを求める緊急決議」の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

「『東日本大震災』被災者避難地受け入れを求める緊急決議」の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とする事に決定いたしました。

追加日程第1、「『東日本大震災』被災者避難地受け入れを求める緊急決議」の件を議題といたします。

本件については、提出者の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」といたします。

これより討論を行います。発言ある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「討論なし」とします。

これより採決いたします。「『東日本大震災』被災者避難地受け入れを求める緊急決議」の件について、これを原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、「『東日本大震災』被災者避難地受け入れを求める緊急決議」の件は可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は、全て議了いたしました。

町長から挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ただ今「『東日本大震災』の被災者の受け入れの緊急決議」をいただきました事、厚く御礼申し上げます。

ただ、町といたしましては、もう既にこの県が受け入れる2,000人という枠の中に、那賀町からはこういう状況で受け入れは出来ますという報告をいたしている中に含まれているという事もお理解をお願いを申し上げたいと思いますし、また医師の派遣につきましても本日帰町する予定ですが、県下で一番に医師の派遣をしたと、那賀町からは派遣の第1陣でございます。そういった事で、町としても出来る限りの今支援を急遽行っているところでございますので、どうか議会の皆さん方にもその点もお理解をお願いを申し上げ、また議会の議員さんにおかれましても、そういった事で色々な場面での協力的な行動をお願いを申し上げたいと思っております。

それから、窓口におきましての義損箱で募金を募っております。これらにつきましても、お金でございますので毎日集金をし金融機関に預けている訳ですが、現在の3月の22日時点で1,320千円という募金が集まっております。そういった事で、今後今

日明日中に、今日中ですか、職員からも義捐金を集金する事にいたしております。今月中に職員また職員組合等からもその義捐金については募集を行い、そしてまた町といたしましても、県と今物資も含めて協議中でございますが、義捐金につきましてはたちまち2,000千円の支出をさせていただきたいと思っております。4月早々になろうかと思っておりますので、その点ご認識とご了解をお願いを申し上げたいと思っております。

人的派遣につきましては、医療団につきましては先程申し上げましたとおり第1陣が本日帰町する予定ですが、現場の状況という内容につきましては、詳しくは帰ってからの報告という事をお聞きしておりますが、途中からの携帯電話等での報告では非常に厳しい環境の中にあるという事で、その状況の報告からして本当に被災者の皆さん方には心より改めてお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、住宅の確保等につきましてもこれも既に調査は行っており、またケーブルテレビでも放送をさせていただいておりますので、議員の皆さん方にもご協力をお願いを申し上げたいと思っております。

それから本題の、本3月の定例会におきましては、本日まで議案に対して慎重審議ご審議をいただき、全議案ご承認を賜りました事に対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。またこの予算の執行にあたりましては、報道でもされておりますとおり、その国・県の関係の補助金また一括交付金を含めて、子ども手当も含めてでございますが、変更の可能性がございます。そういった事も含めて、執行にあたっては色々と臨時議会をお願いをする場合もあろうかと思っておりますので、その点についてもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

また、先程の色々ご審議いただきました有害鳥獣対策の予算の執行につきましては、この23年度分においてまでは従来の執行体制・方法という事で、お願い、ご理解もいただいたところでございますが、やはり今後におきましてはそれぞれの駆除班の皆さん方に十分ご理解をいただき、そしてその班員の十分な皆さん方の理解の上で駆除が一層効果が上がる事をその事も含めてご理解をいただいて、町としても違った方法にするべきかどうかについてご協議をさせていただき、予算の執行に努めて参りたいと思っております。

また定住自立圏構想については、明日調印を行う事にいたしております。3時以降になろうかと思っておりますが、議会の皆さん方の議決をいただいたおかげで、明日3市町で調印をする事にいたしております。やはりこれらにつきましては、ビジョンの策定、これが一番重要になってこようかと思っております。やはり那賀町にとりましても、またこの圏域の町づくりにとりましても、やはり素晴らしいビジョンになる事を期待をいたしております。その点、その策定経過において議員の皆さん方にもそれぞれご相談を申し上げる事になろうと思っておりますので、その点よろしくお願いを申し上げまして、この私にとりまして1期の4年間、色々長い間ご迷惑もおかけし、してきましたが、皆さん方の温かいご支援をいただき、最後の本定例会を務めさせていただく事になりました。本当にありがとうございました。

どうか今後ともよろしくお願いを申し上げ、そして今後那賀町にとりましても本当に色々厳しい、財政を含めてでございますが、状況が続こうかと思っておりますが、どうか議員の皆さん方の変わらぬ温かいご支援をお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさ

せていただきます。

本日はありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る３月８日に開会以来本日までの１６日間、議員各位の熱心なご審議を賜り、ここに閉会を迎える事になりました。これもひとえに各位のご精進の賜物であり、心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

今定例会中には東日本関東大震災、このような未曾有の大震災が発生し、被災者の方は無論の事、全国に、いや世界にこの凄まじい被害の状況が行きわたりました。本町にとっても、ただ今も決議もございましたが、町民の皆さまにとっても我々は直接の被災は受けておりませんが、しかし心に大きな衝撃を受けました。

本町では自然災害が常に心配される町であります。この度の大きなこの大震災が、ある意味で大きな教訓を我々にも与えております。本議会にはダム堆砂問題特別委員会という委員会もありますが、これを閉会中に早速発展的に審議賜りまして、災害を、もう一度自然災害を受けた時、どういう事を一番大切なのか、教訓を活かしながらこういうご審議をいただけたらと思います。

お見舞いやお悔やみは言葉尽くせませんが、我々は日本国民の１人として、被災された方、被災地の方に出来るだけの支援をしていきたい。またこの支援という事業は長期にわたる事が十分見越されます。そういう事で、また閉会中にも町民の皆さまから議員各位も色々なご意見も拝聴する事になると思いますが、我々は一旦災害を受けた時、如何に人と人との絆、これが大切かを目の当たりに毎日報道等で見させていただき聞かせていただきました。

こういう予想はしながら、いつまたどんな大震災が起きるか分からんと言われるこの状況の中で、今までの災害対策以上の具体的な事も全て力を合わせて協議をし、常日頃にその事に備えたいと思いますので、議員各位におかれましても行政の担当者におかれましても、なお一層この事を最優先の１つの那賀町の議題としてご審議賜り、実のある対処がとれる事を特に切望して、閉会にあたりましての議長としての御挨拶の１つにさせていただきますと思います。

大変今議会中は白熱したご議論等もいただきました。

これを以って、平成２３年３月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞でございました。

午後００時３３分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員